

**高崎健康福祉大学**  
**平成 30 年度 点検・評価報告書**

# 目 次

序章 .....	- 1 -
第1章 理念・目的 .....	- 2 -
第2章 内部質保証 .....	- 6 -
第3章 教育研究組織 .....	- 14 -
第4章 教育課程・学習成果 .....	- 17 -
第5章 学生の受け入れ .....	- 42 -
第6章 教員・教員組織 .....	- 49 -
第7章 学生支援 .....	- 54 -
第8章 教育研究等環境 .....	- 64 -
第9章 社会連携・社会貢献 .....	- 74 -
第10章 大学運営・財務 .....	- 81 -
第1節 大学運営 .....	- 81 -
第2節 財務 .....	- 88 -
終章 .....	- 91 -

## 序章

本学は、人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げて、健康福祉学部医療情報学科(開学当時:健康情報学科)、社会福祉学科(開学当時:保健福祉学科)および健康栄養学科の1学部3学科の体制で平成13年4月に開学した。以降、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、同理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科を次々と開設し現在の4学部7学科体制を確立し、平成31年4月からは新たに農学部生物生産学科を加えた5学部8学科体制が出来上がることになる。また大学院については、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程、保健福祉学専攻および食品栄養学専攻博士前・後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程、保健医療学研究科看護学専攻、同理学療法学専攻修士課程を設置している。

この間、教育研究活動や運営に関する自己点検・評価を継続して実施してきており、平成21年に公益財団法人大学基準協会による第1回目の認証評価を、平成28年には第2回目の認証評価を受審して、いずれも「大学基準に適合している」との評価結果を得ている。

今回刊行する本書は、本学自己点検・評価規則の定期的な点検・評価の実施と公表という取り決めに基づきFD・自己点検委員会を中心に作成したもので、公益財団法人大学基準協会の示す第3クール10の点検・評価項目に沿って、いずれも全学的な視点から記述されている。特に今回は新たに追加された「教育の内部質保証」という項目を強く意識しているという特徴があり、3つのポリシーと教育課程、学習成果の可視化といった視点が強調されたものとなっている。

本学は認証評価制度の施行以来、PDCAサイクルをにらみながら大学改革のための方策を本学独自の手法で全学的に対応してきた。本書にはその成果も随所にちりばめられているはずである。また現在も改革すべき課題として残っているものについては問題点として記載し、今後の課題として改めて認識し対応を促すこととした。本書の作成にあたっては、FD・自己点検委員が学内関係各署と連携を取りながら全学で取り組んだ。学内全教職員が本報告書を熟読し、自らの教育、研究、地域貢献、学生支援活動等を振り返り、今後の向上のための参考とすること、また一方で地域社会に対しては、本報告書を公表することで、本学の諸活動に対する理解が一層進むことを切に願うものである。

平成31年3月

高崎健康福祉大学学長 須藤賢一

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点 2: 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性
--

#### <大学の理念・目的の適切な設定>

高崎健康福祉大学は平成13年(2001年)に人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念にあげて開学した(資料 1-1、1-2)。本学園創設者である須藤いま子が群馬県高崎市嘉多町に開設した須藤和洋裁女学院の昭和11年(1918年)から始まり、平成28年度で80周年を迎えた歴史ある法人である。須藤いま子は教育理念として「感謝・奉仕・融和」を挙げていたが、本学はその理念を「自利利他」として受け継いだ。「自利利他」は比叡山開山の祖である最澄伝教大師が説いた仏教用語であり、「人々に貢献し、人々を支えること。そこに人々の喜びや笑顔があり、それを自らの喜びや生きがいとする」という理念であり、人間尊重、人間理解を基調として、人の喜びを自分の喜びとすることである。その意をわかりやすく学生やそれを支える教職員が目指す基本的な理念とするため、「健大精神」を掲げている(資料 1-3【ウェブ】)。この健大精神は在籍するものにとって極めて受け入れやすい基本的行動指針ともなっている。

本学は建学の理念および健大精神を踏まえ、大学および大学院の目的を学則および大学院学則に次のように適切に定めている(資料 1-4、1-5)。

#### (大学)

本学は、教育基本法および学校教育法に従い、健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法及び子ども教育の観点から総体的に捉え、快適な人間生活の方策を攻究すると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成を目的とする。
--

#### (大学院)

本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の健康と福祉の増進に貢献することを目的とする。
---

これらを基に学部学科および研究科専攻ごとに人材育成の目的として設定している(資料 1-6～1-14)。

#### <大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学では、高等教育機関としての社会的責任は第一に社会に有益な人材を養成すること、第二に知的活動によって学術・学問の継承・発展に寄与するとともに社会をリードし社会の発展を支えていくこと、第三に地域社会の人々の知的探究心に応えるべく開かれた大学であることであると考えている(資料 1-2)。それらをかなえるべく、本学は平成13年(2001年)に医療情報学科(旧;

健康情報学科)、社会福祉学科(旧;保健福祉学科)、健康栄養学科の3学科を有する高崎健康福祉大学健康福祉学部として開学した。さらに平成18年には薬学部薬学科および保健医療学部看護学科(旧;看護学部)、平成22年には保健医療学部理学療法学科、平成24年人間発達学部子ども教育学科を開設した。また平成17年には健康福祉学研究科を開学し、平成19年に健康福祉学研究科博士後期課程を開設し、現在は4学部7学科、3研究科6専攻を有している(資料1-8~11)。また平成31年に農学部生物生産学科の開設を計画している(資料1-16)。これらはいずれも健康・医療・福祉に関わる分野であり、本学建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」という目的を達成するための人材育成である。これらの各学科・研究科ごとに領域が異なるため、本学の理念を踏まえ教育方針として人材育成に関わる教育目的、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを各学部・学科及び研究科ごとに定めている(資料1-6~1-14)。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2: 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表
---

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

大学の目的・大学院の目的については本学学則および大学院学則に定めており(資料1-3【ウェブ】、1-4)、各学部・学科の教育方針のうち人材養成の目的については、「高崎健康福祉大学人材養成に係る目的」および「高崎健康福祉大学大学院人材養成に係る目的」でそれぞれ定めている(資料1-4~1-7)。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

本学の理念・目的は、本学を目指す学生、在籍する学生・教職員に浸透するように、大学ホームページ、入試案内、履修ガイドなどの複数の媒体を用いて周知している。また各学部・学科の教育方針を人材養成の目的・教育目標に分けて履修ガイドおよび大学院生ハンドブックにわかりやすく明示している(資料1-8~14)。大学の理念・目的、学部・研究科の教育方針は人材養成の目的・教育目標に分けて履修ガイドおよび大学院生ハンドブックに記載し、ホームページ(資料1-15【ウェブ】)も利用して学内外に向けて広く公開している。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
----------------------------------

本学は平成13年(2001年)の開学より、「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の精神を具現化するために、学部・学科の拡充を順次進めており、4学部7学科体制の健康・医療・福祉・保育・教育の分野におけるスペシャリストの養成を行う総合大学となった。そのうち健康栄養学科は

開学時より開設され、群馬県の食と健康に係る人材を多く輩出してきた。一方、我が国では農業従事者の減少や耕作放棄地の増加など、食の確保や安全保障の観点から課題が多い状況にあるといえる。さらに、本学のある群馬県では国公立・私学を含め農業に関わる大学は存在しない。

これらのことを鑑み、本学では平成31年に農学部生物生産学科(生命科学コース、作物園芸システムコース、フードサイエンスコース、アグリビジネスコース)を開設することとした。本学が農学部を設置して、人間の健康に最も関わり合いが深く、かつ人類の生存に不可欠である安心・安全な食料の生産、その加工や保蔵技術、および流通などにかかわる人材の養成およびその研究開発を行うことは、本学の建学の理念に基づく教育研究の更なる展開となる。さらに生命科学、作物園芸システムやフードサイエンスといった自然科学・工学領域と、アグリビジネスのような社会科学領域を学修できるという特色を發揮すべく設置計画を作成し、平成30年3月に文部科学省大学設置室へ申請書を提出した(資料1-15【ウェブ】～1-16)。これには大学本部があるキャンパス内で学生駐車場として利用している2,304.00 m<sup>2</sup>を農学部校地として転用すること、農学部の教育・研究に供する施設を新たに建築すること、農学部校舎の北側隣接の9,585 m<sup>2</sup>ある農地を実習に使用する農場用地として確保することが含まれる。

本学では、既存の健康・医療・福祉・保育・教育分野における充実した教育環境を有するといった利点を生かし、我が国における健康に係る食と農の分野に係る人材育成においても貢献していく。

## (2)長所・特色

本学は健康・医療・福祉・保育・教育分野における専門家を養成する4学部7学科で構成され、すべての学科において国家資格の取得あるいは受験資格を得られるカリキュラム構成となっている(表1-1)。これらはまさに実学であり、これらの資格取得という明確な目標を持つことと相まって、本学学生の向学心を高めることに繋がっている。これらは国家試験合格率に明確に反映されている。さらに平成31年4月に農学部生物生産学科の開設によって食と農の分野を担う人材の育成を行うことができるようになる。これらは本学の理念である人間理解と人間尊重を基調とした「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の精神に基づく人材育成に正に合致している。

表 1-1 各学科・専攻における取得可能・取得推奨資格一覧

学 科	取得可能・取得推奨資格等
医療情報学科	診療情報管理士・基本情報技術者・図書館司書
社会福祉学科	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・図書館司書
健康栄養学科	管理栄養士・NR サプリメントアドバイザー・栄養教諭1種免許
薬学科	薬剤師

看護学科	看護師・保健師・養護教諭 1 種免許
理学療法学科	理学療法士・健康運動実践指導者
子ども教育学科	小学校教諭・中学校教諭(英語)・特別支援学校教諭・保育士・幼稚園教諭免許・司書教諭
看護学専攻	助産師

### (3)問題点

学部・学科の教育方針のうち、【人材養成の目的】についてはホームページ上の公開情報として記載されているものの、閲覧しようとしても簡単に当該ページにたどり着くことができないという問題がある。したがって本学理念・目的が本学学生・教員とも十分には共有できていない可能性がある。また本学は海外の提携教育機関と学生派遣・受け入れを行っており、大学の国際化を図っているところであるが、海外への情報発信手段であるホームページは英語コンテンツが不足しており、今後充実が求められる。

### (4)全体のまとめ

本学は開学以来、人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念として掲げている。一方、本学が養成する表 1-1 にある資格のほとんどは、我が国の健康と福祉の進展・増進に寄与する人材である。今期は農学部生物生産学科の開設へ注力し、本学理念である人類の健康と福祉への貢献を食と農の面から実現する。これは、ICT, AI, ロボティクス等先端技術が発展し、人口が減少する 21 世紀わが国社会においても人々を支える人材として必須の人材である。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCA サイクルの運用プロセスなど)

内部質保証に関する大学の基本的な考え方としては、「内部質保証に関する規程」第 2 条に内部質保証の定義を「第 2 条 内部質保証については、公益財団法人大学基準協会が示す、内部質保証に準拠する。」と記載している。(資料 2-1)

具体的には「内部質保証とは PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。」と公益財団法人大学基準協会の作成している大学評価ハンドブックにおいて記述されているとおりである。

これを受けて本学では組織的に内部質保証を行うべく、大学運営協議会にて対応することを明記し、PDCA サイクルについての方法も同規程第 5 条にて明記している。(資料 2-1)

当該規程においては、2018(平成 30 年)6 月 21 日に実施した、平成 30 年度第 2 回大学運営協議会にて審議・承認されている。(資料 2-2)

規程内にて内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、学長、学部長、学科長、研究科長、専攻長によって形成されている「大学運営協議会」と記している。この権限としては各部局、委員会から提出されている方針や資料を確認し、改善・伸長に関する意見などを付すこととなっている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、各学科が資格取得を目的とした人材養成課程となっていることから、全学的な教育企画などは全学教務委員会にて検討、提案を行っている。実際の運用については各学科で指定養成施設として運用可能か検討している。その後、法令等の改正に伴い指定科目の変更や取り扱うべき内容に変更があった場合は全学的な対応と合わせて混乱の無いようにカリキュラムの変更を各学科で検討、各学部教授会を経て大学運営協議会にて協議を行い、学長の承認を得て改正している。

各種委員会においては毎年度指定様式にて当該年度の活動結果と次年度における活動方針を指定の期日までに大学運営協議会に提出することになっており、取りまとめた結果を審議・改善・向上の指針を大学運営協議会から提案する形をとっている。(資料 2-3)

各学科・専攻、部局においても自己点検評価シートを作成し、FD・自己点検委員会に提出、その後委員会から大学運営協議会に資料を提出することが平成 30 年度 11 月大学運営協議会にて承認されている。



点検・評価項目②: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

現在、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は前述のとおり大学運営協議会である。構成メンバーは学長、学部長、学科長、研究科長に加え、事務組織として総務部長、教学部長、総務課職員で構成されており、学内の主要なポストの教職員で構成されている。



図 2-1 大学運営協議会 構成メンバー一覧

これにより、学内の主要な案件や教授会から提出された全学的な検討案件の審議に加え、各部署、委員会等の活動の報告が集約されることから、PDCA サイクルの確認についても一極集中で対応できている。

今後は内部質保証システムの運用において、総務部総務課で対応が難しい場合、別の事務組織を検討し、役割分担をするなどして更なる伸長に向けた環境改善など検討することになる。

点検・評価項目③: 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1: 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3: 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応

評価の視点 4: 点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針(以下ディプロマポリシーまたは DP)、教育課程の編成・実施方針(以下カリキュラムポリシーまたは CP)、学生の受け入れ方針(アドミッションポリシーまたは AP)の3つのポリシー(資料 2-4)の策定及び変更については以下の表のとおりである。

表 2-1 3つのポリシー策定に関する各学科の取り組み

学部・研究科	学科・専攻	DP	CP	AP	備考
健康福祉学部	医療情報学科	平成 23 年 1 月 (平成 22 年度第 9 回教授会) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)		平成 16 年 3 月(平成 15 年度第 11 回教授会)	
	社会福祉学科			↓	
	健康栄養学科			平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)	
薬学部	薬学科			平成 18 年 4 月(平成 17 年度申請時決定)	
保健医療学部	看護学科			↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)	
	理学療法学科			平成 22 年 4 月(平成 21 年度申請時決定) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)	
人間発達学部	子ども教育学科	平成 24 年 4 月 (平成 23 年度申請時決定) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)			

上記のように AP については平成 16 年度募集要項に掲載できるよう既設の学科で策定、運用し、以降は新設学部学科では設置認可申請時に策定、募集時に運用している。また、DP、CP については平成 22 年度教授会にて既設の学科は策定、運用を行った。

大学院についてもそれぞれ AP 及び DP、CP を策定し、運用している。

平成 29 年度 4 月に大学の学部において 3 つのポリシーの公表が義務付けられることを受け、平成 28 年度の中央教育審議会発表のガイドラインに沿ってそれぞれ公開している 3 つのポリシ

一の連携及び見直しを兼ねて FD・自己点検委員会内においてワーキンググループを結成、準備を行った。

公表に向けての準備は前述のワーキンググループにて行い、それぞれ DP 及び CP は各学科教務委員と、AP は各学科入試委員とそれぞれ見直し作業を行い、平成 28 年度第 10 回、第 11 回教授会にて協議、承認されている。(資料 2-5)

平成 29 年度には 3 つのポリシーのアセスメントを実施するためのアセスメントポリシーを策定、平成 29 年度第 6 回各学部教授会にて策定、承認された。

平成 29 年度中に FD・自己点検委員会内のワーキンググループにて策定されたアセスメントポリシーを基に 3 つのポリシーの検証を行い、各学科の検証結果を FD・自己点検委員会内で報告、承認された。(資料 2-6)

平成 30 年度においても他学科の指標を活用できないか、同じくワーキンググループ内で検討し、年度内の検証について準備を行っている。

大学運営協議会では構成メンバーがそれぞれの学部長、研究科長、学科長でもあるため、各教育プログラムの点検・評価については会議上で報告、取り組みに関する改善・伸長に関する提案についても得られる環境にある。

現在各学科、部局に関する報告様式を検討、提案段階にあるため、様式の確定後に大学運営協議会での会議報告を義務付ける方向である。これまでは自己点検評価報告書の作成にあわせて報告・評価・改善の議論の機会を得ていた。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する対応としては、設置計画履行状況等報告書の提出を毎年 5 月に新設の学部学科・研究科専攻で文部科学省に提出を行っており、資料にもあるとおり指摘を受けていた点については、完成年度内に方向性を示すなどして対応を適切に行っている。

例えば人間発達学部子ども教育学科では、設置認可申請と合わせて課程認定申請も同時に行ったことにより、課程認定申請で審査された結果が設置認可申請の結果と適合しない教員の対応などが課題となり、専任教員の年齢構成がやや高齢な結果となっていた。この点について、平成 24 年度から 28 年度まで当該学部学科に対して文部科学省より留意事項・改善意見として指摘を受けていた。(資料 2-7)

この点については開設後に学部長、学科長と法人の人事担当で年齢構成について協議を重ね、特任教員としていた年配の教員については混乱のないように完成年度を経過した後に後任者の若返りを目指して公募にて募集活動を行った。

学内の諸規程に沿って適切な教員選考を実施し、留意事項については完成年度後に受けることはなかった。

このように時間がかかる案件もあるが、指摘を受けていることについては解消に向けて当該学部学科、研究科専攻にて改善案や修正案を作成し、大学法人本部との調整を経て学部教授会、研究科委員会等にて審議、大学運営協議会や理事会で承認を得て運営している。

点検・評価における客観性・妥当性においては、内部質保証に関する規程に示す、外部評価委員制度を導入することで担保している。

平成 27 年度に、3 名の有識者に外部評価委員として委嘱を行った。(資料 2-8) 3 名については、平成 27 年度、28 年度の 2 年間において、本学の取り組みに対する外部評価を行っていた。当該委員による報告書の確認後の指摘事項については、対応表を作成して大学運営協

議会にて確認、対応について準備をおこなった(資料 2-9)。

指摘の一覧については、外部評価委員意見として本学ホームページにて大学評価受審結果と合わせて公開している(資料 2-10【ウェブ】)。

平成 28 年度に公益財団法人大学基準協会に受審した大学評価では、平成 29 年 3 月に認証評価結果をいただき、大学基準に適合している旨の大学基準適合認定証をいただいた(資料 2-11)。

評価結果に記載された長所・努力課題・その他書類に記載された課題などをまとめた、高崎健康福祉大学に対する大学評価(認証評価)結果 指摘事項・対応(案)一覧(資料 2-12)を作成し、大学運営協議会並びに各学部教授会にて共有・対応に関する協議を行い、承認された。

指摘事項等については対応する部局と各種委員会にて共有、解決や解消に向けてそれぞれ検討してもらうことになっている。

これらの対応については全て 2020(平成 32)年 7 月末までに改善報告書にて公益財団法人大学基準協会に報告を予定している。

点検・評価項目④: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の活動の状況等の公表

評価の視点 2: 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3: 公表する情報の適切な更新

本学では教育研究活動の報告として、各学科の就職状況、進学状況、教員免許状取得状況、各学科が目標としている国家資格、民間資格の合格者数、合格率をホームページや事業報告書にて公開している。(資料 2-13【ウェブ】)

また、正課・正課外の活動についても大学機関紙を年に 2 回(4 月・9 月)発行し、学内教職員、学生、保護者、関係者に向けて発送、ホームページでも公開している。(資料 2-14【ウェブ】)

自己点検・評価結果は毎年実施しているが、学外に向けての公表については報告書を作成することとしており、その作成については 3 年、3 年、1 年の作成タイミングを持って行うことになった。これは「自己点検・評価規則」の改正を平成 30 年度第 3 回教授会にて協議・承認を得て運用となった。

外部評価を受けている平成 21 年度、平成 28 年度にはそれぞれ公益財団法人大学基準協会に受審した結果と合わせて自己点検評価報告書をホームページにて公開している。(資料 2-10【ウェブ】)

財務情報については、前述した事業報告書並びに健大通信(9 月)にて決算後の当該年度分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録を掲載し、学外に広く公開している。事業報告書についてはホームページにて過去 14 年分を掲載、それぞれで確認できるようにしている(資料 2-13【ウェブ】)。

健大通信についても発行後、学内教職員、学生、保護者、関係者に配布されることから、ステークホルダーへの情報公開を行っていると言える。

公表する情報の正確性、信頼性については報告資料作成者が細心の注意を払って作成している上、自己点検報告書については大学が選出した外部評価委員によるチェック並びに指摘内容

と対応についても合わせてホームページで公開している。

財務状況についても監査結果についても事業報告書に写しを添付しており、会計処理上不正や証憑資料に不備がないことを示しており、正確性・信頼性についても担保できるようにしている。

公表する情報についても、事業報告書、健大通信はそれぞれの作成タイミングで更新、自己点検評価報告書も現在は大学評価受審時の報告書がそれぞれホームページで公開されており、今回の報告書から前述したタイミングで学外に公開される予定である。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2: 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

PDCA サイクルについては前述のとおり各種委員会においては指定の様式で方針と方針に基づいた活動報告をそれぞれ大学運営協議会に提出させており、この方法で過度な評価を行うことで業務を圧迫しないよう、できるだけシンプルな報告を行う形をとっており、対象の委員会で活用しやすい様式をとっている。これにより提出期限に向けた適切な運用が適い、またその結果を基にした有効な活用となっている。提出時期については、法人内での予算会議の実施時期にあわせており、次年度の方針と予算の辻褄についても予算会議で確認できることから、関係者も期間的に業務に集中して準備するなど都合がよい。

内部質保証システムは本学でも徐々に浸透しつつある中で模索していることも多い。現時点では前述したシンプルな様式を基にした PDCA サイクルを各種委員会、部局にそれぞれ浸透させることで内部質保証システムの課題や本学独自の長所も見えてくるものと思われる。点検・評価についても大学運営協議会で行うことになる。現時点では推進に注力しており、評価できる形を整えつつ点検・評価作業を加えていく。

内部質保証システムとして、従前より定着していることは、各学科で取り組んでいる国家試験や民間試験の対策講座が主たるものとして取り上げられる。

各学科ではそれぞれ目標とする国家試験や民間試験に向けた指定科目を学生に履修させ、その積み重ねを持って国家試験受験資格等を得るため卒業の準備を整えている。その中で学生に国家試験受験に向けて少しずつかつ確実に職業意識を高め、資格取得に向けた集中力を高め、作業は、PDCA サイクル無しでは到底適わない。

その結果はここ数年高い合格率を維持していることから、点検・評価の積み重ねによる成果と言っても過言ではない。

目標達成に向けた学内諸システムはこれまでも確実に結実しており、今後は内部質保証システムの構築にこれら既に浸透済みの取り組みに加えてディプロマポリシーの達成度ひいては学士力の視覚化等について検討することも考えている。

## (2)長所・特色

本学は医療・福祉系専門職養成校として国家資格・民間資格取得に向けたカリキュラム構成、施設・設備の充実をこれまで行ってきた。また、平成30年3月末までの国家試験・民間試験等資格試験合格率は資料2-15のとおりで、合格率を100%にする、または近づける、ために関係者間の意見交換、対応策を講じるなど積み重ねてきた。その結果、各組織体では国家資格に向けた学生指導に関わるPDCAサイクルの方法論が確立されたといえる

そうした本来のセルフチェック機能が稼働することで現在では多くの学科で命題でもある「国家資格」「主要資格」の高い合格率を支えているといっても過言ではない。

また、これら成功スタイルを多くの学科が持ち合わせていることから、大学運営協議会での内部質保証システムの推進及び定着については時間をかけず対応できていると考える。

### (3)問題点

本学は内部質保証システムの責任主体を大学運営協議会としている。この協議会は委員会組織のため、常時業務を行っているわけではない。定例の会議でも年に6回程度の開催となっている。委員会の事務組織としては総務部総務課が担当となっているが、内部質保証に関する全般的な業務をこれまで取り扱っておらず、各部局、委員会組織から提出される資料を大学運営協議会に提出する取りまとめ作業や、外部評価委員への関係資料送付や謝礼などの手配を行うことが主な作業となっている。

このため、現時点で本来の内部質保証システムを定着し、全学的に推進する作業に着手できていないことが問題点である。

では、問題点として掲げた点について、今後どのように改善していくのか、以下に検討内容を記載したい。

#### 1. 規程類の細部見直しの必要性

内部質保証に関する規程において、大学運営協議会が内部質保証における大学の責任主体であることを明記しているが、大学運営協議会の規程並びに組織規程において大学運営協議会が内部質保証に関する責任主体であることを明記していない。このちぐはぐな内容を解消するための対応は可及的速やかに行うことを目標としたい。

また、各種委員会、部局において内部質保証を意識した規程の条文見直しなども並行して実施することが必要である。

#### 2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の決定

前述のとおり全学的な組織として大学運営協議会を責任主体とした本学の内部質保証システムは、本来大学運営協議会の事務である総務部総務課で主体的に推進されるべきことであるが、積極的な公表や学内のPDCAサイクルの確認まで至らず、本来の内部質保証システムの全学的な推進支援を行えていない。

学内としてはこれまで各部局、各委員会組織それぞれで内部質保証に準じた行動・業務を行ってきたため、全学的な推進についてはさほどまともは悪くない。このような状況を鑑みるに、責任主体の部署を大学運営協議会とし続けるのであれば、総務部総務課の積極的な関与を講じる必要がある。

また、別途新しい部署を検討するのであれば、前述した規程類の調整も含め、学内で調整を行う必要がある。

### 3. 全学的な推進に向けた期限について目標を設定する

従来取り組んでいる国家試験対策講座を中心とした PDCA サイクルが確立している分、他の事業の取り組みに PDCA サイクルを浸透させることはそれほど困難ではないと思われる。

責任主体で取り組みに向けた計画を立て、全学への提案と遂行に取り組んでいく必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

本学では各学科が国家資格や民間資格取得に向けた指定養成施設となっていることから、従前より PDCA サイクルを用いた点検・評価作業を積み重ねてきた。その結果は高い国家試験合格率、高い資格取得率などから客観的に見て成果が出ていると言っても過言ではない。

ただしすべての事案、教育プログラムなどで同じく PDCA サイクルを中心とした内部質保証システムが確立しているとは言えず、今後責任主体である大学運営協議会を中心となり、全学への内部質保証システムの推進と浸透が課題である。そこで、教育研究業務の中で PDCA サイクルが機能的に働き、かつ効果の期待できると思われる課題を抽出して検証する必要性を感じている。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性

評価の視点 2: 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3: 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、人間尊重、人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げて平成13年4月に健康福祉学部健康情報学科(現:医療情報学科)、保健福祉学科(現:社会福祉学科)、および健康栄養学科の1学部3学科で開学した。その後、建学の精神の一層の具現化を目指して、平成18年度に看護学部看護学科(現:保健医療学部看護学科)、薬学部薬学科、平成22年度に保健医療学部理学療法学科を開設し、そして平成24年度に短期大学部児童福祉学科を改組して人間発達学部子ども教育学科として大学に組み入れた。したがって、現在本学は4学部7学科体制で健康、医療、福祉、保育・教育の分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学術の進展に努めている。平成31年度には健康における「食」分野の充実を図るために農学部生物生産学科を開設予定である。また、各学部の完成年度に併せて大学院を開設して、現在は健康福祉学研究科、薬学研究科、保健医療学研究科の3研究科を擁している。平成30年度には理学療法領域の高度化を目指した保健医療学研究科理学療法専攻を開設した。研究所としては総合福祉研究所を開設している(資料3-1~3-4)。

本学は、その教育研究目的を学則第1条で「教育基本法および学校教育法に従い、健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法および子ども教育の観点から総体的に捉え、快適な人間生活の方策を攻めると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成を目的とする。」と規定している(資料3-5)。その目的の達成のために、設置基準上必要とされる専任教員数121人に対し、192人が各専門分野で学生の指導に当たっており、また各専門領域の研究を進めている(資料3-6、3-7)。教員組織は各学科の専門的知識や技術の教授に優れた教育能力と研究推進能力を有する人材で編成することを基本原理としており、併せて21世紀の我が国の超高齢化社会の様々な要請に積極的に対応できる人材の登用を図っている。

大学院健康福祉学研究科、薬学研究科および保健医療学研究科は、その土台となる学部の教育研究活動の高度化を目指しており、本学の建学の理念を主体的、自立的に体現できる人材の養成を目的としている。大学院研究科の教員組織は基本的に学部教員から構成されており、各研究科および各専攻にはそれぞれ研究科長、専攻長を配置して運営に当たっての責務を担っている。大学院研究科の教員選考は研究科委員会での審議に付し、学長が決定している。

本学の各学部、大学院各研究科は理念、教育研究の目的を具象化したものとしてそれぞれ学位授与の方針、人材養成に係る目的を掲げており、各教員組織はその達成のために編成されている(資料3-8~3-14)。



その他、附置組織として、総合福祉研究所(資料 3-15)、子ども・家族支援センター(資料 3-16)、ボランティア・市民活動支援センター(資料 3-17)、国際交流センター(資料 3-18)、学習支援センター(資料 3-19)、教職支援センター(資料 3-20)、高崎健康福祉大学看護実践開発センター(資料 3-21)がある。

総合福祉研究所は、社会福祉およびその周辺領域に係る研究成果を高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要「健康福祉研究」として年 2 回発刊しており、所長は健康福祉学部長の兼務としている(資料 3-15)。

子ども・家族支援センター(資料 3-16)は、平成 17 年に子どもと家族の健康を支援することを目的に設立した。子どもと家族の心と体の問題に向けて、小児科医、精神科医、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー、保育士等の専門家による相談に取り組んでいる。その他、公開セミナー、親子ふれあい教室およびメンタルヘルス・サポートシステムなどの活動を行っている。

ボランティア・市民活動支援センターは、学生が積極的にボランティア・市民活動に参加して、実社会と接点をもつことにより、学問の深化や市民意識の醸成、他者への理解を図ることができるように、社会のボランティアニーズと学生を結びつける役割を担っている(資料 3-17)。平成 18 年 4 月にボランティア・市民活動支援センターを設置し、平成 26 年度には 9 号館に専用ルームを開設した。スタッフが常駐し、学生の相談およびボランティアのコーディネートに応じている。

国際交流センター(資料 3-18)は、大学の国際化とグローバルな人材育成を目指し、学生の国際交流活動や海外研修の計画、支援を行い、留学情報の提供等を行っている。学生が海外研修や留学をとおして英語力を上達させること、また、異文化体験・異文化交流に積極的に参加するなど、1 人 1 人の自己実現のサポートの一端を担っている。

学習支援センター(資料 3-19)は、学生の日頃の勉強や資格取得に関わる学習全般のサポート等を行っている。

教職支援センター(資料 3-20)は、平成 24 年に人間発達学部が、保育者・教員を養成する 4 年制の専門学部としてスタートしたことを受けて、保育者・全学の教職に関する支援を行う機関として、平成 26 年度に誕生した。関係資料の整備、情報の提供、講座の開設や面接・論作文の練習相談などの活動を推進している。教職課程の管理や地域貢献としての教員免許状更新講習及び特別支援学校教諭免許法認定講習の実施など幅広く取り組んでいる。

平成 28 年度に認知症認定看護師教育課程を開設したことに伴い、看護実践開発センターを設置した。そこでは看護実践に関わる今日的課題を設定して地域の看護師を対象とする研修会を企画・運営している。また、大学附属の訪問看護ステーションを運営して在宅医療の一端を担っている。

以上のように、それぞれの施設の設置目的・活動の趣旨は本学の理念・目的に合致している。また、昨今の学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等にも配慮をしながら教育研究組織を整備している。

点検・評価項目②: 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、平成13年4月の設置以来、学部・学科、大学院研究科の増設を実施してきており、それぞれ卒業生・修了生を送り出している。教育研究組織の適切性については、大学運営協議会（資料 3-22）において定期的に検証を行っている。また、各学部教授会において、各センターの活動報告を年に2回実施するなどして、活動内容の周知も行っている（資料 3-23、3-24）。一部の研究科においては、完成年度に達していないため、本学は毎年のように大学設置審議会に履行状況報告書等の書類を提出しており、教育研究組織の適切性について文部科学省の評価・検証も受けている。

#### (2) 長所・特色

子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、学習支援センター、教職支援センター等については、各センター設置に伴い、利用者の増加や学外活動の活発化が見られ、本学の理念・目的に照らしても十分な効果を得ている（資料 3-25～3-28）。

平成24年度から海外との教育研究交流が本格化し、平成26年度から国際交流センターの設置により、海外提携大学が増え、交流も活発に行われている（資料 3-29～3-33）。

#### (3) 問題点

特になし

#### (4) 全体のまとめ

学部・学科、研究科・専攻の教育研究を推進するために、研究所やセンター等を高等教育附置機関として設置している。これらの機関が適切に連携し、教育研究の質向上につながっている。教育研究活動等の取り組み状況については継続的に自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえて教育研究組織を整備している。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1: 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学位授与方針に関しては、本学建学の理念と目的に基づいて、卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識、技能、態度等を教育目標として明示したうえで、すべての学科、研究科において授与する学位ごとに策定している。教育目標及び学位授与方針の策定にあたっては、学位プログラムごとに各学科、研究科にてその内容について検討し、表現や記載方法についても第三者が参照しやすいように全学的にある程度の統一を図った。学位授与方針の記載に関しては、学生を主語にして修得すべき知識、技能、能力などの学習成果を明示した(資料 4-1~4-7)。例えば、医療情報学科では、涵養すべき教養に関して「社会人としての豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、実社会で活躍するための基礎的な能力を身につけている。」と、さらに、専門職人材として必要な専門知識・能力・技能の修得について 4 項目の授与方針を挙げて具体化している。他学科の記載もこれに準じたものとなっている。

平成 30 年度からは、アセスメントチェック表に基づいた学位授与方針の点検・評価を全学科・研究科で実施している(資料 4-8)。設定した学位授与方針は、教育目標と併せて「履修ガイド」及び「大学院生ハンドブック」に記載して学生に周知するとともに(資料 4-1~4-7)、外部・社会に対してもホームページ上で公表している(資料 4-9【ウェブ】)。以上のように、学位授与方針は、全学的な策定方針に基づき、それぞれの教育目標に沿って統一された様式で明確に設定され、広く公表されていることより、適切に運用されていると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2: 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

大学基準には「学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程方針を構成する授業区分、授業形態等を示した教育課程の編成方針・実施方針を定め、公表しなければならない」旨が記されている。本学ではこれに沿って、各学科、研究科各専攻において授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を策定し、履修ガイド(資料 4-1~4-4)、大学院生ハンドブック(資料 4-5~4-7)及びホームページ上(資料 4-9【ウェブ】)に公表している。

本学は、中央教育審議会大学部会が平成 16 年 9 月に答申した「我が国の高等教育の将来像」の中のユニバーサル化した大学の多様な機能と機能分化の項で大学の機能の一つとして挙げられている「高度職業人の養成」に分類されると認識している。そのため教育課程は資格取得に重点を置くカリキュラムとなっており、ほとんどの学科で遵守すべき多数の指定科目やモデルとなるコアカリキュラムが存在する。よって、特に本学に特徴的と言えるようなカリキュラムや科目群を

設けることは難しい面もあるが、一方で体系的な教育課程の編成や学位授与方針との適切な連携を取ることが容易となっているとも言える(例えば薬学部の改訂コアカリ SBO 対応表参照。資料 4-10)。

各学科では、学位授与方針に沿ったそれぞれの教育課程の編成方針を、第三者にも分かりやすく数点の項目立てで策定し公表した。まずは、教養教育科目に関する編成方針を述べ、次に順序だった専門科目群の編成方針、また必要となる実験・演習・実習、卒業研究等の配置といった構成が基本となっている。またそれぞれの学科が特に重要と考える教育内容についても、その中に盛り込まれている。

研究科においては、学位授与方針に沿った科目群を配置するとともに、履修モデルを学生に提示しているが(資料 4-5～4-7)、各研究科では初年次からリサーチワークに必要な科目を設置するなど、学生個々の目的に応じた学習やリサーチが行えるよう配慮している。例えば、薬学研究科では平成 26 年にすでに「薬学系人材養成のあり方に関する検討会」による「新制度の『大学院 4 年制博士課程』における自己点検・評価」を実施し、教育課程の編成方針について検証したものをホームページ上に公開している(資料 4-11【ウェブ】)。

教育課程の編成方針においても、平成 30 年度よりアセスメント表に基づいた点検・評価を全学科・研究科で実施している。

以上のように、教育課程は適切に策定され点検・評価の体制が整えられ広く学内外に公表されていることより、適切に運用されていると判断できる。

点検・評価項目③: 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1: 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- <学士課程> 初年次教育、高大接続への配慮、グローバル化への対応  
教養教育と専門教育の適切な配置等
- <修士課程、博士課程> コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ合わせた教育への配慮等

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学が提供している学位プログラムは国家資格の取得をはじめとした「高度職業人」の養成に力点が置かれている。そのため各学科の教育にはモデルとなるコアカリキュラムや多くの指定科目があり、それらに対応した教育課程となっているというのは既に述べたとおりである。各学部学科とも、この指定科目やモデルコアカリキュラムを基に、それぞれの編成・実施方針に沿った教育課程を構築している(薬学部、改訂コアカリ SBO 対応表参照。資料 4-10)。

本学が育成する高度職業人には、すべての学科のカリキュラムポリシーでも謳っているように、幅広い知識と教養、豊かな人間性、社会で活躍するために要求される諸々の力等を身に付けることが必要であるが、その点は主に全学共通の教養科目が担っている。教養科目は、教養基礎、人間理解、リテラシーの三分野を設定している。特に、人間理解科目群は本学の教育の理念・目的に沿って設定された特徴的な科目群と言える。また、社会で活躍するのに必須となる教養やグローバル化に対応するための英語を中心としたコミュニケーション能力、ICT化にも適応できる情報リテラシーなどの涵養を目指す。英語教育に関しては、能力別少人数クラスを構成したうえで、グローバル人材を育成するためにネイティブ教員による講義科目を多数開講するとともに、CALLシステムやTOEIC対策講座、海外研修等も積極的に活用している。また、医療の現代的特徴を反映した「チーム医療アプローチ論」やキャリア教育科目である「キャリア形成論」、英語で医療の基礎を講義する「Introduction to Healthcare Sciences」等を配置して、幅広い教養の涵養に努めている。それぞれの学科では、各専門分野の学習に進むにあたってその基礎となる化学や生物といった科目の理解が必要となるが、それらは「専門教養」科目として教養科目のなかに配置されている。教養科目の開設科目に関しては、保健医療福祉系という本学の特質を踏まえたうえで、どのような教養が必要となるかその教養課程の編成方針のもと(資料 4-12)、教養科目専門部会が検討し、教授会の議に付し学長が決定する。

各学科の専門教育の課程は、学生がスムーズに国家試験など資格試験に臨めるよう順次性、体系性に十分な配慮をしたうえで構築されている。国家資格取得のための指定科目やモデルとなるコアカリキュラムがあるため、各学科とも必修科目が多いという特徴があるが、それぞれの人材養成の目的に沿った独自科目も選択科目として提供されている(例えば、子ども教育学科の「世界と子ども」や「特別支援教育入門」など)。順次性に関しては、科目の配当年次や難易度を表わした科目ナンバリングを導入し科目間の位置づけを明確にしている(資料 4-13)。ナンバリングでは、教養科目が0番台、学科科目は100~400番台まで4群に区分し、学習進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。また、学生が体系的な学習計画を概観できるように、各学科とも科目ナンバリングに加えカリキュラムマップを構築し、学生に提供している(資料 4-14)。例えば理学療法学科では、専門基礎科目群として「人体の構造と機能および心身の発達」、「疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの柱で、専門科目群では「運動」「動作」「生活」を科学することを中心に「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」、「研究」の6つの科目群で体系的に専門課程を構築している。カリキュラムマップでは、1、2年次に専門基礎科目群を履修するとともに、専門科目群で基礎と治療のための評価を学び、2、3年次の機能・能力診断学実習につなげ、2年次後期から学ぶ各疾患に対する理学療法および3次に学ぶ各疾患に対する理学療法実習で実践能力を身に付け、4年次の総合臨床実習につなげていくという過程がわかりやすく示されている。また、健康栄養学科の専門科目の教育内容は、管理栄養士学校指定規則で示されている科目群別に、管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)と日本栄養改善学会の管理栄養士養成課程モデルコアカリキュラムを参考に定めている。

大学院の各研究科においても、それぞれの教育課程の編成・実施方針、学位授与方針に基づいたカリキュラムを構築し、各研究科の専攻長が中心となって授業科目やその配置を検討し、各研究科委員会の議に伏し学長が決定している。学生の履修に利するために、各研究科では大学院生ハンドブックに履修モデルを紹介し(資料 4-5~4-7)、学生が自らの目的に沿った学習やリ

サーチをスムーズに行えるよう配慮している。

単位の設定:本学では、大学設置基準 21 条に定められた単位制度に基づき、1 単位は 45 時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては 15～30 時間、実験・実技・実習においては 30～45 時間をもって 1 単位の授業時間としている。加えて 1 単位の修得には残余分の時間(0～30 時間程度)の自主的な学修(予習、復習等)が必要となる(資料 4-1～4-4、履修ガイド「授業と単位数」参照)。

高大接続:高大接続への配慮としては、高校生に本学の教育内容に対する理解を深めてもらうため積極的に出前講義を実施している(平成 30 年度は 26 回)(資料 4-15)。出前講義は主に高校からの要請に基づき、学内から担当教員を精選して派遣し、当該分野のモデル講義を実施したうえで学習内容や将来の活躍分野などを分かりやすく説明するもので、高校生に進学先の方向性の決定に役立ててもらっている。また、合同の大学説明ガイダンス(参加多数)やオープンキャンパス(年 5 回)を通して、高校生に本学の教育情報や入試情報を提供することに努めている。特徴ある高大連携事業としては、系列高校を対象とした学科ごとの特別プログラムがある。各学科に高校から希望者が集まり、講義、実験、ワークショップ、病院・施設視察等を行って学科理解・キャリア理解を深めている。毎年実施報告書を作成し(資料 4-16)、学内だけでなく県の教育委員会や高校に配布している。この取り組みは平成 30 年度より、系列高校だけでなく近隣の他の高校にも対象を広げて実施していくべく活動中である。

初年次生に対する教育:本学ではすべての学部において、入学者が円滑に大学での学修を進められるように配慮して、AOおよび推薦入学試験による入学者に対して入学前教育を実施している。各学科はそれぞれの専門性を踏まえたうえで、入学までに身につけておいてもらいたい基礎的内容を中心としたプログラムを入学予定者に課し、入学準備学習についての指針を示すとともに、スクーリングによる指導も取り入れている(資料 4-17)。また全入学生を対象にフレッシュマンキャンプ(研修合宿)を学科ごとに実施しており、学生生活がスムーズに行えるように学科の説明、科目連携や履修指導、資格取得に関する説明などを行っている(資料 4-18)。講義科目では、初年次教育の充実のために必修科目「基礎教養ゼミ」を開講し、大学での学び方やレポートの書き方、ノートテーキングなどのスタディスキル、日本語作文力や数的処理能力などのアカデミックスキル、コミュニケーション能力やリーダーシップなどのパーソナルスキルなどに対する向上サポートを行なっている(資料 4-19)。例えば、健康福祉学部及び人間発達学部で開講されている「基礎教養ゼミ」では、スタディスキルの修得に加え、アカデミックスキルの分野では、高校の数学教員経験者によるリメディアル数学の演習と元新聞編集者による日本語作文の添削指導を、学習支援センターとのコラボレーションで実施している。さらにパーソナルスキルの分野では、各種コミュニケーション能力の涵養を強く意識しており、そのために講義の中にペアや 4 人グループでの少人数ワーク(Think Pair Share や Round Robin など)、8～10 人程度の大人数グループでのディスカッションや合意形成、プレゼンテーションを盛り込んでいる。このようにアクティブラーニングを多数取り入れながら、リメディアル教育や学び方指導も行っており、学生が大学での学修や生活に早急にかつ適切に適應できるよう工夫しながら授業を行なっている。

グローバル化に対応した教学の充実:教養教育の編成方針(資料 4-12)には、本学が進めるグローバル教育のあり方やグローバル人材の育成について謳っているが、これを受けて本学では多数の語学系科目、国際系科目を配置している。リテラシー科目としては英語のほかドイツ語、フランス語、中国語、ハングル語、ポルトガル語を設置した。英語は入学時のプレースメントテスト

の結果に基づいたクラス分けで習熟度別少人数クラスを編成し、多数のネイティブ教員による英会話に重点を置いた授業、コンピュータを利用した CALL 授業、文献の講読に備えたリーディング授業、TOEIC 対策授業などを開講している。語学系の講義のほかにも、海外研修と連携した「国際医療事情」、英語のみで講義を行う「Introduction to Healthcare Sciences」、さらに「国際関係論」、「国際保健医療論」など、国際理解を促進するための科目が多数開講されている。またグローバル化に向けた全学的教育として、国際交流センターによる種々の海外研修プログラム（派遣・受入れ）が展開されている（第7章参照）。

大学院修士課程・博士課程 — コースワークとリサーチワーク:各研究科ともコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を考慮してプログラムを編成している。例えば健康福祉学研究科では、1年次にコースワークの講義を多数配置し基礎となる知識を身につけたうえで2年次からのリサーチワークである特別研究8単位（修士課程および博士前期課程）、特殊研究12単位（博士後期課程）の修得に結び付けている（資料4-20）。同様に保健医療学研究科（修士課程）では、リサーチワークとして6単位の特別研究を設けてコースワークとの連携をとっているが、1年次からリサーチワークが開始できるような工夫も凝らしている。薬学研究科（博士課程）では、コースワークである共通科目、専門科目を1,2年次に配置し、リサーチワークである薬学特別研究10単位の修得に結び付けている。いずれの研究科も指導教員の丁寧な指導のもと、学生が論文作成に効率的に至るよう工夫を凝らしながら教育課程を整えている。

学生の社会的・職業的自立に向けて:大学として高度専門職の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立には特に力を入れている。そのため学生の初年次より多くの取り組みがなされており、まず、初年次教育科目である「基礎教養ゼミ」において、入学直後よりキャリア教育に触れているほか、教養科目で「キャリア形成論」を開講し職業理解や職業意識の獲得を促進している。また、キャリアサポートセンター（第7章参照）では、一連の職業的バックアップに加え、毎年各学科に専門家やOBを招いて講話を聞く「キャリアアップ講座」を設け、就職活動に入る学生はもちろんのこと1年次生からの参加を強く促しているほか、3年次生対象の「就職講座」を授業時間割に組み込んで開講したり、多くの保健・医療・福祉系企業を呼んでの学内就職ガイダンスを開設したりと、就職面でのサポート体制の充実を目指している。各学科の専門教育の面から見てみると、多数の担当科目に関連した実務経験を有する教員（第6章参照）が中心となって、学生の将来の職業内容に合った教育を展開している。社会的・職業的自立教育で特に重要なのが、各学科がそれぞれの人材養成の目的に沿って実施している医療関連機関・施設、福祉関連機関・施設、教育関連機関・施設等での学外実習であろう。各学科とも学外での実習を多数提供して（表4-1）実践教育の柱のひとつとして位置付けながら、実践訓練により学生が社会的・職業的な自立を確立できるよう強力に後押ししている。

表4-1 学科別学外実習一覧

学科名	学外実習科目
医療情報学科	病院実習
社会福祉学科	福祉基礎実習、相談援助実習、精神保健福祉援助実習、介護実習ⅠⅡⅢ
健康栄養学科	隣地実習Ⅰ（給食運営）、Ⅱ（給食経営管理論）、Ⅲ（臨床栄養学）、Ⅳ（公衆栄養学）、栄養教育実習

薬学科	実務実習(病院、薬局)
看護学科	基礎看護学実習ⅠⅡ、成人看護学実習ⅠⅡ、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習、地域ケアシステム実習、公衆衛生看護学実習、統合実習
理学療法学科	理学療法早期体験実習、機能・能力診断学臨床実習、理学療法総合臨床実習ⅠⅡ
子ども教育学科	保育実習ⅠⅡⅢ、幼稚園教育基礎実習、小学校教育基礎実習、中学校教育基礎実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習、中学校教育実習、特別支援学校教育基礎実習、特別支援学校教育実習

学外実習に加えて、医療情報学科では情報系企業、一般企業への、薬学科では製薬企業へのインターンシップがカリキュラムに組み込まれている。

以上述べたように、各学科・研究科ともカリキュラムポリシーに基づいた教育課程を編成し、学生のサポートに懸命に努めている姿が確認できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点 1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)</li> <li>・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(実施内容とシラバスとの整合性の確保等)</li> <li>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業形態に配慮した1授業当たりの学生数</li> <li>・適切な履修指導の実施</li> </ul> <p>&lt;修士課程、博士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul>
--

資格試験対策: 各学科とも高度専門職の養成を教育の柱にして、国家資格をはじめとした各種資格取得に対応した教育課程を設けている。以下にそれぞれの学科が特に中心的に目指している資格を列記する。

医療情報学科 — 診療情報管理士、病院事務管理士、基本情報技術者、ITパスポート

社会福祉学科 — 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

健康栄養学科 — 管理栄養士、

薬学科 — 薬剤師



看護学科 — 看護師、保健師

理学療法学科 — 理学療法士

子ども教育学科 — 中学校教員(英語)、小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、  
保育士

これらの資格取得のためにはそのための試験に合格しなければならない。こうした資格の取得率は直接に学科や大学の評価に結びつくため、各学科とも試験対策には試験対策委員会を組織して極めて重視した体制を整えている。このうち健康栄養学科、社会福祉学科、子ども教育学科で実施している資格試験を想定した学習活性化の取り組みを例として紹介する。

#### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、原則全学生が管理栄養士国家試験を受験する。試験対策としては、4年次生に対して学科教員による講義を全53回、模擬試験を毎月1回計6回実施している。講義と模擬試験を繰り返すことで合格圏内に入れるよう誘導していくが、成績の振るわない学生にはアドバイザー教員による指導や学生同士のグループ学習が行われ、試験が近くなる1月には集中講義を、2月には特別講義を実施し合格圏内の学生を増やしていく。

#### <社会福祉学科>

社会福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士と3種類の国家資格に挑戦することが可能であるが、このうち最も受験者の多い(平成30年度は59名の学生が受験予定)社会福祉士の国家試験対策について説明する。4年次に開講する講義科目「総合演習」を国家試験対策に充て、最初の模擬試験の結果を基に3つのレベル別少人数クラスを編成し、アクティブラーニングによって知識の定着を高めている。1クラスあたりには4名の担当教員を割り当て、模擬試験の結果をベースとして各学生の学習ニーズを明確化したうえで、面談により学習方法について具体的な指導を行い面談結果はポートフォリオに記録する。学生には学習スケジュールの自己管理ができるよう「学習計画と実施記録」を毎日記録させ教員のコメントを併せて記入することで学習サイクルを管理し、自宅学習のデザインも描けるようにした。ポートフォリオには面談記録のほか、模擬試験の成績(点数、平均点、順位等)や学習履歴、本試験の自己採点なども記入し学生と指導教員がいつでも参照できるようにし、教員がエビデンスに基づいた指導をできるようにした。国家試験までには4回ほどの模擬試験を受験させ、タブレットを活用したe-learningにより、レクチャー→確認テスト→補充学習→問題練習というサイクルで問題の完全理解を目指している。模擬試験で合格圏内にいない学生には授業以外にも登校日を設けクラス担当教員が指導するとともに、1月の模擬試験で基準点に到達していない学生は冬季集中講座や直前講座の参加を必須とし十分な学習が行き届くよう工夫している。

#### <子ども教育学科>

子ども教育学科では、幼稚園・保育園の希望者と教員採用希望者に分かれた指導を教職支援センターが中心となって行なっている。いずれも3年次前期からセンター主催の対策講座がスタート(毎週木曜日)する。幼保希望者には、学習準備や学習法、筆記試験対策、面接対策等が教授される。教員採用希望者には、採用までの流れ、求められる教師像、筆記試験対策が行われる。後期になると採用試験対策が本格化し、教採出願演習(I~IV)、面接演習(I~III)、教育時事演習(I~III)、小論文演習(I~II)が開講される。4年次に入ると、一次試験対策講座として、幼保希望者には受験先別の個別指導、適性検査対策、個別面接・小論文指導が行われ、教員希望者には筆記試験・面接・小論文対策指導が行われる。二次試験対策講座としては、教員希

望者には個別面接、集団面接、集団討論対策や場面指導、模擬授業対策、小論文対策を実施、幼保希望者には特に自治体希望者に対して随時指導を継続する。また、教職支援センターでは、随時個別指導を受け付けている。

#### <受講登録上限単位数の設定(CAP制)>

学生が受講科目を効果的に学ぶことと履修科目の理解を深めることを目的に、各学科では学期間での上限履修単位数(CAP制)を設定している(資料4-21)。上限設定以前は、学生が授業スケジュール上可能な限り科目を履修登録する傾向が(特に下級生において)顕著であったので、CAP制を導入することで授業外学習時間の確保による単位の実質化を図ったものである。健康福祉学部3学科では、これを受けて1セメスター当たりの上限単位数を24単位とした。ただし、薬学科、看護学科、理学療法学科では厚生労働省管轄の資格取得の指定科目及び実習要件となっている科目の履修制限上どうしても前倒しで専門科目を履修しなければならない事情があるため、やや多めの上限単位数となっている。また、子ども教育学科では、複数の教員資格の取得を認めているため(保育士+幼稚園教員、小学校教員+特別支援学校教員、小学校教員+中学校英語教員など)、これを目指す学生対象に例外的に多めの上限単位数を認めざるを得ないという事情を抱えている。

#### <シラバスの充実と活用>

本学ではシラバスは全学で統一の様式のもと開講全科目で作成し、本学ホームページ上で公開している(資料4-09)。シラバスの作成にあたっては、内容の統一と充実を目的に全学教務委員会にて検討し、学部教務委員より全教員に対して記入例を示したうえで作成の依頼をしている(資料4-22)。シラバスに含む内容は、「科目ナンバー」、「講義目標」、「到達目標」、「学位授与方針との関係」、講義回ごとの「講義内容と講義計画」、「成績評価方法及び基準」、「使用教材」からなり、さらに、単位の実質化を意識した事前学習や事後学習について「授業外学習の内容」を示しオフィスアワーを提示するなど、全教員に学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を求めている。各教員が作成したシラバスは、必ず各学科の担当者(教養科目は教養科目専門部会長)が指定どおりに書かれているかチェックしたうえで公表される(資料4-23)。

より詳細なシラバスを作成している教員は、第1回目の授業で講義概要の紹介の際、受講学生に詳細シラバスやグラフィックシラバスを配布して詳しい説明をしている。

授業がシラバスに沿って行われていたかどうかは、評価方法も含めて「学生による授業評価アンケート」の質問項目に含まれており、そこでチェックを受ける。平成30年度前期のアンケート調査を確認すると、この項目は5点満点で4.33という高評価を得ており(資料4-24)、大学全体で概ねシラバスに沿った授業が行われていたと判断している。

#### <学習支援>

学生の大学生活全般をサポートするシステムとして全学科でアドバイザー制度を導入し、入学後から卒業まで少人数の学生にひとりずつ教員を割り当て(卒業研究の配属決定後はゼミの指導教員が担当する)、履修指導や学習相談、生活相談を行っている。学生が学修上の問題を抱えた場合、または支援の必要を感じた場合は、まずアドバイザーに相談しアドバイザーが必要な措置を講じるというシステムであり、アドバイザーは自分の受け持つ学生の日頃の出席状況や学業実績を管理しつつ、必要に応じて適切な支援を行うことになっている。また、学生の授業理解や実験、演習の効率化のため、各学科では積極的にこれらの授業でTA(大学院生)を活用している(資料4-25)。TAの活用によって授業効率が上がるだけでなく、学生にとっては講義内容の

理解度が改善され、また大学院生にとっては学生指導の経験ができるという相乗的効果が得られている。

#### <学習支援センターによる支援>

高校までの学習が十分でなく授業についていくことに不安や困難を感じる学生のために、本学では学習支援センターを開設し、リメディアル講義や指導を含めた学生支援を行っている(第7章参照)。支援形式は大グループ、小グループ、個人といった具合に、支援を必要とする対象によって人数に応じた形式でおこなっている。大グループ型は、例えば医療情報学科の数学、健康栄養学科の化学基礎、薬学科の化学など、まとまった人数を対象に教室を用いた講義形式で行っており、対象者はそれぞれの学科での講義の初回テスト結果によって決定される。小グループ型は、複数の学生(2~5,6人)の要望に応じてセンター講師との日程調整のうえ指導日時を決定する。個別指導は個々の学生のスケジュールに合わせた個人指導である。講師は高校で数学や化学を教えていた経験者が務めている。学習支援は主に日本語作文、数学、化学を中心に、講義「基礎教養ゼミ」、「日本語表現法」、「数学基礎」、「化学基礎」などとも連携を取りながら行っている。

#### <履修指導>

各学部とも新入生は入学時のオリエンテーションにおいて教務担当職員より履修に関するガイダンスを受けるほか、その後続く学科別ガイダンスやフレッシュマンキャンプにおいて各学科の教務担当教員より説明を受ける。その際に、学位授与方針やカリキュラムの編成方針に関するレクチャーを受けたうえで、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの見方、シラバスの見方、CAP制やナンバリングの意味等の解説を聞き、当該期に履修する科目を決定していく。履修は Web 上での履修登録システムによって行うので、学生はいつでも自分の履修状況や成績が閲覧可能である。また、CAP 数や必修科目登録、履修科目のダブルブッキングのチェックができるので履修登録のミスを防ぐことができている。

#### <1 授業当たりの学生数>

開講授業の時間割作成においては、各授業とも授業規模が過大になることができる限りないように同時帯に複数の授業を開講するなどの工夫している。とはいえ、全学共通の教養科目では一部で大人数科目ができてしまうケースが見られる。こうしたケースでは、大講義用のアクティブラーニングを導入するなど各教員が授業の質の維持に努めており、その結果は高い授業満足度にも表れている(資料 4-24)。語学系やコンピュータ系の講義では、その効率化のために少人数制の講義態勢を敷いており、例えば英語では入学時のプレースメントテストによって能力別の少人数クラスを全学的に編成している。また専門科目でも、例えば健康栄養学科では 1 クラスの規模が 40 名を超える場合は 2 クラスに分けて開講し、授業の効率化と実質化に努めている。参考までに、開講科目 1 授業当たり平均学生履修者については、概ね 40 名程度である。(資料 4-26)

#### <学生の主体的参加を促す授業等>

授業の形式として従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習(PBL)やグループワークを多数取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業が徐々に増えつつある。全教員を対象としたアクティブラーニングの導入や ICT 活用に関する調査は未だ実施していないが、各学部とも学生の主体的参加を促すための工夫をしている。例えば、社会福祉学科ではアドバイザーが少人数の学生に対して授業を担当する演習科目を 1 年次の「福祉基礎演習」から 4 年次の「総合演習Ⅳ」まで配置しており、これらの演習科目にはアクティブラーニングを導入しプレゼンテーショ

ンや議論の方法を実践的に学習させながら福祉マインドを養っている。また、理学療法学科では学生の主体的学習の促進を目指して、講義内容の要約提出、キーワードレポートの提出、グループ学習や講義ノート提出、アドバイザー単位での疾患別勉強会の開催、ポートフォリオの作成指導などを1年次から取り入れている。子ども教育学科では、学生の積極性を引き出すために実際の授業を意識した模擬授業を行い、グループ討議をするなどの方法を取り入れアクティブラーニングの浸透を図っている。

#### <授業の質を担保するための施策>

教員が効果的にそれぞれの授業を提供できているかを確認し、授業改善をするための措置として、本学では以前より学生による授業評価アンケート調査を実施している(資料 4-24)。これは毎学期開講全科目を対象に実施するもので、各学期 2 回、中間と期末に行っている。アンケート結果が集計された後は、各教員はそのデータをもとに自らの授業を振り返り、改善策を中心としたコメントを記載しなければならない。以前は紙媒体でアンケートを実施していたが、現在は Web での回答形式となっている。Web 形式になったことで若干の回答率の低下が見られるものの、データ集計の速度は飛躍的に増し、教員は即座に自己分析や授業改善に取り組むことができるようになった。毎回の授業評価結果はデータ集として図書館に保存し閲覧可能となっている。

学科別の授業改善の取り組みとして主要なものに、教員同士の授業参観制度がある。すべての学科で授業相互参観の制度を設けているが、実施は学科独自の方法によっている。例えば看護学科及び理学療法学科では、専任教員の授業は原則すべて随時参観可能としていて、全教員が少なくとも年 1 回は他教員の授業参観を受けなければならない。参観者は事前に参観の希望を授業担当者に伝え、参観後には授業の感想、課題、助言等を記した「授業参観報告書」を授業担当者に渡し、必要に応じて意見交換会の場を設ける(資料 4-27)。薬学科では、薬学教育研究推進センターの主催で年間 2 回程度の講義見学会を実施している。参観者はアンケートにより授業を評価し、後日授業担当者を囲んだ情報交換会が催されている(資料 4-28)。

#### <大学院の研究指導>

大学院生は入学後 2 週間以内に指導教員を決定し、指導教員の指導のもと研究課題と研究計画書を提出しなければならない。2 年目には中間報告を公開で行い論文要旨を提出する(博士課程は 3 年目、薬学研究科は 4 年目)(資料 4-29)。ただし、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えての課程修了を希望する場合は、2 年間分の学費で 3 年間での修業を認める長期履修制度がある(資料 4-30)。指導教員は受け持ちの院生の研究指導を担当し、論文作成と発表会を支援する。修士課程・博士前期課程の院生の学位論文には主査 1 人と副査 1 人または 2 人が、博士後期課程の院生には主査 1 人と副査 2 人が論文審査を担当し、完成論文となるよう厳密な指導を行う。各主査と副査は審査委員会を設置し、最終発表会までに論文の審査と最終試験を行う(資料 4-31)。

以上、点検を試みてきたように、まず本学教育の中心である国家試験等の対策指導については、各学科とも強固な学生支援体制を整備しており、現在もより良い指導策を追及している様子が十分うかがえる。CAP制には若干の問題を残しているが、シラバスはしっかりと整備され、各学科とも授業改善にも積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定、及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・終了要件の明示

評価の視点 2:学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<成績評価と単位認定について>

各授業は、それぞれの学科の学位授与方針と教育課程の編成方針を踏まえ、当該科目の位置づけにふさわしい到達目標を設けたうえで履修学生に提供されている。単位の認定に関しては学則第 24 条に基づいて実施しており、既修得単位の認定(同 27 条)や他大学等での単位認定要件(同 25 条)についても学則に規定して適正に対処している。具体的には、他大学等での単位履修を 60 単位越えないという条件で卒業要件として承認し、既修得単位に関しては、編入学・転入学を除き 60 単位を越えない単位数まで本学での単位履修とみなして認定している。また、群馬大学との単位互換協定を締結し、群馬大学での科目履修を本学の科目履修として読み替える制度を実施している。

授業における評価方法については、シラバスに具体的に記載したうえで学生に周知することになっている。成績評価は当該科目の目的・目標、到達目標をもとに学生の理解度や到達度、学習への意欲等を担当教員が絶対評価で判断する方式である。評価基準は担当教員に任せているが、科目間で極端な偏りがでないように素点を記入して全体の得点分布が分かるようにしている。成績表記は 100 点満点中 80 点以上がA「優」、70～79 点がB「良」、60～69 点がC「可」、60 点未満はD「不可」としており、このうちDは不合格となり単位認定をしていない(資料 4-32)。また、単位の認定の厳格性を担保するために、受験資格についても出席回数(開講回数の 3 分の 2 以上の出席が期末試験受験の条件)や受講態度についても厳しく規定している(資料 4-32)。

さらに、成績評価の客観性と厳格性を担保するため、本学ではかねてよりGPAを用いた数値化を導入している。計算方法は 90 点以上を 5 ポイント、80 点台を 4 ポイントし、以下B評価は 3 ポイント、C評価は 2 ポイントでD評価は 0 ポイントとして平均値を算出するもので、この算出方法は「履修ガイド」に明示し学生に周知している。学生は自らの学業パフォーマンスが全体のどの位置にあるのかをGPAの数値で判断することができるので、現状の学習成果の確認と今後の学習方針の確定に役立てることができる。また、アドバイザーも自分の受け持っている学生の学習状況が分かるので、学生指導の有効な参考資料となっている。これらのほかの現在の利用方法としては、卒業時の学業優秀者の表彰(学長賞)や学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定などがある。なお、現段階ではGPAの数値を卒業要件、進級条件、退学勧告等に用いてはいるが、31 年度以降の導入に向けて現在検討課題となっている。

卒業・終了に関しては学則第 35 条に規定するとともに、各学科の履修ガイドに詳しく記載して

全学生が確実に理解するよう努めている。履修ガイドには、各学科で卒業に必要な単位数を明示するのはもちろん、各学年への厳格な進級要件や終了要件として本学が重視している学外実習に関する解説も掲載して学生への周知を図っている。

<学位授与に関して>

学士の学位授与は各学部教授会の議に付し学長が決定する。具体的には、各学科のそれぞれの修了要件を学生ごとに厳格に確認したうえで、3月の月上旬に開催される卒業判定会議において認定している。学位授与方針にのっとり、学位授与の客観性と厳格性を担保するために、全学部学科において卒業研究(論文)を課しており(社会福祉学科のみ選択制)、学生は3年次後期よりゼミ配属となり(薬学部は5年次より)、指導教員の厳格な指導のもと、学びの集大成となる卒業論文の完成を目指す。卒業研究の質の担保については、各学科ともに公開での中間発表会及び最終発表会を開催し、研究成果の確認をするとともに、指導教員以外の意見や指摘を参考に質の向上を目指す機会としている(資料4-33)。

さらに卒業研究の審査基準として、複数の学科でルーブリックを用いた客観評価を取り入れている。例えば、薬学部薬学科では、卒研態度の評価基準として7つの能力をルーブリック評価するとともに、論文の評価基準として5つの能力を設けルーブリック評価を試みている(資料4-34)。

<大学院の学位授与>

大学院生の修了要件は、所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ、修士課程及び博士前期課程においては修士論文、博士後期課程においては博士論文の提出、そしてその審査及び最終試験に合格することと大学院学則19条及び20条で規定している(資料4-30)。また、適切な学位授与を行うために、学位規程を設け、学位授与に係る一連の過程を規定している。学位論文の作成にあたっては、学生が提出する研究課題および研究計画に基づき指導教員が綿密な指導計画を立てて指導にあたるが、研究と論文の質を担保するために、それぞれの研究科で修士論文、博士論文の「学位論文審査基準」を設けて大学院生ハンドブックに公表している。例えば、健康福祉学研究科では修士論文の審査基準として、研究能力と専門性を証明するための6項目を設けて論文を厳格に審査するとしており、保健医療学研究科では同様に6~7項目を設けている。博士論文の審査基準としては、健康福祉学研究科と薬学研究科ともに、(1)独創性・学術的価値、(2)課題設定の適切性、(3)研究方法の妥当性、(4)内容の適切性、(5)論旨の一貫性、(6)倫理性の6項目を設定するとともに、論文の主要な部分が論文提出者の単著または筆頭著者とする原著論文として、査読制度のある学術雑誌に掲載されていることを条件としている(健康福祉学研究科では、単行本形式の学術書としての出版でも可)。

さらには、健康福祉学研究科では修士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ、博士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ(資料4-35)を作成し、論文審査における手続きや認証について、また最終試験の手続きについて取り決めている。保健医療学研究科では、最終試験審査基準を設けている。

こうした一連の取り決めによって、論文審査を担当する主査、副査により厳格に論文を審査する体制を築くとともに、全員に公開の中間発表及び最終発表を義務付け、学位授与の適切性を担保している。このように各研究科及び専攻の教員による検証を受けた後、研究科委員会によって学位授与につき慎重に議に付し学長が決定している。

以上点検を試みてきたように、成績評価法や単位認定、卒業要件等は十分に学生に周知され適正に行われている。しかし、成績評価において大学全体としての相対的な基準を設けておらず、

各教員の絶対評価に任せている点(客観性、厳格性の問題)や、GPA の利用法(卒業や進級の条件としての利用など)については今後の検討課題といえるが、現段階では適格に機能している。学位授与に関する過程も学位授与方針に沿って学部、大学院ともに組織的な取り組みが取られ、審査基準を明示し学生の学習成果を確認したうえで為されており特段の問題は見受けられない。

点検・評価項目⑥: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか

評価の視点 1: 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2: 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学位授与方針に記した学習成果を可視化し適切に把握・評価する方法に関しては、全国の大学で試行錯誤を繰り返し検討中の段階であり、未だ証明・認証され統一的に支持されている指標は存在しない。本学でも学生の学習成果を把握し評価するために様々な観点からのアプローチを試行しながら、指標としての適切性・有効性を考察・検討している。以下、大学としてまた特に本学の特質を考慮したうえで、現段階で有効と考える指標を挙げるとともに、これらの指標に沿って学習成果のアセスメント評価を試みてみたい。

<単位及び学位修得状況>

大学における学習は、各学位課程のカリキュラムマップに沿った講義の履修によって為されている。各講義科目は学位授与方針をベースにして作成された教育課程の中で配置されていることから、基本的には、各学科の指定する進級要件や卒業要件を満たして卒業に必要な単位数の修得がなされることをもって、学位授与方針に明示した学習成果が達成されたと判断することには妥当性があると考え。本学では、シラバス上で当該科目と学位授与方針との関係を明示している。つまり、当該科目が学位授与方針のどの部分を充足し、どのような力を身に付けさせようとしているのかを明らかにしている。よって、カリキュラムに沿って科目を履修し卒業に必要な単位数を取得することで、学位授与方針が充足されるという仕組みが基本的に確立されている。入学者のうち標準的な修業年数(薬学部は6年間、それ以外は4年間)で卒業要件を満たし学士の学位を取得した学生の割合(リテンション率)は、2017年度に卒業した2014年度生でみると、医療情報学科 90.9%、社会福祉学科 92.5%、健康栄養学科 95.2%、看護学科 86.6%、理学療法学科 90.9%、子ども教育学科 96.7%とたいへん良好な数字を記録できている。過去3年間でみても、年度による変動が見られる学科もあるが、90%という高いレベルを概ね達成しており、多くの学生がしっかりと学業を積み卒業要件を満たし卒業している状況が見取れることより、(資料 4-36)、各学位課程とも学生に対する教育の基盤は確立されていると評価できる。このうち薬学科の数値が他学科よりも低いものとなっているがこれは、6年次の卒業研究の単位認定において、所定の期間内に単位認定に至る十分な成果を上げられなかった学生に対して、さらに半期の卒業研究を行わせ、再度単位認定の後、卒業判定会議において学位授与の可否を判定し、可となった学生に9月に学位授与を行っているという事情によるものである。

<卒研・卒論評価>

学位授与条件及び卒業要件において、各学科が重視しているのが卒業研究とそれをまとめた卒業論文の質である。卒業研究及び卒業論文は4年間または6年間の学習の集大成として為さ

れるものとの位置づけをしているので、その質こそが学習成果を反映するものと理解している。既述したとおり、研究の指導体制と論文の審査体制は各学位課程とも適切に構築しているので、全学科で論文の質は適正に保たれていると判断できる。論文審査を通過した学生は各自製本し学内に所蔵するシステムができていたため、各課程歴代の学習成果が学内に綿々と残され実績として積み上がっている状況があり、これを見ていただくことで本学学生の学習成果を測る一手段、つまり本学学位課程のプログラム評価の妥当性を判断していただけたらと考えている。

#### <GPA 評価>

GPA は学生が各授業においてどれだけ理解が進んでいるかを数値で表わすものであり、学生の授業パフォーマンスや学習成果を評価する指標の一つであると考えられる。既に記載したとおり、本学では成績評価は相対評価方式ではなく絶対評価方式を採用しており評価結果において教員間のばらつきがあるのは事実である。しかしながら評価に当たっては、授業への出席、講義参加度、ミニツツペーパー・リフレクションシート、レポート、中間テスト、期末テストなどの状況をもとに各教員が厳格に評価している。また、学習成果としての GPA を重視し、学生のモチベーションを向上させるために2年次終了時点での GPA 優秀者を学科ごとに表彰する制度の導入を決定した。こうした状況を勘案すると、GPA は直接評価・質的評価を為す客観的な指標に近いものと判断することが可能である。健康福祉学部における2018年前期のGPA分布を見てみると、2.0～2.5 つまり平均「良」～「優」評価を受けている学生が中心的で、3.0 ポイント以上の学生も多い。この分布からは、学生が授業内容を適切に理解し学習内容を身につけているという状況を知ることができる。しかし一方で、1点台や少数ではあるがそれを下回る学生がいることも分かる。こうした一部の学生は、十分な学習成果が得られていないという懸念が残る。(資料 4-37)

#### <国家試験等合格率>

高度専門職養成大学として本学が特に重視しているのが、各学科で想定している専門職となるのに要求される資格試験の合格率である。各学科とも、国家資格を中心としたこれらの試験に対応した指定科目やモデルコアカリキュラムに則った教育課程を構築し学生の教育に当たっているため、国家試験は学生に必要とされる学習が身につけているかを測るアセスメントテストとしての性質を持つことになり、この合格率は学生の学習成果を最も端的に表す指標として、かつ量的・直接評価を為す客観指標として最重視している。以下、各学科の状況について概観を俯瞰する。

- ・医療情報学科 — 医療コースの中心資格である診療情報管理士(日本病院会認定資格)の合格率推移では、平成 27 年度に医療コースの受験者 30 名全員の合格を達成して以来(全国平均は 50%程度)、28 年度は 90%(全国 45%)で、29 年度に再び 30 名全員の 100%合格(全国 66%)を達成し、全国でも指折り有数の養成施設となっている。本コースの卒業生は東日本を中心とした多くの病院で診療情報管理士として活躍中であり、医療機関への人材供給拠点としての地位を築いている。情報コースでは、全員がITパスポート資格を取得し、基本情報技術者試験に挑戦する。ITパスポート試験では、全国の大学で唯一のCBT試験認定会場となっており、学生は低学年のうちの取得を目指している。基本情報技術者試験では毎年 10 名の合格者数を目標にしているが、平成 27 年度は 8 名、平成 28 年度は 8 名、29 年度は 6 名の合格者を出し目標まではもう 1 歩のところまで来ている。医療・情報コースともに概ね良好な学習成果であると言える。(資料 4-38)
- ・社会福祉学科 — 取得可能な 3 つの国家資格のうち、最も受験者数が多く知名度も高い社会



福祉士国家試験において、平成 29 年度に飛躍的な伸びを見せ、50 名以上の合格者を出した大学としては合格率が全国第 5 位(私大では 3 位)の 72%という成果を収めた。平成 27 年度は合格率 43.5%(全国平均 26.2%)、平成 28 年度は合格率 45.5%(全国平均 25.8%)とそれまでは全国平均は超えるものの、4 年制大学の養成施設としては平均程度の数字であったが、先に述べた様な教育のもと平成 29 年度の飛躍につなげたことは高く評価できる。精神保健福祉士国家試験では、毎年受験者数が 10 名程度なので、しかもほぼ全員が社会福祉士国家試験との重複受験なので綿密で正確な分析は困難であるが、平成 27 年度は 80.0%で全国平均 61.6%を上回り、平成 28 年度は合格率 55.6%と全国平均を若干下回っていたものの、平成 29 年度は 90%と全国平均 62.9%を大きく上回ることができた。以上のように、それまでは平均的であった国家試験合格者を平成 29 年度において飛躍的に向上させ、極めて良好な学習成果を社会に示すことができた。29 年度に有効であった新しい教育方法を 30 年度も踏襲し指導にあたっていることから、今後も十分な成果が期待できる。(資料 4-39)

- ・健康栄養学科 — 開学以来平成 30 年 3 月まで 14 年間に渡って卒業生を送り出しているが、この間国家資格である管理栄養士国家試験で常に全国平均を上回る合格者を記録し続けている。平成 27 年度生の合格率は 98.8%(全国平均 44.7%、新卒管理栄養士養成課程校 85.1%)平成 28 年度生は 98.7%(全国平均 54.6%、新卒管理栄養士養成課程校 92.4%)、平成 29 年度生は 100%と在学者全員の合格(全国平均 60.8%、新卒管理栄養士養成課程校 95.8%)となった。すでに健康栄養学科は管理栄養士養成課程として高い評価を社会から得る優良施設としての地位を築いているが、過去 3 年間ににおいても極めて高い合格率で推移していることが分かる。当学科の 4 年間の学習成果を十分に表すデータであると判断している。(資料 4-40)
- ・薬学科 — 過去 3 年間の薬剤師国家試験の合格率推移は、平成 27 年度生が 89.5%(全国平均 76.9%、大学新卒平均 86.2%)、平成 28 年度生が 81.6%(全国平均 76.7%、大学新卒平均 85.1%)、平成 29 年度生が 77.6%(全国平均 70.6%、大学新卒平均 84.9%)である(資料 4-41)。いずれも全国平均は超えているものの、合格率の直接の比較対象である全国の新卒平均と比べると、善戦はしていながらも苦戦中であると言わざるを得ない。アセスメント指標として国家試験合格率を用いると、薬学科の場合は学習成果が保証されていると結論づけるのは困難であるかもしれない。ただし、薬学科のケースでは、4 年次までの学習成果を表わす全国的な比較指標として、薬学共用試験がある。薬学共用試験が開始された平成 21 年度より、本学の合格率は 97~98%を推移しており、こちらは全国の薬剤師養成校とはほぼ同等であり良好な学習成果であると言える。(資料 4-42)後述するように、薬学科では国家試験対策に学科を挙げて取り組んでおり、今後の合格率向上に期待したい。
- ・看護学科 — 過去 3 年間の看護師国家試験の合格率は、平成 27 年度生 100%(全国平均 89.4%、大学新卒平均 94.9%)、平成 28 年度生 97.2%(全国平均 88.5%、大学新卒平均 94.3%)、平成 29 年度生 100%(全国平均 91.0%、大学新卒平均 96.3%)である。いずれも新卒平均を含めて全国平均を上回っているし、群馬県内の養成校としてトップの実績となっている。看護学科ではこれ以前も変わらずに全国平均をつねに上回る看護師合格率を計上してきており、教育の質と学生の学習成果を保証するデータであると評価している。加えて、保健師国家試験においても、平成 27 年度から 29 年度まで 100%の合格率を誇っており(同 3 年間の推移は、全国平均で 89.8%、90.8%、81.4%、新卒平均で 92.6%、94.9%、90.8%)、こちらも極めて良好

である。(資料 4-43)

- ・理学療法学科 — 過去 3 年間の理学療法士国家試験の合格率は、平成 27 年度生が 85.0% (全国平均 74.1%、新卒平均 82.0%)、平成 28 年度生が 97.5% (全国平均 90.3%、新卒平均 96.3%)、平成 29 年度生が 88.4% (全国平均 81.4%、新卒平均 87.7%) である。いずれの年度も新卒平均を含め、全国を上回る結果を残していると評価できるが、より一層の向上が期待される。(資料 4-43)
  - ・子ども教育学科 — 子ども教育学科では、教員採用試験と公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数がここでのアセスメント指標となる。教員採用試験の合格者数は、平成 27 年度受験生(1 期生)では 10 名が合格したのをかわきりに平成 28 年度生が 16 名(うち 2 名は既卒者)、平成 29 年度生が 27 名(うち 7 名が既卒者)と順調に合格者数を増加してきている。なお、教員採用試験合格者の内訳は、例えば平成 29 年度受験者でいうと、小学校教諭 10 名、中学校英語教諭 4 名、特別支援学校教諭 11 名、養護教諭 1 名、栄養教諭 1 名である。教員養成コース 22 名中 21 名が教員として就職している(残り 1 名は大学院進学)というたいへん良好な成果を残している。公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数の推移は、平成 27 年度生が 12 名、平成 28 年度生が 8 名、平成 29 年度生が 18 名となっており、こちらも良好な成果である。(資料 4-44)
- 以上のように、全体としては各種資格試験において良好な成績を修めており、各学生が専門的学習内容をしっかりと身につけている状況を見て取れるのではないだろうか。

#### <就職率>

教育の質・学成果の間接評価指標として、学生の就職率も有効な資料となる。学生が 4 年間または 6 年間、学業を修め成長してそれが評価され就職が決定するからである。各学科共に就職率はほぼ 100%かそれに近い数値を記録しており、就職内定率は極めて良好である。薬学部薬学科の就職率が若干低い理由は、国家試験の不合格により就職内定が取り消しとなるからである。いずれにしても、高い就職率は本学学生に対する社会からの評価及び需要が高いものと判断することができ、学生の質を認めていただいている証左であると推察することができる。(資料 4-45)

#### <学生生活・満足度調査>

学生生活・満足度調査では、学生の学生生活一般について聞く設問の他に教育や学習について聞く設問も含まれている。平成 30 年度の調査からは、「あなたは自身の学習によって、以前よりも必要な専門知識や技術の向上がはかれたと思いますか」という学習成果の自己評価を尋ねる設問を追加した。これによると、全体で 86.4%という高い割合の学生が肯定的な回答を残している。(資料 4-46)このことから、学生の自己評価として、本学での教育によって学習成果が得られていると感じている学生が多数であることが理解できる。

#### <学外実習における学生評価>

学外実習は学生が学内の学習で身につけた成果を実践の場で試す機会である。また実習学生の評価を学外の方にさせていただくので、教育の外部評価の側面も持っている。現在、各学科とも実習指導担当者からの学生評価をデータとしてまとめたものは持っていない。しかし、すべての学科で実習は必修科目となっており、合格点をもらえない学生は卒業要件を満たすことができない点を考慮すると、高い率の学生が標準修業年数で卒業していることから、実習においても良好な評価をいただいていると推察できる。

#### <就職先への卒業生評価アンケート>

本学では、平成 21 年度より本学卒業生の評価を各就職先に問うアンケート調査を実施してい

る。もちろんこれは、採用側の満足度や意見・評価を確認できるとともに、問題点や改善点を把握して教育改善につなげるという目的が大きいのであるが、大学としては、採用側の評価は学生の学習成果のアセスメントにおける量的・間接指標と位置付けることができる。本学の教育による学習を収めた卒業生が、実社会でどのくらいの評価を得られるのかを知る指標となるものと考えている。アンケートは評価内容として 10 項目を設け、4 段階で評価を判定していただき学科ごとに評価の平均値を集計している。結果は例年 2.5 ポイントから 3.5 ポイントの間に納まっており、極めて良好とはいえないものの、良好な数値をキープし続けている。平成 28、29 年度のアンケートによると、勤勉性、協調性、マナーといった項目で比較的高い評価が得られている一方、表現・応対力、理解・判断力、処理力といった項目に問題を残している。前回の点検評価報告書でも述べたとおり、全体的にこの評価はわずかずつではあるが毎年向上を見せており、本学卒業生に対する就職先の評価が上昇傾向を継続していることが分かる。(資料 4-47)

#### <卒業生調査>

教育と学習成果の評価を主目的に、平成 30 年度より卒業生を対象にアンケート調査を実施することになった。これは実際に本学で教育を受けた学生が本学の教育や自らの学習を振り返って教育内容や学習成果をどのように見ているのかを検証してみるという試みである。そして第 1 回目のアンケートを、本学を卒業して 3 年または 10 年経過した卒業生に実施した。アンケートのなかで、本学で身についた力についての質問では、規律性、傾聴力を挙げた卒業生が多く、実行力、柔軟性が続き、想像力、ストレスコントロール力は低位の回答となった。学生時代の教育プログラムへの満足度に関する質問には、6 割の卒業生が満足と回答しており、比較的良好な結果となったものの、一方で 10%の卒業生が不満足と回答している。また、本学で学んだことで現在役立っていることは、という質問に対して、専門での教育を挙げる卒業生が多かった。(資料 4-48)

#### <ルーブリックや学習ポートフォリオを活用した測定>

学習成果の把握手段としてルーブリックをどれだけ活用しているのか、大学全体として調査したことはこれまでない。よって、個人的または学科や各部署での利用率に関しては、現段階では明らかではない。とはいえ学内の様々な部署でルーブリックは利用されている。例えば、薬学部や健康栄養学科では卒業論文の評価にルーブリック評価を用いているし、複数の学科で推薦試験の小論文審査においてルーブリック評価を使用している。また、レポート提出にあたってあらかじめルーブリックを提示したうえで提出レポートを評価している教員も多い。学習ポートフォリオの活用に関しては、まだ端緒についたばかりであるが、学科としては社会福祉学科が先行している。社会福祉学科では、国家試験の合格率向上と学習成果の可視化を目的に平成 29 年度より学習ポートフォリオを導入している。国家試験対策では、学生の学習状況の確認や模擬試験の状況確認、問題点の指摘等をポートフォリオ上で行っており、それが国家試験合格率の改善に結びついた可能性は高い。また下級生では学習の進捗状況のほか、面談結果なども教員画面に記入して各種の指導に活かして、学習成果の把握と教育改善に取り組んでおり実績を重ねつつある。学習ポートフォリオの利用は社会福祉学科に続き、医療情報学科や健康栄養学科にも広がりつつあり、今後その利用法やそれを用いた指導法の精査が待たれる。

#### <学生による授業評価による測定>

本学では開講しているすべての授業において、学生による授業評価を実施している。学生に多くの視点から授業の評価を受けているが、「授業によって知識や技術が習得できましたか」という学習成果を尋ねる設問を用意している。平成 28 年度前後期、30 年度前期の結果を見ると、本

学全学生の自己評価は5段階評価の平均値でそれぞれ4.36(平成29年度前期)、4.38(平成29年度後期)、4.32(平成30年度前期)と極めて高い値となっている(資料4-24)。これらの結果から判断すれば、学生は自らが履修した授業科目から適切な学習成果を修得していると自己評価していることが分かる。

<大学院における学習成果の測定・把握>

大学院における学習成果については、学位論文の質によってもっとも的確に測定することができる。学位論文の質の確保についてはすでに述べたとおりである。特に博士論文については、厳格な審査を通過したものを学内外に公開している。また、大学院においても学部同様の授業評価アンケートを実施しており、「修得すべき知識と能力の獲得に役立つものであると思うか」との設問に対して、例えば平成27年度の結果では8割の学生がそう思うと回答しており(資料4-49)、授業から十分な学習成果を獲得していると学生が自己評価している様子を見ることができる。

以上見てきたように、各学位課程の分野の特性に応じた単独指標の確定には至っていないものの、本学では本学独自の観点から様々な指標を設けたうえで学生の学習成果の把握と評価・検証に努めている。こうした複数の指標によってそれぞれの学位プログラムでの学習成果を定期的に検証・評価することで、教育の質を高めていくための作業を行っていることより、学習成果に係る点検・評価は概ね適切に運営されていると判断している。

点検・評価項目⑦: 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点1: 適切な根拠に基づく点検・評価  
 ・学習成果の測定結果の適切な活用  
 評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容・方法の適切性についての点検・評価と改善に向けた取り組みについては、これまでは各学科の独自の取り組みに一任していたという経緯があったが、平成30年度からは全学的な取り組みとして焦点を当てるよう改革が試みられている。その流れの一環として平成30年度よりPDCAサイクルに基づく各学科3つのポリシーの点検・評価の実質化をFD・自己点検委員会で決議し各学部教授会に提議した(資料4-50)。具体的には、3つのポリシーを毎年検証することとし個々の内容ごとにどの根拠データでアセスメントをしたかを示し、それぞれ点検・評価した所見を記載することとした。さらにすべての委員会、センターに対しても年度ごとの活動方針と実績・成果を具体的にアセスメントし、改善策等も含めて提出することを求めることになった(資料4-51)。これらの報告書式は各学科・部署でまとめられた後、大学運営協議会に提出され、各学科・部署のアセスメントや改善活動が適切であるか確認と了承を受けることとなった。平成31年度からは、カリキュラムや教育内容・方法の適切性に関して、外部の業界関係者や学生代表を含めて検証することが決定している。

教育課程に関する点検・評価については、根拠に基づく点検・評価を心がけており、その点検・評価結果に基づく改善・向上を心がけている。

既に述べたとおり、「学生生活・満足度調査」では、「学科の教育に満足していますか?」、「学科の資格試験対策に満足していますか?」、「学科教員の学生対応について満足していますか?」、

“所属学科に満足していますか”など学科の教育内容や課程の適切性に関する設問を設けている。これらの設問に対して5段階評価で学生に回答してもらっているが、近年(28、29年度)の結果をみると上位4、5段階評価での回答が軒並み7割を超えており(特に学科への満足度、教育への満足度は8割に迫っている)、6割台であった22～27年度の調査よりも明確な改善を示している。この調査では、満足度が低い学生にその理由も尋ねており、各学科の教員がそれらのデータに適切に対応した成果が表れたものと推察できる。同様に本調査では、学生の学習実態の把握として学習時間に関する調査も行っている。本学では、国家試験受験のため最終学年時での学習時間が増加する傾向があるが、それ以前の学年での学習時間が不十分であるという問題を抱えており(2016年提出「大学評価報告書」参照。資料4-52)、直近の調査でも、若干の改善は見られるものの問題解決には至っていない。そこで改善の方策として、単位の実質化の動きとも呼応してシラバスに学習の目安となる授業回ごとの予習・復習の必要時間数を記載するなど(資料4-22)、学生の学習を促進する取り組みを行なっている。

平成30年度からは、実際に社会に出ている卒業生から教育課程に関して率直な意見を聞きたいとして同様なアンケート調査を実施している。既に第1回目のアンケートが終了し結果が出ているので、これからアンケート結果を綿密に分析・考察し、問題点については即時対応し、教育内容の改善に向けた動きを強化したいと思っている。

本学では、国家資格取得のための国家試験合格が大きな目標であるため、合格率の向上に向けた教育課程の整備が求められている。そのためモデルとなるコアカリキュラムに従いながらも国家試験突破を目指した独自科目の配置や、教育課程をスムーズに進めるための教育組織を設けており、その結果が高い合格率に結びついていると言える。平成28年度まで苦戦をしていた社会福祉学科が、指導内容や方法を刷新したことにより29年度に合格率を飛躍的に伸ばしたことは既に述べたとおりである。合格率にやや苦戦している薬学科では、教育課程についての点検・評価を実施した結果、教育の内容や方法についての改善・向上を目指して、種々の方策を実施するに至っている。まず、平成26年度にそれまでの改善点を反映した「薬剤師国家試験合格ロードマップ」(平成30年度からは、「国家試験対策試験予定表」に名称変更)を作成したうえで(資料4-53)、薬学部教務委員会に加えて、教育課程を検証しその結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつける活動を行う薬学教育研究推進センターを設置した。当センターは任期5年のコアメンバー(センター長以下3名程度)と、任期2年のサブメンバー(5名程度)から構成され、学生を5、6年次生、4年次生、3年次生の3グループに分けそれぞれにコアメンバーが指導担当者として配置されている。5、6年次生を対象とした教育支援では年間目標(ロードマップ)を作成し、これに基づいて6年次に開講される「総合薬学特別講義」国家試験対策補習、模擬試験など国家試験対策に関わる様々な活動を行っている。4年次は実務実習前の学習総括と共用試験対策、1～3年次は基礎学力補強について様々な支援が行われている。低学年用の基礎学力補強のためには、薬学部独自の「学習支援センター」も開設している。

教育課程におけるPDCAサイクルの強化として最も大きな動きは、平成31年度より実施する各学科、部局による「自己点検・評価シート」(資料4-54)の記載と提出であろう。これは大学基準協会が示す点検・評価の10基準の点検・評価項目ごとに、4段階の自己評価をしたうえで、どこでどう評価したのか具体的な評価主体や評価方法や具体的な改善方策の記載が求められ、あわせて根拠となる資料の提出が必須とされているものである。スケジュールとしては、年度初めの提出を受け、FD・自己点検委員が内容を精査し、6月末に大学運営協議会に最終提出するというもの

のである。

教育課程の点検・評価に関しては、学内での自律的な取り組みに加え、外部からの評価を改善に活かしていくことが重要である。本学では2016年度に受審した大学認証評価から、3年、3年、1年のインターバルで点検・評価報告書を作成し、複数名(3名程度)の外部有識者からなる外部評価委員会による点検・評価を受けることとしている。外部評価委員会は本学の教育内容や学生の学習成果、大学の内部質保証の適切性について検証し、提言を述べる責務を持つ(資料4-55)。前回の自己点検・評価報告書作成時は、他大学学長2名と日本私立大学協会事務局長に外部評価委員として就任いただき、貴重なご示唆をいただいている。今回もしかるべき有識者に、点検・評価報告書をもとに本学の理念、3つのポリシー、教育と研究、学習成果、内部質保証体制、財務など、さまざまな視点からの点検・評価・検証をいただき、改善に結びつけるべく委員の選定を行っているところである。さらに既述のとおり、平成31年度より各学科は教育課程の検証のため、複数の地域社会の関係業界知識人(学科の特性上、病院関係者、福祉関係者、その他の専門家等が考えられる)や学生代表の検証を受けることとしており、その結果を改善に結びつけることが想定されている。大学院の健康福祉研究科医療福祉情報学専攻では、医療機関の情報化や合理化、経営改善など実践的な教育を実施することで文部科学省職業実践力育成プログラム(資料BP)に採択されている。平成30年度には4名の学部有識者(医療関係者)による外部評価を受け、その教育内容を高く評価されたとともに、意見や要望をいただきプログラムの改善のための示唆を受けた。(資料4-56)。

以上のように、教育課程及び内容・方法の適切性に関しては、エビデンスに基づいてPDCAサイクルを回していくことに努めている。国家資格等の取得に向けた教育については、試験結果をもとに改善・向上を目指した結果、すでに多くの学科で実績を残し、近年では社会福祉学科が成果をあげ現在は薬学科が改善・向上に取り組んでいる。またこれまでは充分とは言えなかった3つのポリシーに対する点検・評価及び改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価及び改善・向上、を組織的に導入したことは評価できる。加えて、大学基準協会の示す基準ごとの点検・評価項目個々に対してPDCAサイクルの実施に取り組むことを決定したなどを併せて、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に大学として真摯に取り組んでいると考えている。

## (2)長所・特色

本学では、2016年の大学認証評価の受審までに全学的に教育目標、人材養成の目的、学位授与方針、教育課程の編成方針、入学者受入れ方針を整備し、学生に対する教育力の向上を目指し全学で継続的に点検、改善に努めてきた。この面でPDCAサイクルを回してきたことで見えてきた課題も多々あるが、現段階で本学の「教育課程・学習成果」において特徴的であることについて以下のような点を挙げることができる。

1. 各学科、研究科とも、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目ナンバリング等によって、各授業科目と教育目標や科目間のつながりを明確にし、履修パターンや学習の進め方を学生に分かりやすく理解させている。また、シラバスの整備を徹底し、授業科目と学位授与方針との関係を明らかにした点や授業外学習の目安を提示した点は特徴的である。

2. 専門教育に至るまでの課程として、入学前教育—初年次教育—教養教育の充実が図られている。本学は全国的にも早期より、入学前教育や初年次教育に対応しており、学習支援センターとも連携を取りながら、基礎的教養の整備、主体的学習習慣の獲得、コミュニケーション能力の涵養等に取り組んでいる。大学や学生のグローバル化に関しては、ネイティブ教員による語学授業を増やすとともに、保健・医療・福祉系大学としては全国に先駆けて、多数の海外提携大学(保健・医療・福祉系)との学生相互派遣プロジェクトを毎年積極的に実施している。また、教養教育として多彩な講義科目を用意する中で、情報リテラシーやチーム医療アプローチなどの現代的課題に取り組む科目、キャリア教育やソーシャルスキル、ジェンダーなどの社会的な課題に取り組む科目、生命倫理や環境などの専門的課題に取り組む科目など、バラエティに富んだ科目群を提供し、専門教育へとつなげている。

3. 国家資格をはじめとした資格試験及び採用試験に対して教育の充実が図られ、良好な合格率を上げている。高度専門職を養成する大学としては、これらの試験対策は教育の根幹をなすものであり、合格率は学生の就職率や大学の評価そのものに直結するとともに、教育の質や学習成果のもっとも明確な評価指標である言っても過言ではない。従前よりほとんどの学科で各試験において全国的にも屈指の合格率を上げてきたが、社会福祉学科や薬学科ではやや苦戦が続いていた。このうち社会福祉学科では、29年度に合格率の飛躍的伸長を記録し30年度以降も高合格率が期待できるし、苦戦が続く薬学科も学科を上げて教育の強化に取り組んでおり、今後の改善期待が持たれている。高い合格率は学習成果のアセスメント指標として機能するとともに、本学教育に対する学生の高い満足度にも反映されている。

4. 卒業時の質保証を学内外に認識していただく指標として、先の資格取得率に加え、高い就職達成率がある。学生は入学直後よりキャリア教育を経験し、専門分野での複数回に渡る学外実習やインターンシップで職業意識や社会性を磨き、最終的にはキャリアサポートセンターの支援を受けて就職を達成していく。こうした一連の流れが教育課程に組み込まれていて、本学の専門職養成体制として出来上がっており、極めて高い就職達成率は本学教育の特徴となっている。

5. 授業改善に向けた取り組みや卒業研究・論文、学位論文指導の充実に努めている。学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観は長期に渡って続けられているし、アクティブラーニングやルーブリックのワークショップや学習ポートフォリオの説明会も行われてきた。学生の学習時間確保のためシラバスの整備やCAP制の導入も進み、学生を学修に導く体制作りは着々と進んでいる。学修の集大成としての卒業研究・論文の指導には各学科とも力を入れており、それぞれ公開での複数回の発表会やルーブリック評価を導入している。学位論文の指導では、学位規程や学位審査基準を設定・公表し、複数の公開発表会や最終審査など厳格な単位認定制度を設けている。

6. 平成30年度よりの取り組みであるが、PDCAサイクルを適切に機能させる方策として、改善を含めた点検・評価体制を整備した。具体的には、アセスメントチェック表による学科ごとの3つのポリシーの詳細な点検評価、委員会やセンターにおける年間活動に対する点検評価、自己点検・評価シートによる学科・部局の分野別評価、さらに定期的な点検評価報告書の作成等である。こ

ここでは3つのポリシーそれぞれの適切性や達成状況、委員会やセンターの活動計画の適切性や達成度等、点検・評価10の基準の各項目の個別評価、等を実施し、次年度の計画立案を行う。学科、委員会、センターという教育の実施主体において定期的に点検評価に取り組むことで、教育の質改善を実現し、内部質保証につなげたいという趣旨である。また、これらの点検評価においては、可能な限り客観データや主観データを収集し結合させたいという趣旨で教育成果の「見える化」に努めていきたい。

### (3)問題点

ここでは、教育課程・学習成果の分野でPDCAサイクルに基づいて点検・評価を行ってきたうえで浮かび上がってきた幾つかの問題点・課題について指摘する。

#### 1. 全学的に認められた統一のアセスメント指標がない。

本学の特質上、資格試験や採用試験はアセスメントテストとして捉えることが可能であり、そうした意味ではその合格率が指標として有効であるのは言うまでもないが、それだけでは十分ではない。大学の理念・目的の項でも述べているとおり、本学は資格の取得のみが目的ではなく広く人類の健康と福祉に貢献できる人材を養成することを理念としているからである。よって、試験に合格できる力以外にも様々な能力・知識・技術の涵養を目指している。点検評価を強化するにあたっては、さらに全学的な共通指標の開発と有効な利用が必要である。

#### 2. 学生の授業外学習時間が不足している。

学生の学習状況の調査により、以前より課題として取り上げられている問題である。国家試験の関係から各学科とも最終学年次の学習時間は確保されているが、低学年における授業外学習時間の不足が適切に改善されているとは言い難い。単位の実質化に取り組み、シラバスには授業回ごとの授業外学習の方法を記載して学習時間の確保を呼び掛けているが、現段階では明確な効果は表れていない。

#### 3. CAPが学期によって24単位を越えている学科がある。(本報告書に記載済み)

#### 4. GPAの厳格化と利用について。

成績評価の厳格化に伴い、GPAの実質化や有効利用について検討しているが、これには改善の余地がある。現在は成績評価方法を大学として各教員に指示してはならず、各教員の絶対評価に任せているため、教員間でばらつきがある。ある程度の成績分布に関する規則を入れるのか今後考えてゆく。また、GPAの利用についても現在検討中で、現段階ではGPAを卒業や進級の判定または退学勧告等に用いていない。一部にGPA値が特に低い学生群が存在しているが、これらの学生への指導・支援を考えてゆく必要がある。

#### 5. アクティブラーニングやルーブリックの利活用状況を全学的に調査していない。

学生の主体的な授業参加を促す手段としてのアクティブラーニングの有効性及び授業ごとに或いは学位プログラムごとに学生の学習成果を判断する手段としてルーブリックの有効性は理解



しているが、現段階までには全学的な状況調査は行っておらず、全学での利用率や浸透度は把握できていない。現段階では利用は原則、教員個人学科個々の判断に任せている。

6. 学生の活力を利用する体制が整っていない。

学生の活力を活用する試みとしては、社会福祉学科の「もりプロ」や看護学科のピアサポートなどがあるが、全学的には学生を巻き込んだ取り組みやリーダーシッププログラムは未整備である。オープンキャンパスや保護者会など、外部から多数の学外者が訪れるタイプのイベントなどでも現在は教職員がすべて運営している。今後は企画段階からの学生参画を試行してみることも必要である。また、授業改善や教育評価などでも現在はまったく学生を巻き込んだ取り組みとなっていない。最大のステークホルダーである学生の参画を積極的に図っていくべきであろうと省察する。

7. 外国人留学生が少ない。

グローバル化は進みつつあり、短期プログラムで本学を訪れる外国人留学生は多いが、正規学生として入学する外国人留学生の数は極めて少ない。これは、本学の特質上、国家試験に合格することが求められるプログラムということがあり、外国人留学生にとっては少々敷居が高く敬遠されてきたという事情を反映していると思う。しかしながら、グローバル化の進展と保健・医療・福祉分野の人手不足を考えると、正規外国人留学生の受け入れと教育に関して、大学として積極的に取り組むことが求められてきている。

8. 学位授与方針と教育課程を有機的かつ合理的に結びつける優れたカリキュラムを構築するにあたって、外部で適切な研修を受けた専門のカリキュラムコーディネーターがいない。モデルコアカリキュラムや多数の指定科目が存在する環境を考慮すれば、一般の学部・学科と比較すると専門のカリキュラムコーディネーターに対する需要は低いことも考えられるが、それでも国家試験対策のほか、有効な専門知識の獲得、社会で求められるジェネリックスキルの涵養など、有効で実践的なカリキュラムを構築することは、それぞれの学科にとって不可欠である。カリキュラム構築に関してしっかりとしたトレーニングを受けた教員や職員が関わっていく体制を考慮する必要がある。

9. 大学院の授業スケジュール。

大学院において社会人学生の占める割合が高くなっているが、一部の専攻科を除いて、夜間や休日の開講など、社会人学生の利便性を考えたクラススケジュールが未整備である。各専攻科とも、授業を特定の日に集中させて実施するなど個々の学生の必要性に合わせた対応をしているが、これからのリカレント教育や社会人教育を考えると不十分である。

(4) 全体のまとめ

1. 学位授与方及び教育課程の編成方針の設定と公表

本学では、すべての学科、研究科において授与する学位ごとに学位授与方針を定め、学生に対しては「履修ガイド」、「大学院生ハンドブック」に、社会に対してはホームページ上に広く公表し

ている。学位授与の設定にあたっては、全学的に書式を揃えたうえで、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を、学生を主語にした形式で記載している。加えて、学位授与方針と連携した教育課程の編成方針を定め、広く公表している。

教育課程の編成にあたっては、その順次性、体系性に配慮して授業科目を配置するようにしている。各学科では、指定科目やモデルコアカリキュラムに沿いながらも、学生が効率的に国家試験や採用試験に向けた学習を進めやすいよう独自のカリキュラムを構築しており、かつ学生が各学科で提供しているカリキュラムマップや履修モデル、科目ナンバリング等を参考に、履修がスムーズにできるよう配慮している。

## 2. 教育課程の適切性

高度専門職の養成を目的にしているので専門教育の充実を図ることは言うまでもないが、教養教育にも力を入れている。教養教育は入学前教育から始まり、初年次教育では大学での学修に必要な様々なスキルの修得を目指し、そして多くの特色ある教養科目を提供しながら専門教育につなげている。大学及び学生のグローバル化は近年特に力をそそいできた分野で、保健・医療・福祉・教育系の大学としては先端的と言える、海外大学との学生相互派遣を活発に行っている。社会の即戦力となるような専門職業人を養成するため、キャリア教育や就職指導を充実させるとともに、職業的自立を図るための教育として学外実習には各学科とも大きな労力と時間を割いている。

大学として授業改善に取り組んできており、主な取り組みには、シラバスの整備、履修登録単位数の上限設定、教員間の授業相互参観、学生による授業評価アンケート調査等がある。最近では特にシラバスの見直しを全学的に実施し、講義と学位授与方針との関連、各授業回と到達目標との関係、授業外学習の促進など、これまでは記載されてこなかった内容も盛り込んだシラバスを学生に提供するようになった。アクティブラーニングの浸透やルーブリックの活用などは、その方法や効果測定について、今後全学的に取り組むべき課題となっている。

学位授与と成績評価の厳格化については、評価の方法や条件を学生に明確に示しながら適切に実施することを心掛けている。学位論文の審査にあたっては、学士課程・修士課程・博士課程ともに、論文の審査基準を示したうえで、複数回の公表発表会を開催し適正に行っている。成績評価において成績分布に関する明確な学内ルールは設けていないが、それぞれの担当教員の責任において厳格になされており、学生からの不満はほとんどなく概ね適切に行われていると考えられる。

各学位プログラムの専門教育については、各学科が質の確保を目指して最も重視しているところであり、ここから国家試験や採用試験の合格に結びつけている。具体的な試験対策にも各科真剣に取り組んでおり、合格率の向上を各学科の最重要課題のひとつと捉えながら、学生の指導に当たっている。

## 3. 学習成果の把握と改善

適切な教育課程の編成を目指すためには、教育課程のPDCAサイクルを適切に回すことが求められる。最初の条件として学習成果の可視化と適切な把握、次に適切な改善・向上策の構築が必要となってくる。本学においても全学的に統一された単独指標の開発には至っていないが、大学の特質上、国家試験や公的採用試験はアセスメントテストの性格を兼ね備えており、その合格

率が最も適切な評価指標となっている。合格率に関しては、傑出した数字を出せていない学科も一部あるものの、PDCAサイクルを回してきたことで、ほとんどの学科が高評価に値する数字を記録している。今後も継続して励んでいきたい。その他の指標でも、概ね良好な結果で学生の満足度も悪くないため、本学の教育課程は比較的順調に運営されていると判断していいと考えている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の建学の理念を踏まえ、各学部学科・研究科においてそれぞれの専門性を考慮した独自の教育目標を定めるとともに、これに則った入学者受け入れ方針を定めている。入学者受け入れ方針は、本学ホームページおよび学生募集要項に掲載することにより、学内外に広く公表・周知している(資料 5-1【ウェブ】、5-2～5-6)。このほか学生募集要項には、募集人員および入学試験日程、出願手続き等を、大学院学生募集要項には、募集人員、入学試験日程、出願資格、事前出願資格審査、出願書類、選抜方法、研究科の研究分野、および担当教員等を明示している。入学者受け入れ方針は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針との整合を図るため、毎年各学部学科・研究科において検討を重ねている。その結果は本学ホームページ(資料 5-1【ウェブ】)に公表している。

また、各学部学科が行うオープンキャンパスにおいて、入学試験の概要説明とともに入学者受入方針、教育目標、教育内容などの説明を行っている。さらに、高校訪問や進学説明会などの機会には、大学案内(大学パンフレット)(資料 5-7)とともに学生募集要項を配布し、当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準等、学生の受け入れに関する情報を広く周知するように努めている。また、主に群馬県内の高等学校を対象とした高大連携事業(資料 5-8)を通じて、本学に関心を持つ高校生に加えて高等学校教員に対しても、入学試験の種類や受験資格などの情報を提供している。

障がいのある学生の受け入れに関しては、学生募集要項に「特別な配慮を必要とする入学志願者についての注意」として記載している。特別な配慮を必要とする入学希望者からの事前相談には、随時対応している。また、高等学校との情報交換によって情報が得られた場合にも、各学科において協議し最善の対策を準備している。

例えば、人間発達学部では、オープンキャンパスにおいて、入学者に対し、保育・教育の専門職を養成することを使命とするところから、入学前にできるだけ子どもとの接触を心がけ、保育・教育への興味関心を深めるとともに、基礎学力をきちんと身につけておくこと等を説明している。

点検・評価項目②: 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な

整備

評価の視点 3: 公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は入試及び広報の企画・運営にあたる専門部署として入試・広報センターを配置している。また、入学者受入方針に基づいて、学生募集および入学者選抜を遂行するため、各学科教員と入試広報センター職員から構成された入試委員会(資料 5-9)を組織している。入試委員会は毎月開催され、ここで学生募集および入学者選抜に関する基本方針の策定、具体的な学生募集活動と入学試験制度に関する検証や改善策の検討・立案等が行なわれ、その結果は学部教授会の議に付し学長により最終決定される(資料 5-10)。

学生募集活動は、入試広報センターが中心となって、各学科と連携を取りながら遂行している。具体的には、大学案内や学生募集要項の作成、ホームページや各種メディアを利用した広報活動、オープンキャンパス、高校訪問、各種進学説明会、出張模擬授業の実施、さらに高校からの学内見学の受け入れ等の活動である。

入学者選抜の基本方針としては、多面的な選抜方法や評価法によって多様な受験生の中から有為な人材を確保するよう工夫・改善に努めている。そのため、全学部で AO 自己推薦入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、センター試験利用入学試験、特別入学試験の入学者選抜方法を採用している。また、2 学部で編入学試験を採用している(資料 5-11、資料 5-12)。

AO 自己推薦入学試験については、一次審査で各学科に関連した独自の課題や自己推薦シートなどの書類審査を行い、本人の適性を審査して一次合格者を決定する。その後、一次合格者を対象として、自己 PR シート記入、小論文、集団面接、個人面接などの中から、各学科の方針に則った方法にて二次審査を行い、本人の適性を審査している。面接については推薦入学試験より試験時間を長く設定し、人物について審査をしている。

推薦入学試験については、公募制推薦入学試験、指定校推薦入学試験、高崎健康福祉大学高崎高等学校特別選抜入学試験があり、学生募集要項の募集定員にはその総数が記されており、特別選抜入学試験が公募制推薦入学試験の内数であることも明示している。いずれも受験希望者の在学する高等学校長の推薦を受け、調査書の評定平均が一定の基準以上の者であることを出願資格としている。全学部学科で個人面接を行い、さらに薬学科においては基礎学力調査を、その他の学科においては小論文を課し、調査書の内容も含めた総合判定を行って合格者を決定している。一例として、保健医療学部で実施された、平成 30 年度推薦入学試験実施要項を示す(資料 5-13)。

一般入学試験は、本学で最重要視する学力試験である。受験生の多様なニーズに合わせて、各学部学科とも A 日程と B 日程の二期に分けて一般入学試験を実施している。A 日程は 2 日間実施し、いずれかの 1 日または両日の自由選択制となっている。A・B 日程とも受験地を本学の他に地方試験会場(A 日程では仙台・郡山・宇都宮・さいたま・東京・新潟・長野・松本、B 日程では仙台・宇都宮・東京・新潟・長野)を設けて受験者の便宜を図っている。試験科目については、各学部学科の受入方針に従って、それぞれの日程ごとに必須科目と選択科目の設定を行っている。また、「英語」については、出願時点で、対象となる外部英語検定試験の基準を満たしている場合、「英語」の試験の得点とみなしている。さらに、本学独自の「英語」の試験を受験した場合、高得点の点数で合否判定を行う。これらの詳細についても、学生募集要項に明示してある(資料 5-2)。

一例として、A日程で実施された、平成30年度一般入学試験A日程実施要項を示す(資料5-14)。

センター試験利用入学試験についても、受験生のニーズに合わせて前期・中期・後期の3回の日程を設定している。利用教科科目は各学部学科によって異なるが、一般入学試験と同様に、学科に係る主要教科科目の学力を評価するための科目設定を行ってセンター試験の得点結果を利用しており、本学独自の学力試験は課していない。

特別入学試験については、社会人入学試験・外国人留学生入学試験・帰国子女入学試験の3種を設け、特別な事情を有する社会人・外国人留学生・帰国子女に対して配慮をした入学試験を行うことによって門戸を開いた対応をしている。

編入学試験については、医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科、子ども教育学科で実施し、短期大学や専修学校等からの志願者を若干名受け入れている。3年次編入が基本となるが、履修状況や入学後の取得目標資格により、医療情報学科と社会福祉学科では2年次編入も設定している。医療情報学科、社会福祉学科、子ども教育学科では書類審査・小論文・面接により、健康栄養学科では書類審査・筆記試験・面接により、それぞれ総合判定して選抜を行う。

入学試験の問題は、学長が委嘱した問題作成委員(資料5-15)によって作成されており、科目ごとに担当者会議を開催している。問題作成に際して、学習指導要領を遵守し出題が高校の学習範囲から逸脱することのないよう、問題作成委員は、教科の学習指導要領と採用件数の多い教科書を参照している。

入学試験の実施に関しては、まず入試委員会で入学試験実施要項(資料5-16)の立案・作成を行い、各学部教授会によって審議され、学長の承認を得る。その後、試験担当者連絡会議の実施等により各担当教職員に入学試験業務の周知徹底を図った後、入試広報センターが中心となって、各学科から選出された入学試験担当教員と連携を取りながら、入学試験実施要項に従い円滑かつ公正に入学試験を実施している。

合否判定に関しては、全ての入学試験において、学科ごとの判定会議で、慎重に審査を行って合格候補者を選定した後、学部判定会議の議に付し学長が決定する仕組みとなっており、公正かつ適正に実施している。

大学院入学試験においては、入学を希望する志願者と指導予定教員が面談をし、入学後の研究計画や学位授与に関するプロセスを十分理解したうえで出願するよう指導している。出願資格要件の確認に関しても、個別に事前出願資格審査を行い、学力の確認を行っている。

点検・評価項目③: 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1: 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

< 学士課程 >

- ・入学定員充足率
- ・編入学定員に対する編入学生数の比率
- ・収容定員充足率
- ・入用定員充足率の過剰又は未充足に関する対応

< 修士課程、博士課程 >

- ・収容定員充足率

定員設定に関しては、教職員数および施設・設備の実情に照らし合わせながら財政上の健全性を確保しつつ、社会のニーズや時代の変化に対応して適切に設定していくことが大切となる。本学では、看護師不足に直面する少子高齢化社会のニーズに応えるべく、平成 26 年度より看護学科の入学定員を 80 人から 100 人に増員するなど、常に適切な定員数を確保することに努めている。

各入学試験の受験者数は様々な要因から年度によって変動し、それに加えて合格者が入学手続を辞退するなどの不確定要素も存在することにより、入学者数の予測は困難であるが、本学は、過去の合格者数・入学者数の動向や他の入学試験との併願状況等を慎重に分析することにより、適切に定員管理を行ってきた。その結果、過去 5 年間の入学定員充足率は、1.11 と良好に管理できている(大学基礎データ表 2、表 3)。但し、学科別に見ると平成 30 年度の医療情報学科において、入学定員充足率が 1.33 となっている。

定員管理を行うに当たって、入学者数の維持とともに重要なことは、受け入れた学生の離学率を低減させて、安定的な在籍学生数を維持し続けることである。そのためには、教育の質を高めるとともに、生活面・健康面でのサポート体制を充実していくことが重要である。本学では、学生のサポート体制として各学年に担任教員を置くことに加え、学生数人に対して一人の教員をアドバイザーとして割り当て、学習面だけでなく生活面においてもいつでも相談できる体制をとっている。また、カウンセリングルーム、保健室を設置し、対人関係や大学生活に関する相談、将来への不安に関する相談、精神的な不調や適応困難に関する相談等、様々な相談に対応できる体制を整えている。本学は、このようなきめ細かなサポート体制により離学率を低減させて、在籍学生数を安定的に維持することに努めている(大学基礎データ表 6)。過去 5 年間の収容定員充足率は、1.07 と良好に管理できている(大学基礎データ表 2)。

学部の編入学定員に対する編入学生数比率は、平成 28 年度 0.14、平成 29 年度 0.00 である。平成 30 年度から、入学定員に欠員が生じた場合、編入学生を募集することとした。平成 30 年度の編入学生数は 1 名である(大学基礎データ表 2)。

大学院は、過去 5 年間の入学定員充足率は修士課程 0.71、博士課程 0.68(大学基礎データ表 2)、過去 5 年間の収容定員充足率は修士課程 0.76、博士課程 0.63 である(大学基礎データ表 2)。

例えば、薬学研究科は平成 28 年度の収容定員充足率は 0.17 であった。そのため、薬学研究科では、募集要項や募集ポスター等で入学試験日程、試験内容等の情報を公表、周知に努めている。また、入学者確保の観点から、出願要件として「薬剤師免許を有し、かつ修士の学位を授与された者」、「薬剤師免許を有する者で、かつ本大学院研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者」の 2 項目を追加した。その結果、平成 30 年度の収容定員充足率は 0.42 になった。

点検・評価項目④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、入学者受け入れ方針に基づいた学生募集および入学者選抜を遂行するため、前述のように各学科の教員と入試広報センター職員から構成された入試委員会を毎月開催しており、ここで学生募集および入学者選抜について定期的な検証を行っている(資料 5-17)。

各学部・学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学試験区分別で分析するなどし、推薦入学試験と一般入学試験の入学定員数の配分の見直し、一般入学試験における必須・選択科目の見直し、推薦入学試験における試験内容(小論文か基礎学力調査か)の見直し、AO 自己推薦入学試験における課題内容や面接方法の見直し、指定校推薦入学試験の指定校選定や評定基準値の見直し等、各学部・学科の実情に合わせて常に検証し改善策の立案を行っている。その改善案は、入試委員会に提案されて審議され、学部教授会での審議に付し学長が決定する。入学者受け入れ方針についても、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針との整合を図るため、毎年各学部学科・研究科において検討を重ねている。

入学試験問題の内容については、問題が出題範囲を逸脱していなかったか、問題のレベルが適切であったか、科目間の平均点の違いによって選択科目により不公平とならなかったか等、毎年、入学試験終了後に科目ごとに入学試験問題作成委員会を中心として検証を行い、報告書を作成している。

また、平成 26 年度には入試作業部会を立ち上げ、AO 自己推薦入学試験を含めた推薦入学試験が入学者受入方針や本来の目的に適合した制度として機能しているか、一般入学試験における入学試験科目の設定が適切であるか等、全学的に再検証して今後の入学試験のあり方を検討している。

入学志願者の利便性を考慮し、平成 29 年度入学試験からはインターネットでの出願方法を取り入れた。一般入学試験(A 日程・B 日程)と大学入試センター試験を利用する入学試験(前期・中期・後期)において、インターネット(Web)での出願ができるようにした。さらに、平成 30 年度入学試験からは「同窓生及び在學生を持つ兄弟姉妹に対する支援制度」を取り入れた。①兄弟姉妹に高崎健康福祉大学の同窓生及び在學生を持つ受験生は、入学検定料免除・入学金全額免除とする。②兄弟姉妹に高崎健康福祉大学の在學生を持つ入學生は、兄弟姉妹が卒業するまでの授業料半額免除とする。

編入学生の学生募集に関しては、編入学委員会(資料 5-12)において定期的に検証している。大学全体の平成 28 年度の編入学生数は 1 名、平成 28 年度の編入学生数は 0 名であった。そのため、平成 30 年度からは、各学部・学科の編入学定員を廃止して学生数が定員を満たしていないことを要件に編入学の募集を行うことにした。

大学院の学生募集に関しては、研究科委員会での検証の結果、学内からの進学者確保の方策として、学部卒業見込み者や本学卒業者を対象に、学費の減免制度を導入した。

各学部の学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは次の通りである。

健康福祉学部では、平成 28 年度入学試験より、面接試験の客観性を高めるためにルーブリックによる評価を試行している。

薬学部では、入学試験の種類別定員数や推薦入学試験評定基準値は入学者のフォローアップを行うことにより検証している。その結果、AO 自己推薦入学試験定員を 5 人から 3 人に減らすことや、推薦入学試験評定基準値の変更等の改善を行った。

保健医療学部では、入学後の成績や資格取得実績を入学試験区分別で分析・検証し、推薦



入学試験における試験内容の見直し等を行っている。

人間発達学部では、学部入学試験委員会、学科会議、教授会等において定期的に検討している。

## (2)長所・特色

各学部・学科では、適切に入学者数の管理が行われている。平成26年度～平成30年度では、大学合計で延べ3,000～4,170人程度の志願者数を毎年確保している。平成27年度・28年度の医療情報学科を除けば、入学定員数が確保され安定した学生受け入れができています。年度による変動はあるものの、入学定員充足率は1.08～1.17の値を保っている。

また、大学基礎データに示すように、各学部・学科では、適切に在籍者数の管理が行われている。平成30年度における収容定員充足率は、大学全体で1.08、全ての学部・学科において1.02～1.16の値となっており、学生に対するきめ細やかな指導により離学率を低減させて、入学後の在籍者数を安定的に保つことに成功している。

本学が、国家資格等の合格率(資料5-18)と就職率(資料5-19)で高い水準を維持し、かつ、生活面・健康面での学生のサポート体制が機能していることがこのような結果に寄与していると考えられる。

本学大学院においては、各研究科とも、入学志願者は、受験に先立ち希望する指導教員と事前面談を行うことによって、当該研究科の目的・教育目標とともに、具体的な研究計画について相談したうえで入学試験に臨むことができる。この過程を経て選抜された学生の進路変更による離学は非常に少なくなっている。

## (3)問題点

大学全体としては、学生の受け入れは順調に行われている。しかし、平成30年度においては、7つの学科のうち、4学科が入学定員数を2割以上上回る入学者数となった。さらに、学科別に見ると平成30年度の医療情報学科において、入学定員充足率が1.33となっている。また、平成28年度の医療情報学科において、入学定員充足率が0.87となっている。編入学試験では、受験生の確保が困難となっており、定員未達が恒常化していたため、定員数を廃止して、入学定員未達の場合に限り募集することにした。

文部科学省では「学力把握措置」として、推薦入試において、推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、次のア～ウの措置を少なくとも一つを講ずることが望ましいと言っている。

1. 各大学が実施する検査(筆記、実技、口頭試問等)による検査の成績を合否判定に用いる。
2. 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。
3. 資格・検定試験等の成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

推薦入試における学力把握として、薬学部以外は、小論文・個人面接・調査書で行っている。薬学部だけが小論文ではなく基礎学力調査を導入している。これらのことについて、今後、検討が必要である。

大学院研究科に関しては、研究科によって定員充足率に差があり、全体としても定員充足に至

っていない年度が多く、受験生確保が課題となっている。募集要項や募集ポスター等で入学試験日程、試験内容等の情報を公表、周知に努めているが、地方の私立大学というハンディキャップから、外部からの大学院入学志願者数の増加は難しいのが実状である。

#### (4) 全体のまとめ

現在、本学では概ね適切な定員管理が行われている。しかし、今後に関しては、減り続ける 18 歳人口への対応が最重要課題となる。

学生募集に関しては、これまでの対応に加え、引き続き高校生やその保護者、高校の進路担当教諭の本学への関心と評価を高めるために教育成果を一層高めるとともに事業としてオープンキャンパスや高大連携事業、出張模擬授業を充実させていく。また、入学志願者の利便性を考慮し、Web 出願のような入学試験におけるインターネットの活用や「同窓生及び在學生を持つ兄弟姉妹に対する支援制度」の導入など入学制度の多様化や広報の充実に努める。

今後も引き続き高い国家資格の合格率と就職率を維持していくことにより、定員の充足・学生の資質向上を図る。そのためには、個々の教員の指導力、教育力の更なる向上が求められ、PDCA サイクルを効果的に回していくことが重要である。

また、大学院においては、各研究科とも出願前の事前面談制度を採用しており、それは離学率の低減に寄与しているため、今後も継続していく。

大学院の恒常的な定員未充足状態への対応として、高度専門職人材の育成における社会的ニーズの高まりに基づき、将来性のあるユニークな研究分野の活性化と学部学生の大学院進学への動機づけを強力に行うことによって、社会人の受け入れおよび学内からの大学院進学者を増加させることに注力する。この際、大学院進学者への経済的支援体制として学費減免に関する制度を拡充し、大学院学生を TA、RA として積極的に雇用することで対応したい。また、現在研究科単位で実施している募集活動、広報活動については、全学一元的に推進するよう、入試広報センターを中心として体制を構築する。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2: 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学は、4 学部 7 学科で健康、医療、福祉、保育・教育分野における専門職の養成にその特色を有する。本学の学生は卒業後専門職として我が国の少子高齢社会で活躍、貢献したいという明確な目的意識を持って入学してくる。したがって、本学の教員は、「健大精神」を理解し、学生の学修意欲を喚起し、学生の目的達成に向けて学生に寄り添い、苦楽をともにすることに喜びをもって接することのできる人材であることが求められる。これらは、高崎健康福祉大学が求める教員像および教員組織の編成方針に示されている(資料 6-1)。また、各学部および研究科においては学科・専攻ごとに、それぞれの人材養成の目的を踏まえて教員組織の編成方針を定め、所属教員に周知している。(資料 6-2～6-14)

もちろん、その前提として大学教員として専門分野における学術上の最新の知識と技能を常に探求してそれを学生に理解できる教育方法で伝達する能力が求められることは言うまでもない。教員に関する要件と手続は高崎健康福祉大学教員資格基準(資料 6-15、6-16)、高崎健康福祉大学教員採用・昇任規程(資料 6-17、6-18)に示している。

点検・評価項目②: 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1: 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2: 適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女 比等も含む)
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3: 学士課程における教養教育の運営体制

本学各学部学科は学生教育、人材養成において定められ、広く周知されている教育課程を忠実に実行する責任を負っている。本学 7 学科中、健康福祉学部社会福祉学科、健康栄養学科、保健医療学部看護学科、同理学療法学科の教員並びにその教員組織は文部科学省大学設置基準と厚生労働省各種養成施設の設置基準をそれぞれ満たす教員で構成されており、各学科の専門科目の担当教員はそれに相応しい教員を配置している。また、健康福祉

学部医療情報学科、薬学部薬学科についてもその編成する教育課程における専門分野の教科科目の担当教員は研究の専門性とその業績を考慮して配置されており、学生の教育研究指導に相応しい教員組織と認識している（大学基礎データ表 1）。

教員組織としては、十分な研究業績を背景として若手教員の研究を指導でき、かつ学科運営に指導的役割を發揮できるベテラン教員、旺盛な研究意欲を有し、学生とのコミュニケーションに優れた若手教員、教育と研究の遂行にバランス感覚の優れたミドル層の教員、そして実務経験豊かで現場事情に精通している教員とで構成している（大学基礎データ表 5）。

全学共通科目として教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群を開講している。その多くは各専門学科に所属している教員が担当しているが、本学の教員組織はその教育研究の遂行のために大学設置基準に定める専任教員数（121人）をかなり上回る173人の専任教員で構成されているが、リベラルアーツに係る専任教員が若干少なく（大学基礎データ表 1、表 4）、今後検討しなければならないと考えている。なお、全学共通の教養系科目として開講されている教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群等教養教育については、これら科目を担当する専任教員で構成される教務委員会教養教育専門部会において実施内容の検証を行っている（資料 6-19）。

点検・評価項目③: 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備  
 評価の視点 2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教授・准教授・講師・助教・助手に欠員あるいは増員の必要が生じた場合、「高崎健康福祉大学教員採用・昇任規程」に基づいて、学長が選考委員会を設けて募集活動を開始する。その場合、候補者を「高崎健康福祉大学教員資格基準」に照らして学位、研究業績書、教育経験、担当予定教科目への適合性等について選考委員会において書類審査を行い、さらに面接によって採否の判断を行う。面接の結果は理事会に諮り、理事長の決裁によって採用を決定する。

教員の昇格については、当該教員が教員評価実施基準に基づき毎年作成する自己評価・申告表（教育職）、研究業績（教員評価実施基準によると「教員活動状況調査票」とある）を学科長に提出し、「高崎健康福祉大学教員採用規程」（資料 6-20）および各学科が独自に定めている教員昇格内規等に照らし、昇格が妥当であると学科長および学部長が判断した教員を対象とする。大学運営協議会では「教員活動状況調査票」、研究業績書を資料として教育実績、学会活動、社会活動、大学運営上の貢献度等を評価するとともに、「高崎健康福祉大学教員資格基準」に照らして昇格が妥当であるかどうかを審議する。昇格が妥当との結論を得た教員については学長より理事長に報告し、理事長の決裁によって当該教員の昇格が決定する。

大学院研究科の教員人事は大学学部同様欠員が生じた場合には、各研究科の大学院教員資格基準に則り、学内教員から選抜することを基本としている。学部教員に適任者がいないときは当該研究科専攻長を中心に学外から候補者を選定することになる。大学院研究科

担当教員の決定は研究科委員会での審議を通して行われ、その結果は理事長に報告されて理事長の決裁によって決定される。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1:ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点 2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学教員の研究活動の成果は、「高崎健康福祉大学紀要」(資料 6-21)に掲載し、国内の大学・研究所等に冊子として送付するという形で学外に周知している。「高崎健康福祉大学紀要」は年に1回発行し、その編集は図書館運営委員会が担当している。

教員の教育研究活動等については、ホームページ上および「高崎健康福祉大学紀要」で適宜公開している。

また、学内の研究活動を推進するために創設された「学内共同研究」は、研究活動の活性化と学部間交流に役立っている。

教員評価については「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」(資料 6-22)に基づき、「教員活動状況調査票」(資料 6-23)の提出を平成19年度より毎年度実施している。評価項目は教員評価実施基準によると教育活動・研究活動・大学運営活動・社会貢献活動の4項目となっているが、教員活動状況調査票では、教育・研究・大学運営・社会貢献・特記事項の5項目とあり、教員評価実施基準との不整合がみられる。その運用は項目ごとに教員自身が5段階絶対評価を行い、各学科長の一次評価・学部長の二次評価を経て学長が最終評価をしている。この流れは、教員評価実施基準に規定と概ね一致するが、「教員評価委員会」による評価フローとは差異がある。教員評価基準との整合性を確認する必要がある。この評価は教員の意識を高めるとともに、各学部からの教員の昇任・昇格の推薦基準として勘案されている。評価結果が必ずしも本人には知らされない運用の現状を改善する必要がある。

また、本学のFD活動はFD・自己点検委員会が大学院教員を兼任しているため大学院と併せて、全学のFD講演会およびFD研修会を開催している。FD・自己点検委員会は、FDマップ(資料 6-24)を作成し、全学のFD・SDの講演会・研修会のテーマ選定に利用するとともに、各学部学科においても作成を指導しており、学部学科の研修テーマ選定への利用を促進することで、より系統的・計画的研修の実現を図っている。

講演会は、FDについて、内部質保証、教育の方法、ハラスメント等について全教職員で共有化したい事柄をテーマに開催した。研修会は学部単位でニーズに応じたテーマを選択して実施しており、学外で開催されるFDに関する講演会やワークショップへの参加を推奨している。これらの開催実績を資料 6-25 に示す。

また、授業や出張等でFD研修会に出席できなかった教員のために、毎回研修会の状況を動画撮影し、DVDに焼いて各学科に配布し、供覧の便宜を図り、研修会成果の共有化を図っている。

新任教員については、着任時に、本学における建学の精神と理念、学生への教育や支援に対する取り組み(入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針)等や

一般服務規程、法令遵守について説明している。着任時期によっては、適切な時期に研修が受けられない場合もあり、実施方法、実施内容、責任部署の明確化等改善が課題となっていた。

また、規程集が全教員に配布されていないこともあり、様々な事象で運用上の不都合が生ずることもあった。そこで、全教員を対象にしたアンケートにより、教員の活動に必要とされる規定等の洗い出しを行い、「教員マニュアル」として整備し、イントラネットで自由に参照できるようにした。この教員マニュアルは、定期的に見直しアップデートを行っている。

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部では、それぞれの学科の教育コースの特性に対応して、各学科から国家試験対策等の実施状況や実績を定期的に教授会に報告し、有効な教育方法やツールの利用方法などの情報の共有化を図っている。この検討は、各学部で年2~4回実施している。国家試験合格率などを見れば、こうした取り組みが効果を上げているものと判断しても良いと考える。

毎学期末に実施する授業評価アンケートは、FD・自己点検委員会から各教員に対して、それぞれの担当授業の学生評価へのコメント記載を求め、授業の改善と教員の資質向上に関わるフィードバックを行い、結果をイントラネットおよび学生ポータルサイトに公開している。

FD 活動については、毎回名簿により出席者を把握し、実施報告書は教授会にも報告している。欠席者には研修会の際に撮影したビデオを回覧し視聴を求めるなどの工夫をしているが、参加率を更に高めるため、開催時期や時間帯の選択等の一層の工夫が求められる。

教員に欠員が生じた場合にも、速やかに補充ができており、教員組織は適切に維持されていると判断している。

教員は基本的には所属する学部における教育が主体となるため、教員組織の点検改善は学科に任される部分も大きい。例えば、健康福祉学部では教員の相互授業参観や公開授業、薬学部では薬学部研究発表会、保健医療学部では相互授業参観や研修会、人間発達学部では子ども教育学科活力向上委員会を組織するなど、各学部の事情に対応した活動も活発に行われている。

## (2)長所・特色

本学は、健康・医療・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきている。最近の各種国家試験等の合格率は全国トップクラスを達成してきており、これは各学科の教員組織が有効に機能していることを裏付けていると考える。

(3)問題点

本学は、教養系科目の担当教員が各学部学科に所属する形態をとっている。また、医療情報学科教員が多くの学科の情報リテラシー科目を担当することも多い。学内の諸課題への対応するための委員会も数多く編成されており、こうした委員は学科単位で選出するため教員人数の少ない学科にとっては負担が相対的に大きくなっている。このように、教員の負荷に偏りが見られる点は改善を要する課題である。

(4)全体のまとめ

本学は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、健康・医療・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきた。最近の各種国家試験等の合格状況や就職内定状況は各学科の教員組織が有効に機能していることを明確に表している。これらの成果は教員の熱意に追うことも多く、今後、教員間の負荷のアンバランスや年齢構成などの適正化を図っていく必要がある。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学ホームページ上の学長メッセージ(資料 7-1【ウェブ】)にも表れているように、本学では入学するすべての学生が大学生活を問題なく過ごせるよう、大学全体として学生支援のための方針を定め、共有している(資料 7-2)。方針に基づき環境を整備し、入学時のガイダンスで説明し、支援の内容については学生生活ハンドブック(資料 7-3)に記載し、学生の理解を促進している。以下に学生支援に関する方針を示す。

#### 1. 修学支援に関する方針

- ・入学前の入学前教育、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みの中で修学支援を行う。
- ・大学生活のあらゆる問題に対してきめの細かな指導がいきわたるようにする。
- ・学生の基礎学力の向上やグローバル人材となるための支援を強化する。
- ・障がいのある学生に対して、良好な修学環境で学修できるようサポートする。
- ・学生の学修を経済的に支援する。

#### 2. 生活支援に関する方針

- ・心身の健康を保持し増進させる。
- ・居住および通学を支援する。
- ・ハラスメントを防止・解決する。

#### 3. 進路支援に関する方針

- ・就職および進学をきめ細かく支援する。

以上のように、学生支援に関する大学としての方針を適切に定め、明示していると判断できる。

点検・評価項目②: 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1: 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2: 学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点 3: 学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点 4: 学生の進路に関する適切な支援の実施

#### 1. 学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援に関する方針に基づき、後述する修学支援、生活支援、進路支援を担当する各部署を中心に学生支援体制を整備し、学生支援を行っている。また、本学では大学生活のあらゆる問題に対してきめ細かな指導が行き届くよう学年担任教員を配置するほか、全教員が



全学生を少人数ごとに担当するアドバイザー制度を設けていて、各教員が各部署等の協力を得ながら個別的な支援を行う体制を整備している。これらの学生支援体制のもとで適切な学生支援を行っている。

## 2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

学生の修学支援は入学前教育から始まり、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みのなかで行われている。修学については、第4章で記述した教育に関する基本的事項は各学部の教務委員会で協議・対応し、大学全体の修学については全学教務委員会で協議・対応している。

また、学生の基礎学力向上を支援する目的で学習支援センターが設けられていて、文章理解・文章作成能力支援や理数系科目のリメディアル教育の他、日々の学習に対する相談や支援も行っている。英語、数学、化学などの授業では、学習支援センターの協力のもと学生の理解度に応じた習熟度別クラスによる少人数教育を実施している。グローバル人材育成の目的で国際交流センターが設けられていて、相互の訪問における研修プログラムの企画や指導を通して支援を実施している。

### <学生の習熟に応じた補習・補充教育>

本学では、英語・数学に関しては習熟度別クラスによる講義を実施し、学生の学習の必要に対応しているが、学習支援センターでは主に理数系科目(数学、化学、物理、生物等)の補習・補充教育の支援を行っている。学習支援センターでは他にも文章作成能力の支援(レポートの書き方、就職試験対策も含む)や、大学での学習に十分な準備の出来ない学生、資格試験・就職試験の基礎固めをしたい学生も支援している。補習・補充教育は各学科の専門科目担当教員と連携を取りながら、学習支援センター主催の理数系講座を開講し、他にも、個別の学習支援や学習に関する相談も行っている。資料7-4の通り、学習支援センター利用者数は自学自習者も含め年間約2000~3000人、補講講座参加者数は年間約1200人に上る。センターの運営体制は、学習支援センター長(教学部長が兼務)のほかに、常駐のスタッフ(数学等の高校教諭経験者)、非常勤スタッフ(作文、化学、生物、物理担当)により月~金の週5日開室となっている。

学習支援センター以外でも、例えば薬学部では化学や生物の補習・補充教育、人間発達学部では高校教科の問題演習の授業など学部・学科での取組みも行われている。英語に関してはTOEIC等資格試験対策の希望者には教員が個別に、会話力をつけたい希望者にはネイティブ教員がこれも個別に対応し、学生の要望に応じている。

全体として見ると、学生の習熟に応じた補習・補充教育は概ね適切に実施されていると考える。

### <障がいのある学生に対する修学支援>

本学では、従来「特別な支援を必要とする学生を支援する委員会(以下、特別支援委員会)」を設けていたが、平成24年度の委員会組織の見直しにより、特別支援委員会は学生委員会に統合された。その後、平成28年4月からの障害者差別解消法施行を目前にして、平成27年度に学内に新たに「障がい学生支援委員会」を発足させる準備を行い、平成28年4月から正式に障がい学生支援委員会(以下、「委員会」と記す)が発足した(資料7-5)。

委員会は、原則として毎月1回開催し、各学部・学科の現状について情報交換を行うとともに、

個別のケースについてのより良い支援策を探ることを行っている。

本学では、本人または保護者が特別な支援をアドバイザー等の教職員に申し出るところから対応が始まる。すなわち、申し出がアドバイザー等の窓口となる教職員から委員会に報告され、それについて委員会(各学部・学科の委員で構成)で協議し、具体的な支援の提案や助言が窓口となった教職員に伝えられ、実行されるという仕組みである。

委員会が動き出して3年近くが経過し、その間「学生生活ハンドブック」への支援の流れ図の掲載(資料 7-3 p.40)、各学部学科での学生・教職員への周知、委員会に支援の申し出のあった学生への具体的な対処、全学の物理的なバリアの実態調査、他大学の実情についての情報収集などが実行されてきた。また、自己点検・FD 委員会と共同で発達障害等についての教職員の認識を深めるために、精神科医による講演会を実施した(資料 7-6)。

#### <留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応>

留年者について、資料 7-7 に過去 3 年間の学科別留年者数を示す。薬学科では、各年次での留年者が比較的多く出ている。留年者の状況把握と対応については、各学科が進級要件を満たしていない学生を確認し、アドバイザーが対応し学生と十分に話し合い、学生・保護者の納得のもと、年度末の各学部教授会で審議し留年を決定する。留年が決定した学生に対しては、アドバイザーが翌年の修学計画を指導し、学期中も定期的に当該学生の修学状況を確認している。

休学者・退学者について、資料 7-7 に過去 3 年間の学科別一覧を示す。本学は資格・免許等取得という目的意識をもって入学してくる学生が多いこともあり、近年の離学率(全学生数に占める退学者数の割合)は 2%弱と比較的低く推移している。退学理由の主なものは「他の教育機関への入学」や「就職」など「進路変更」である(資料 7-8~7-10)。

休学や退学を希望する学生の状況把握はアドバイザーが行い個別に対応している。学生が休学や退学するケースでは、その前に授業への出席率が悪化するなど兆候が見られるため、各学科で必修科目を中心に学生の出席状況を把握し、欠席が目立ち始めた学生については学科会議で報告し、アドバイザーが早期に対応するなど安易な退学の防止に努めている。休学や退学の理由が妥当でやむを得ない場合は、保護者の了解を確認し、各教授会で審議・承認し、学則 29 条、33 条及び休退学・転学科に関する規程(資料 7-11)に沿った手続きを取っている。

全体として見ると、留年者、休学者、退学者は比較的低く抑えられていると思われ、これらの学生に対する対応は概ね適切であると考えられる。

#### <奨学金その他の経済的支援の整備>

学生の修学に対する経済的支援として学内外の奨学金制度を整備し、学生課が担当している。奨学金制度については学生生活ハンドブックに、特待生等の学費減免については学生募集要項に掲載している(資料 7-12~7-16)。奨学金については、入学時のガイダンスで説明し、募集時期には教授会で教員に周知するとともに、学生掲示板にて学内掲示し学生への周知徹底を図っている。以下に主な奨学金の概要を記す(大学基礎データ表 7)。

(大学独自の奨学金)

##### 1) 高崎健康福祉大学奨学金(資料 7-17)

学業・人物ともに優れ、学修意欲が旺盛であるが、経済的な支援が必要な学生に対して、年額授業料の 30%相当額を給付する(返済義務なし)。採用人数は大学・大学院あわせて年間 60 人

前後である。採用決定にあたっては、本人の申請書(家計状況含む)のほか、アドバイザーの所見を含めて、各学部の学生担当職員、学生課長、教学部長、事務局長の合議の審議のもと受給者を決定する。

#### 2) 高崎健康福祉大学学生支援奨学金(資料 7-18)

これは、貸与型の奨学金で、貸与額は自宅生は月額 30,000 円、自宅外生は月額 35,000 円である(無利子)。採用人数は毎年、大学・大学院あわせて 15 人前後である。

#### 3) 入学者選抜試験奨学金(特待生制度)

本学入学者選抜試験のうち、推薦入学試験および一般入学試験 A 日程の成績優秀者を対象に授業料を減免する(返済義務なし)。推薦入学試験では 1 年次の授業料の全額または半額免除とし、一般入学試験では卒業までの授業料を全額または半額免除、および 1 年次の授業料を全額または半額免除としている。採用人数は推薦入学試験 26 人、一般入学試験 51 人である。

(日本学生支援機構奨学金)

第一種、第二種、併用および家計急変による緊急採用の奨学金について、学生への周知、相談、申請業務を学生課が行っている。受給者数は平成 27 年度 1176 人(全学生の 48%)、平成 28 年度は 1071 人(44%)、平成 29 年度は 1056 人(42%)、平成 30 年度は 888 人(35%)と推移している。

(その他の奨学金)

様々な奨学金が、都道府県、市町村、各種財団、病院、施設等から提供されており、学生課等で掲示、紹介、相談、申請等の業務を行っている。

(学費延納・分納制度)

学費負担困難な学生への支援として学費延納・分納制度がある。毎期の学費入金をチェックし、半期を越えて未納の学生にはアドバイザーが対応し、支払い計画を学生とともに検討している。具体的には保護者との相談、学費延納・分納手続きの紹介、各種奨学金や大学が提携する学資支援ローンの紹介など行い、学生の退学回避に努めている。

(その他の経済的支援)

受験生のうち、兄弟姉妹に高崎健康福祉大学の同窓生・在学生がある者に対して、入学検定料免除や入学学金全額免除を行う「兄妹姉妹支援制度」を設けている(平成 30 年 4 月入学者より)。

全体として見ると、学生に対する奨学金その他の経済的支援については概ね適切に実施されていると考える。

### 3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

学生の生活支援の担当部署として、事務局では学生課が、教員組織では学生委員会がそれぞれ協力しその任にあっている。主として学生課が担当することとして学生の健康・保健衛生への支援、防犯・交通安全に関わる講習会の設営、学生駐車場や大学バス等の通学支援、アパート・寮・アルバイト等の斡旋業務、学内のクリーン化などがあり、教員の学生委員会と学生課が協働で担当することとして、学生自治組織の学友会の支援、サークル活動や大学祭の支援、禁煙化活動の推進、ハラスメント対策等がある。学生の生活に関わる様々な相談については、学生課窓口、関係部署窓口、アドバイザー教員を通して可能な体制が整備されている。

＜ハラスメント防止のための体制の整備＞

本学では、平成 14 年に「セクシャルハラスメントの防止と対策のためのガイドライン」(資料 7-3 p.89～92)、平成 25 年には「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」を策定し(資料 7-3 p.85～88)、学生の危機管理を一元的に扱う危機管理委員会を設置し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメントなど様々なハラスメントの防止と対策にあたっている。

学生にはハラスメントの内容やハラスメントを受けたと感じたときの対処について、入学時のガイダンスでリーフレット(資料 7-19)と学生生活ハンドブックを用いて説明している。各学部にはハラスメント相談窓口を設け、相談員を常置しているほか、アドバイザー、カウンセラーも学生からのハラスメント相談の窓口・相談員となる体制を整備している。ハラスメント相談を受け付け後の対応は、学生生活ハンドブックに明示し、透明性を確保したうえで迅速な対応がとれる体制を整備している。

＜学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮＞

保健室は学内 3 箇所(1 号館、5 号館、8 号館)にあり、看護師・保健師等が勤務している。年度始めには全学生の定期健康診断(身体測定、問診、血圧測定、視力検査、尿検査、血液検査、胸部レントゲン検査等)を実施し、異常が認められた学生には個別指導を行うなど、学生の健康管理を担当している。各保健室では、学生の健康管理の目的で保健室利用の理由のデータを取っているが、利用者数は増加傾向にあり、利用者の一部は精神面の相談で保健室を利用しており、身体の不調のみならず精神面のサポートも担っている(資料 7-20)。また、本学健大クリニックの開業(平成 26 年 10 月)により、学生のけが、疾病、不慮の事故等への対応が可能であり、また、各種予防接種、感染予防への対応も行い、学生の健康管理センターとしての役割を果たしている。

学生の心の健康への配慮のため、学内にカウンセリングルームを置き、心理カウンセラー(臨床心理士)が週 4 回学生の相談業務にあたっている。学生の相談件数は長期的に増加傾向にあり(資料 7-21)、精神的な問題に悩む学生の多さを見てとることができる。カウンセリングルームは夏季・春季の長期休業中も開室し学生の相談業務にあたるとともに、来室に抵抗を感じる学生のためにメールでの相談にも応じる態勢をとっている。

衛生管理については、全学で保健・衛生委員会が組織され、感染症の対策に取り組んでいる(資料 7-22)。医療機関、福祉系施設、教育機関等での実習が数多くカリキュラムに組み込まれているため、学生には実習に赴く前に、麻疹、風疹、耳下腺炎、肝炎等の抗体検査を受けることを義務づけ(費用は大学負担)、抗体値が基準に達していない場合はワクチンの接種(自費)を勧めている。また、集団感染など、不測の事態などが起きた時には、迅速に対応できる体制をとっている。

その他の健康対策としては、本学が他大学に先がけて取組んできた「キャンパス内禁煙化」の取組みがある(資料 7-3 p.31)。本学では学生の健康維持・増進のため、また、「人類の健康と福祉に貢献する」を標榜する大学の行動規範として、学内すべてを禁煙としている。さらに、本学は健康・体力の保持増進を目的としたフィットネスルームを設置し、学生・教職員に対し施設の積極的な利用を促している(資料 7-23)。

学生の安全への配慮・啓発のため、高崎警察署の協力を得て、全 1 年生を対象に防犯講話を

行っている(内容は一般犯罪、交通安全、薬物、性犯罪、各種勧誘等)。実施直後のアンケートでは防犯や交通安全の意識が高まっていることが確認されている(資料 7-24)。

全体として見ると、学生の心身の健康、保健衛生、安全等への配慮については概ね適切に実施されていると考える。

#### 4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

##### <進路選択に関わる支援やガイダンスの実施>

本学では進路選択に関わるキャリア教育を初年次から実施しており、1年次に「基礎教養ゼミ」での自己表現力や社会人基礎力を養成するとともに、キャリアカウンセラーによる「キャリアデザイン」の講義及び「キャリア形成論」の講義を通して、個々の学生のキャリア形成を促している。また、3年次(薬学部のみ 5年次)には「キャリアアップ講座」(資料 7-25)を実施し、学科ごとに現場経験の豊富な専門家による職業に関わる講演や、卒業生による実体験に基づく講話・アドバイスを聴講する場を設けている。さらに、各学科では、現場を実体験する複数の学外実習やインターシップをカリキュラムに組み込み、学生が在学中に多くのキャリア体験を積めるようになっている(資料 7-26)。他に、各学部・学科独自の保護者会を毎年開催し、保護者に就職状況と進路支援の必要性を具体的に示すとともに、希望者に対しては個別面談を行い、保護者ととも学生のキャリア形成を支援している。(資料 7-27)。

##### <学生の就職支援を行うための体制の整備>

学生の就職支援はキャリアサポートセンター(略:CSC、専任職員・キャリアカウンセラー等)が中心となり、各学科と連携して支援を行う体制をとっている。各学科から選出されたキャリアサポート委員と CSC 職員から構成されるキャリアサポート委員会は、各学部・学科の専門的教育に並行して学生の職業意識・社会貢献意識の涵養を主軸の目標として、全学的体制で就職支援を行っている。

CSC の就職支援の柱である就職講座は、学部ごとの就職対策スケジュールに沿って実施しており、学生の内定獲得に役立っている(資料 7-28)。具体的には、健康福祉学部及び人間発達学部では3年前期・後期にわたり実施し、保健医療学部・薬学部では主な就職先である病院の就職活動スケジュールに合わせて随時実施している。教職志望者に対しては後述の教職支援センターと連携して就職対策を行っている。また、キャリアカウンセラーを常駐させ、いつでも学生の相談に応じられる態勢を整備している(資料 7-29)。

就職活動に不可欠な求人情報は、本学の学生ポータルサイトの求人情報検索システムに掲載し、学生が自由に利用できるようになっている。そのほか学部・学科ごとの一斉メールや個別メールにより、個々の学生の就職活動状況の確認と支援を図っている。また、筆記試験対策として、「SPI 試験対策講座」(資料 7-30)、「公務員試験対策講座」(資料 7-31)を開講し、小論文試験対策として小論文添削指導を実施している。

近年は地元志向の学生が増加していることから、平成 29 年度より群馬県内の医療・福祉施設及び一般企業による合同説明会を開催し、学生のニーズに対応している。

卒業生の就職先に対しては「就職先への卒業生評価アンケート」を実施し(平成 29 年度まで)、その結果を外部評価の基礎データとして就職指導および教育内容の改善に反映させてきた(資料 7-32)。

専門学校および大学院等への進路選択は、各学生のアドバイザー（海外への進学は国際交流センター）が担当し、適宜指導を行っている。

教職、幼稚園・保育士職への就職支援を行う部署として平成26年4月に教職支援センターが設置された（資料 7-33）。教職支援センターでは「教職支援プログラム構想」に基づき（資料 7-34）、日常的な相談活動、年間を通じた教職・幼保職基礎講座としての特設講座、外部講師による教職・幼保職採用試験対策講座を行っている（資料 7-35）。教職支援センターの利用学生数は増加傾向にあり、教職の採用試験合格者数でも成果を上げている（資料 7-36）。

これらを全体として見ると、学生の進路選択や就職に関わる支援体制の整備と実施は、本学の高い就職率から見ても概ね適切に行われていると考える。

## 5. 学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

### <部・サークル活動の支援>

本学では部・サークル活動を学生自治組織である学友会を通して、活動費や施設整備、競技会支援等で日常的に支援している。部・サークルの中でも本学が力を入れて支援しているものとしてスケート部・ネットボール部・剣道部等があるが、スケート部は国際レベルの選手を輩出しており、2018年平昌オリンピックの金メダリストも生んでいる。卓越したアスリートを目指す活動と大学の修学が両立可能な学生支援に大学として配慮している。

### <学生による学生支援>

第9章でボランティア・市民活動支援センターの社会貢献活動について詳述されるが、そこで学生スタッフの活動に触れている。学生スタッフはボランティア活動に関わる学生相談に応じるなどピアサポートを行っていて、学生が主体の学生支援の仕組みとしてよく機能している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

### 1. 適切な根拠に基づく点検・評価

本学の学生支援は、日常的にはそれぞれの支援を主として担当する部署や教員が、情報収集と点検・評価を行い支援活動の改善に取り組んでいる。

学生委員会では、毎年、全学生を対象に学生の生活実態の把握と満足度を測るための「学生生活・満足度調査」(資料 7-37)を実施し、学生支援活動の適切性を点検している。調査内容は学生生活全般に関するもの、大学、学科、教育、施設・設備(教室、食堂、売店、図書館等)、各種学生支援(駐車場、スクールバス、保健室、カウンセリングルーム、学習支援センター、ボランティア市民活動支援センター、CSC等)等の利用状況や満足度を問うものである。学生生活満足度調査の結果を受けて、学生委員会から関係する各部局等に対応策の検討が依頼される。立案された対応策は、最終的には大学運営協議会での承認を経て、実施に移される。

### 2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

平成27～29年度の学生生活・満足度調査の結果を見ると、学生の「本学の学生生活の全体としての満足度（“とても満足”と“だいたい満足”の合計）」は69.2%→58.7%→47.6%と低下傾向が見られる。平成22、24、26年度の「満足度」は55.5%→57.5%→51.8%であったので、必ずしも近年が低い結果ということではないが、改善の努力は必要であろう。しかし、平成27～29年度の「所属する学科の満足度」については79.2%→71.7%→76.7%、「本学の提供する教育に対する満足度」は72.9%→78.5%→77.6%、「本学の提供する資格試験対策に対する満足度」は64.8%→71.3%→66.4%、「本学教員の学生対応に対する満足度」は68.5%→70%→72.7%となっていて、教育内容に関わる満足度では一定の高さにあると言える。また、平成28年度調査には本章で触れた学生支援に関わる部署の「利用者の満足度」を問う項目があり、それによると学習支援センターの「満足度」は77.2%、保健室は82.3%、カウンセリングルームは80.7%、CSCは77.3%、教職支援センターは85.1%、国際交流センターは91.7%となっていて高い満足度を得ている。なお、「事務局職員の学生対応に対する満足度」は61.3%→50%→57.6%、「スクールバスに対する満足度」は33.4%→31.4%→45.6%、「駐車場・駐輪場に対する“不満足”度」は56.9%→52.5%→48.9%となっていて、スクールバス・駐車場・駐輪場についての改善が求められるところである。事務局職員の学生対応等については、調査結果を参考に事務局部課長会議で対応策を検討し各課での実施を図るなど改善方策に努めている。

なお、学生生活満足度調査の回答率は、調査方法を紙からインターネットを使用する方法に変更したことも影響し、長期的には下がる傾向にある。回収率を向上させ、学生の声をよりよく把握する方策が求められる。

学生生活満足度調査の結果によれば、学生生活の「全体としての満足度」はなお改善の努力が求められるが、全学・学科の教育面では一定の高さの満足度、学生支援関係部署では高い満足度が得られている。そのため、本学の修学支援、生活支援、進路支援などの学生支援は、教員のアドバイザー制や各委員会、事務局の教務課、学生課、CSC等担当部署の協働体制によって、概ね適切に行われていると考える。

## (2) 長所・特色

### < 修学支援について >

補習・補充教育の柱である学習支援センターは、開設以来、補講講座は生物・化学・数学・物理と科目を増やし、開講回数も大幅に増やし、また、作文添削指導も日常的に行うなど機能を拡大させてきた。自学自習の者も含めて利用者は増加していて、平成28年度の調査でも利用者の「満足度」は高く、学生の修学の基礎を支える機能として大きく役割をはたしている。障がい学生支援については、国家試験での合格や免許・資格の取得の必要性、ほとんどの学部・学科は実習を必須としていることなど春・夏に実施しているオープンキャンパスで伝えると共に障がい学生支援についても情報を提供している。

### < 奨学金など経済的支援について >

学生への経済的支援として、大学独自の奨学金の充実を図り、給付型奨学金の支給者数を平成26年度より30人から60人へと倍増させ、貸与型の奨学金も希望者はほぼ全員が支給を受けられるようになっている。

<生活支援について>

保健室には看護師・保健師が常駐し、平成 26 年 10 月の本学健大クリニックの開業により、学生のけが、事故、疾病への対応や、予防接種等感染予防への対応も可能な態勢がとれている。保健室・カウンセリングルームはともに利用者が増加傾向にあり、特に繰り返し利用する者が増えている。平成 28 年度の調査では利用者の「満足度」は高く、学生の精神面での支援に役立っている。また、本学は「人類の健康と福祉に貢献する」ことを標榜する大学の行動規範として「キャンパス内禁煙化」を実施していて、適切な取り組みだと言える。喫煙習慣のある学生も減少傾向にある(資料 7-38)。防犯講話、交通安全講話の実施は、防犯や交通安全の意識を高めている。

<進路支援について>

学生のキャリア教育は、「基礎教養ゼミ」や「キャリア形成論」など 1 年次からキャリア形成に関わる科目を導入したことで、学生の進路観や職業意識の形成に成功している。また CSC や各学科の指導も功を奏し、学生の高い就職決定率・内定率に結びついていると言える。特にキャリアカウンセラーによるカウンセリングは平成 29 年度では年間 1220 件行われていて、学生の就職意識を高め、志望先に応じた対策ともなっていて効果を上げていると言える。

平成 26 年に発足した教職支援センターの支援活動は、各都県の教職採用試験や幼保職の公務員採用試験の高い合格率から高く評価できる。

(3)問題点

<修学支援・生活支援について>

障がいのある学生に対する支援について、身体障がい(股関節の運動障害、筋肉の障がい等)については、ほぼ適切な支援が個々のケースに即して実施されている。しかし、近年発達障害・精神障害など、従来障がい学生と認識されてこなかった学生が増加する傾向にある。発達障害(およびその疑い)などメンタルな面で特別な支援を必要とする学生は、支援の申し出が少なく、対応が難しいのが実情である。支援の申し出があったケースについては、アドバイザーや障がい学生支援委員会委員の具体的な支援(学内の授業での配慮や学外の医療機関の紹介、学外での実習や就職における支援)、学内のカウンセリングルームでの対応など、具体的な対処が実施されている。申し出のない学生で配慮・支援が必要な学生については、配慮や支援がほとんど実施されておらず、中途退学に至る学生もいるのが現実である。今後、授業のみならず、実習や就職について全学的な体制を整備する必要がある。また、就職については、障害者の就労支援機関との連携だけでなく、他大学との連携も図っていく必要があると考えられる。

留年生が出ること自体は教育や成績評価の厳格化の結果であり、現段階では各学科の対応は適切である。留年生への対応は重要であるので、今後、教務委員会とアドバイザーの連携の強化や、FD 活動を通じたアドバイザーの指導力、対応力の向上を進めていく必要がある。

離学率は高くないが、健康や経済的理由以外の退学者が毎年一定数以上出ることは、改善の余地がある。カウンセリングルームの利用者延べ数は増加傾向にあるが、相談することができず一人で悩んで退学していく学生もいる。これらの支援が必要な学生をどう見出しどう対応すればいいのか、アドバイザーの対応を含め今後検討していく必要がある。

<進路支援について>

進路支援に関しては現在の就職支援体制を強化する。また 1 年次の就職意識・勤労観・社会



人基礎力の涵養、実習やインターンシップを通じた病院や施設での体験学習、CSC による各種講座等を通して、一貫したキャリア形成体制を強化する。さらに、地元志向の学生のニーズに沿って、県外出身学生の地元で立地している医療・福祉施設や一般企業との連携を強化していく。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、本学の学生支援については全体として適切に実施されていると考える。本学のアドバイザー制度や、学生支援の個別の機能を担う学習支援センター、保健室・カウンセリングルーム、就職支援センター、教職支援センター等の部署は適切に活動しており、本学の長所だと言える。今後もそれぞれの機能の充実に努力していく。

問題点としては、スクールバスや駐車場・駐輪場など施設・設備面での課題があり、今後利便性を高める努力が必要だと考える。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように明確に定めている（資料8-1）。

1. 校地を確保し、校舎の増設を行い、教育研究環境を開設事前に完了させる。
2. 学部ごとに校地・校舎を整備する。
3. 障がい者の受け入れ・安全の確保を行う。
4. 図書館の充実を図る。
5. 教育研究を支援する体制をとる。
6. 研究倫理を遵守する体制を確立する。

本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理しており、適切性は必要に応じて検証している。図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている（資料8-2～8-3、大学基礎データ表1）。研究倫理に関しては、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会が定期的な検証を行い、必要に応じて改善策を提案している。

点検・評価項目②: 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1: 施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2: 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学のキャンパスは、高崎市郊外に広がる緑の豊かな環境のなか、比較的近い位置での2つのキャンパス内に新設校ならではの最新設備を整えた校舎が機能的に立ち並んでいる。

校地面積は 42,796 m<sup>2</sup>を有しており、大学設置基準第37条に規定する基準 22,690.0 m<sup>2</sup>を十分に満たしている。また、校舎面積についても現在 34,948.7 m<sup>2</sup>を確保しており設置基準上必要な校舎面積 18,593 m<sup>2</sup>と比較しても適切に整備されている(大学基礎データ表1)。

平成13年4月の開学以来、新学部・学科を増設し規模の拡大・改変を図ってきた。必要であれば校地の確保、校舎の新築を行うことにより、学部ごとに校地・校舎を整備し教育研究環境を事前に完了させている。このことは各学部の設置認可申請書に明文化されて

おり明確に定められている（資料 8-4～8-6）。そのため講義室・実験室・実習室は各学部専用として設備されている（資料 8-07、大学基礎データ表 1）。

健康福祉学部は 1 号館と 6 号館の 1 階が専用校舎であり、特に 1 号館は法人本部も設置されているため一番の主要施設でもある。講義室・演習室が 27 室、実験室・実習室が 20 室、教員研究室が 48 室である。薬学部は 7 号館が専用校舎であり、講義室・演習室が 12 室、実験室・実習室が 20 室、教員研究室が 31 室ある。保健医療学部は 3 号館、4 号館および 5 号館の 3 棟が専用校舎であり、講義室・演習室が 26 室、実習室が 13 室、教員研究室が 45 室である。人間発達学部は一番新しい学部のため校舎も一番新しく 8 号館および 9 号館が専用校舎である。講義室・演習室が 13 室、実験室・実習室が 7 室、教員研究室は 26 室あり、他に学部特有のスペースであるイベントホール、和太鼓練習室として防音対策されている響和館などがある。また、学部ごとに専用の事務室があり専任の事務職員が配置され学部の管理・運営を行っている。

図書館は、2 号館、5 号館および 7 号館に設置されており、それぞれ本館、分館、薬学図書・資料室と呼称され、それぞれ学部の専門性を配慮した蔵書体制をとっている。また、全学部の学生教職員が憩い、コミュニケーションを図る場としての学生食堂・ラウンジスペースを随所に確保している。さらに、学生生活がより充実できるため、体育館が 2 棟あり、その他テニスコート、フットサルコート、グラウンドが整備されており、空いている時間は自由に利用することができる。一方、大学院は人間発達学部以外全ての学部に研究科を設置している。大学院の教育研究環境としては、専攻ごとに専用の大学院生室を整備することを方針としており、院生 1 人ごとに机・椅子・ロッカー・パソコンが設備されている。

本学の各講義室には、基本的にすべて、マイク、プロジェクター、スクリーン、OHC が設置されている。また、学内用 Wi-Fi 環境も整備されており、授業等でインターネットに接続することができる。

全教員にデスクトップパソコンが支給されている。パソコンは学内イントラに接続しており、インターネット環境も整備されている。

各校舎の安全・衛生を確保するシステムについては、全体は法人事務局が執るようになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、定期的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、1 号館、6 号館、7 号館および 8 号館には館内出入口に屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が 24 時間の常駐警備を行っており、夜間においては 365 日、警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。

設備についても、各学部必要な教育研究用機器備品等を予算会議にて精査し、設置基準以上の標準の設備を整備している。また、その維持管理は、学園の経理規程、固定資産および物品管理規程に準じて法人事務局の責任において行っている（資料 8-8、8-9）。

また、障害者の受け入れも考慮し、バリアフリー化を目指して整備しており、その他点字ブロック、障害者用トイレ、障害者用駐車スペース、階段スロープ、手すり等を設け障害者が利用しやすいように整備している。

学生の自習室は、7号館に1室設けている。他館には特に設けていないが、講義室、演習室または食堂を時間外にも開放し、予習復習を含む学生の学習や討論の場として活用している。

通学・通勤に利用できるよう、法人全体で大学バスを11台（高校共同利用分含む）保有しており、駐車場もおおよそ1,000台は駐車できるように整備している。

入学生には、入学時ガイダンスやフレッシュマンキャンプ等で、情報倫理についての学修を行っている。新任教職員には、着任時にガイダンスを実施している。また平成30年度より、教員用マニュアルを作成し、イントラネットにてアクセスできるように整備した。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備
・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
・ 学術情報へのアクセスに関する対応
・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は大学図書館（以下、本館）、分館および薬学部図書・資料室で構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている。同委員会は、図書館長および健康福祉学部（3学科）・保健医療学部（2学科）・薬学部（1学科）・人間発達学部（1学科）の4学部7学科から選出された図書館運営委員で構成される（資料8-2）。

図書館全体で、情報検索性 PC 25 台、蔵書検索 [以下 OPAC] 専用 PC 5 台を設置している。また、平成 25 年度には図書館ホームページを全面リニューアルし、OPAC や EJ・DB などへのアクセスの効率化を図った。EJ・DB のトライアルや催しなどの情報発信はもちろんのこと、情報検索のポータルサイトとして更に機能させるべく、更新を図っている。

年間図書受入冊数の過去3年間の実績は資料8-10の通りである。平成29年度の年間図書受入冊数は4,295冊であり、これは学生一人当たり1.7冊に当たる。（「平成29年度学術基盤実態調査」によれば、同規模私立大学の全国平均は年間受入冊数4,166冊（1.7冊／人）である。）

図書館資料は、教職員の推薦および学生のリクエストに基づき、図書館運営委員会で、蔵書構成および予算等勘案の上、選定されている。シラバスに挙げられた必要な資料は、ここに含まれる。平成29年度末現在の所蔵資料総数は115,342冊である。

その整備状況は、資料8-10の通りである。日々受け入れる図書、雑誌等は、図書管理システムにより目録化され、OPACにより図書館利用者に提供されると共に、国立情報学研究所（NII）の総合目録データベース（NACSIS-CAT）にも登録している。（EJ・DBは後述）

雑誌は、冊子体から EJ に極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌スペースの効率化を図っている。平成 29 年度末では EJ7,085 種、DB13 種の利用が可能になっている。EJ・DB を含む資料費は毎年増加している。また、EJ は、年間購読のほか Pay-Per-View（以下 PPV）による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くは EJ・DB の契約数増加と価格高騰によるものである。平成 25 年度から資料費の割合が、EJ・DB が 50%以上を占めている（資料 8-10）。

国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加している。図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている。また、学術情報の発信に関しては、「群馬県地域共同リポジトリ（Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes：通称 AKAGI）」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開している。なお、このリポジトリは群馬大学が設置する群馬大学学術情報リポジトリ・システム上で運用されており、コンテンツの登録を参加機関が各自行うものである。

また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている。

開館日数等については、平成 29 年度は本館および薬学・図書資料室 235 日、分館 242 日である（資料 8-10）。開館時間は、3 館一律ではないが、中心館となる本館は、平日 20：00 まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が 5 限（16 時 30 分～18 時）までに設定されており、6 限（18 時 15 分～19 時 45 分）に設定されているのは概ね資格関係の選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられる。

平成 29 年度の延べ利用者数 112,319 人、貸出冊数 29,475 冊。平成 28 年度の延べ利用者数 103,851 人、貸出冊数 30,036 冊である。

本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積 1583.62 m<sup>2</sup>、閲覧席数 293 席で、学生に対する座席数の割合は、11.7%である（資料 8-10）。これは、「大学設置審査基準要項細則」（2001）の基準を上回っており、平成 22 年改正の「大学設置基準」第 38 条 5 項にも適合している。

本学の施設・設備は、前述のとおり、全学共用のスペース、例えば体育館、食堂および各種支援センター以外は学部単位でそれぞれの教育研究を実現するため実習室・演習室および研究室が整備されており、そこに設置してある設備・機器等はその学部の特性に応じて割り当てられている。

また、学生が使用するパソコンは、各学部の専用校舎に PC 室等の名称で、それぞれ設置されている。具体的には健康福祉学部は 1 号館 3 階に 92 台、6 階に 28 台、薬学部は 7 号館に 108 台、保健医療学部は 3 号館に 80 台、人間発達学部は 9 号館に 50 台とそれぞれ設置されており、その学部学生が他の学部の校舎のパソコンを使用しなくてもよいように配慮されている。なお、授業時間以外でも開放されているため学生は自由に利用でき授業の予習復習に活用している。

2 号館 2 階には学習支援センターがあり数学、化学、国語、作文・小論文を担当する学習アドバイザーが学習に関する不安を抱える学生を個々の必要に応じて丁寧に指導している。また、9 号館にはキャリアサポートセンター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センターが一つのフロアに集中して設置されており、それぞれ学生に対して就職・キャリアアップ、ボランティア・市民活動参加、教員養成、海外交

流・留学等の支援を行っている。

図書館独自で新入生を対象に利用ガイダンスを実施している。さらに、学科からの要望があれば、DB等利用ガイダンスも行っており、学生に浸透してきている。また、新刊紹介やテーマ展示、学生の生活・学習支援のための情報提供としてのパスファインダーの作成等、学生の生活・学習支援のための情報提供として、取り組みを始めている。平成24年度から、図書館業務を通し、図書館への理解を深めてもらうことを目的に「学生サポーター」（司書課程履修者）を採用している。

また、図書館報「藤波」を年1回発行し、教員推薦図書を紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している（資料8-11）。

現在、本館1人、分館2人、薬学部図書・資料室1人が専任職員として、さらに4人の臨時職員が図書館業務を担当しており、全員司書資格を有している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員には研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器およびパソコン、プリンター等のOA機器とLANネットワークが備えられている。また、薬学部ではこれとは別に4つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。

研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は、個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、助手が15万円、助教が25万円、講師以上が50万円と決められており、その金額からコンピュータ使用料を差し引いた額を年度内に使用できる（資料8-12）。卒業研究費は毎年度において各研究室に配属されたゼミ生の人数によって予算を決めており、学科ごとで一人あたりの金額に違いがある（資料8-13）。同様に、専門研究費は毎年度において指導する大学院生の人数によって予算を決める（資料8-14）。一方、学内研究交流助成金は学部・学科間の枠を超えた研究課題に対して助成金を交付し研究の活性化を促すことを目的としている。助成金の総額は年間で500万円と決められている。応募提案の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する（資料8-15）、また、薬学部ではこれらとは別に講座研究費の予算がある。この研究費は薬学部内の講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する（資料8-16）。

教員の研究費取得に関しては、科学研究費補助金や外部団体からの共同研究費・受託研究費などの外部資金獲得を奨励している。科学研究費補助金の新規採択状況は、平成27

年度は 12 件が採択され補助金総額は 23,790,000 円、平成 28 年度は 9 件が採択され補助金総額は 12,610,000 円、平成 29 年度は 13 件が採択され補助金総額は 21,840,000 円であった（資料 8-17）。また、外部団体から獲得した共同・受託研究費および奨学寄附金等の状況は、平成 27 年度は 19 件獲得し外部研究費総額は 20,587,600 円、平成 28 年度は 22 件獲得し外部研究費総額は 27,016,153 円、平成 29 年度は 17 件獲得し外部研究費総額は 26,888,547 円であった（資料 8-18）。

教員の研究時間確保については、原則として平日に 1 日を研修日として設けている。また、長期休業中の業務については教員の自主性に委ねていることから、研究時間は十分に確保できる（資料 8-19）。

健康福祉研究科・薬学研究科所属の大学院生を TA として採用し、学部生の実習・実験等の授業の支援している。学部生に対してはきめ細かい指導が可能となり、院生にとっては教育する立場での経験となっている。院生の在籍数によっては、TA の配置が希望通りにいかない場合もある。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1: 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学には高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程（資料 8-20）に基づき、全学科から研究倫理委員が 2 人選出され、委員長 1 人、副委員長 2 人から構成される研究倫理委員会が設置されている。研究倫理委員会では、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、以下「指針」と略）に基づいた厳正な審査が行われている。審査申請された研究計画書に対して、各委員は事前審査を行った上で、委員会（本審査あるいは迅速審査）で審議が行われ、審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会で許可が下され、その結果を踏まえた上で、学長が研究承認を与えている。また倫理的問題が軽微な研究については、倫理指針に基づく「迅速審査制度」導入し、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。

動物実験に関しては、実験動物の適切な環境における飼養・保管と適正な動物実験の実施のため、高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程（資料 8-21）を定め、動物実験委員会を設置している。学内で新たに動物実験を実施する者（教員、研究員、大学院生、学部生）は、動物実験委員会が主催する講習会を受講しなければならない。動物実験に関しては、動物実験に関する基本的な理念である「3R の原則（Refinement、Reduction、Replacement）」が遵守された動物実験が実施されている。また、平成 30 年度には、外部機関により、本学動物実験室の設備、運営について、第三者評価が行われる予定である。

遺伝子組換え生物を使用する実験研究は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 条）」および「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号）」に基づき作成された、高崎健康福祉大学遺伝子組換

え実験安全管理規程（資料 8-22）を遵守し行っている。研究を適正に遂行するために、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下、安全委員会）を設置して、全ての実験は事前に実験計画書を作成し、安全委員会の審査を経て学長の承認を得て行っている。なお、遺伝子組み換え生物を使用した実験は、メールによる電子審査を導入し迅速な審査が行えるようになっている（資料 8-23）。また、研究活動における不正行為への対応については、高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金施行規程（資料 8-24）を定め、公正な研究活動を行うために必要である法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守するための責任体制を整備し研究活動における不正行為防止を推進している。

産学官研究活動等における利益相反行為の防止に関しては、高崎健康福祉大学利益相反行為防止規則（資料 8-25）を定めて産学官連携活動を適正に且つ円滑に遂行している。また教職員を対象として、毎年、学内イントラ上で、研究倫理・コンプライアンス順守等の講習プログラムを実施しており、受講後の試験合格者にのみに受講完了証を発行している。

点検・評価項目⑥: 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために、各学部学科等における教育研究環境の整備について、学生生活・満足度調査の結果や、学園運営委員会における予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。

## (2)長所・特色

本学は学部ごとに専用の校地・校舎および専用機材が整備されている。特に校舎に関しては、学部単位で算出した大学設置基準第 37 条に規定する校舎面積と比較してもそれぞれが十分に面積を確保している。教育研究用備品の整備は、毎年度、学科内で協議され承認されたものが予算要求されるが、必要に応じて補助金（私立学校等研究設備整備費等補助金）を申請する場合がある。毎年度数件を申請しており、その採択率は 100%を継続している。

学生の使用するパソコンの入れ替えは、5年から6年に1度の周期で行っている。また、これまで分散して配置されていた学生への各支援センターを9号館1階に集中したことにより学生の利用回数が格段と増加した。利用する学生の所属学部に関わりなく、全学部生の利用回数が増加したのは、集中されたことによる「行きやすさ」と「利用しやすさ」が理由である。

教員の研究費取得に関しては、科学研究費補助金の新規採択状況は新規採択数および補助金総額は減少したが、継続研究や分担研究等含む全ての研究数は、平成 28 年度は 61 件で補助金総額が 50,420,000 円に対し、平成 29 年度は 67 件で補助金総額が 61,448,000 円と大幅に増加している。



図書館の運営は、館長が統括し、各学科から選出された委員からなる図書館運営委員会が重要事項を審議することで、それを支援する仕組みとなっている。資料選定・廃棄は図書館運営委員会の重要な協議事項である。図書館運営委員を通して、各学科の取りまとめを行うことで、資料の収集・廃棄は適切に実施されている。

情報源の整備については、大学の性格上、研究のための EJ・DB への比重が大きくなっている。平成 26 年より PPV を導入し、様々な電子ジャーナルの論文が学内で提供可能になった。PPV 利用方法については随時ガイダンスを行い、適正な利用方法を推進している。入手困難な文献は、Reprints Desk などの外部サービスを通じ、海外から取り寄せられる。この場合、料金が高額となるが、条件付きで補助の制度を設けるなど研究支援をしている。その結果、文献取り寄せ等の件数も増加傾向にある。

掲示物、書籍のコーナー展示で学生の教養の涵養に努め、多くの利用がある。

また、図書館利用ガイダンスや EJ・DB ガイダンスを行い、学生の学修支援に努めてきた。その結果効果を認められ、授業でのガイダンス依頼数・レファレンス受付数も増加した。

平成 24 年度より学内教員に対して疫学研究倫理審査の必要性について再度イントラなど活用し周知した。その結果、平成 27 年度の審査件数が 61 件（内、許可 60 件、非該当 1 件）だったのに対して、平成 28 年度の審査件数は 56 件（内、許可 54 件、取り下げ 2 件）、平成 29 年度は 71 件（内、許可 70 件、取り下げ 1 件）、と研究倫理に基づいた研究推進に貢献している。

### (3)問題点

ハード面で取り急ぎ改善すべき事項は見当たらないが、ソフト面では一部改善しなくてはならない事項がある。まず、教員の研究室は、助教以上の教員は 1 人対して 1 部屋の使用が原則であるが、一部の学科で研究室が不足し 1 部屋を数人で共同利用している状況がある。パーティション等で区分するなどの一工夫が必要である。また、教育研究用機器備品等の固定資産の管理は総務部で行っているが、毎年度の膨大な量の取得により備品管理が不完全な状況にある。固定資産台帳への登録までは管理できているが、現物にラベルを添付する作業が遅滞しているため管理体制の見直しが必要である。外部資金の獲得に関しては、獲得する学科に偏りがあるため、対策が必要である。

図書館が 3 ヶ所に設置されており、身近に図書館が存在するという利点はあるものの、各館の書架狭隘化、職員配置の効率化、さらには図書館の分散化による重複購入の問題もある。また、農学部新設や電子化などによる図書館サービスの変容に対応するため、図書館設備・職員の研修・人員配置等の検討が必要である。

研究審査数は、倫理審査の必要性の周知と、迅速審査の導入により審査件数は大きく増加した。しかし学内審査者の審査に要する時間、労力の減少には至っていない。現状、その経験等から審査者役割が担えない教員も多く、特定の教員が審査者にならざるを得ない状況が続き、審査者の負担に偏りが存在することが今後の改善課題である。

動物実験に関しては、情報公開が十分ではない。

また、遺伝子組み換え生物を使用した研究は、卒業研究等で毎年研究に関わる従事者の変更が多くあり、管理者の教員による所定の手続きが滞る場合がある。期限内手続きの完

了を周知徹底する必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学修環境や最新の学術的成果・知見の獲得が円滑に実施できる教育研究環境の整備に努めており、また、それを適切に管理・運営しているため、同基準をおおむね充足している。

今後については以下を予定している。

##### 1. 校地・校舎・施設・設備

備品整備に関しては、学科の要望を考慮しながら予算内で取得する体制は従来どおりに取り組んでいくが、学科間もしくは学部間で共同利用できる教育研究用機器を学科予算外で取得し備品整備の充実に努める。

9号館に、新たに学生ホールを設け、学生の居場所の空間として確保できた。また7号館に新たに自習スペースを2箇所設けた。9号館に、各種支援センターを集中させたことにより、他学部の学生も利用しやすくなり、学生の活動範囲が広がることが期待できる。

教員の研究費でもある外部資金の獲得に関しては、かねてから奨励してきたため件数・金額ともに増加傾向にあるが、今後も助成金の公募等の情報を積極的に発信していく。なお、2019年度より農学部を新設・開校予定である。

学科によって教員の研究室が不足している状況がある。短期的には、学科間もしくは学部間で使用目的が同じような部屋は共同で使用することで研究室の確保に努め、中長期的には、財務状況を考慮しながら校舎の増設準備を行う。備品管理業務については、総務課と経理課の役割分担、ラベルの貼付時期、現品確認等を効率よく業務が遂行できる体制を構築する。

外部資金の獲得について、学科の偏りを解消し、獲得率を向上するため、前述したとおり今後助成金の公募等の情報を積極的に発信していく。

##### 2. 図書館

新刊コーナーや特集展示コーナー等は、図書館情報をビジュアル化して発信できる。併せて、メールマガジンでも広報することにより、学生に対し、効果的に図書館利用を促すことができる。こうした情報提供を更に発展させていきたい。

EJ・DB・電子書籍の選定は、利用要求に応じてコストを考慮して対応している。リモートアクセスが可能なものを導入し、学外でも学修・研究できるよう環境を整えている。

また、新入生に対する図書館利用ガイダンスは着実に効果を発揮しているので、大学教育の段階に応じてEJ・DBの利用方法ガイダンス等を実施する。

電子通信費の上昇により、図書資料費にも影響が出ることが懸念される。前回のEJ購読状況の見直しから、2019年で5年目を迎えるため、再度、購読状況を確認し、利用率を考慮したうえで購読タイトルを再考する必要がある。

図書館が3カ所に設置されており、身近に図書館が存在するという利点はあるものの、各館の書架狭隘化、職員配置の効率化、さらには図書館の分散化による重複購入の問題もある。また、農学部新設や電子化などによる図書館サービスの変容に対応するため、図書館設備・職員

の研修・人員配置等の検討が必要である。今後、図書館のあり方を含めて大学全体で検討していく必要がある。

### 3. 研究倫理

論文投稿の条件として、研究倫理審査承認の記載を要求する学会誌が増加し、今後も研究倫理申請数が増加していく。審査結果の通知は迅速に行い、研究が遅れないように配慮している。

また、安全委員会は、遺伝子組み換え生物を用いた研究における実験終了後の試料保管および新たな実験への使用等その取扱いについて、結果報告書をもって適確に把握している。

学生の卒業研究に関連する倫理審査申請が集中することがあり、その審査に委員の負荷が増大している。また、平成 27 年から臨床研究と疫学研究が合体し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」となり、その周知のための研修会を開催する。

動物実験に関しては、基本的には既存の規制システムを今後も継続する。実験動物を用いた実習がある健康栄養学科と薬学科の学生に対しては、実験動物に関する研究倫理の教育を引き続き行う。

動物実験に関する情報公開では、動物実験規程を大学ホームページで公開するように準備中である。動物実験委員会の活動内容は平成 26 年度から動物実験施設がある薬学部の「教育・研究年報」（資料 8-26）に報告されているが、将来的には大学ホームページにおいて公開するべく、準備する。「動物実験に関する自己点検」についても実施すべく準備中である。

遺伝子組み換え生物を用いた研究では、実験期間中での研究者の異動・交代による変更の手続きや遺伝子組み換え生物の管理が適切に行えるよう制度の運用を徹底する。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げている。この理念に則り「高崎健康福祉大学 社会との連携・協力に関する方針」(資料 9-1)を定め、「高崎健康福祉大学 地域貢献委員会 社会との連携・協力に関する方針」を定め、(1)地域貢献事業に関する事業(2)生涯学習に関する事業(3)公開講座に関する事業(4)高校と大学の連携(高大連携)事業に関する事項(5)その他社会との協力、連携に関する事項を審議し地域との連携および地域への貢献を目的とする活動を効率的に推進している。具体的には以下のような社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

社会連携・社会貢献の円滑な推進をはかるため、活動の拠点として平成 18 年度にボランティア・市民活動支援センターを(資料 9-2)、同年に子ども・家族支援センター(資料 9-3)をそれぞれ設置し活動している。学内には地域貢献委員会を組織し(資料 9-4)、委員会内を地域貢献委員会と高大連携委員会とに委員を分け事業を推進している。委員会は、各学科から選出された教員(各学科 2 名以上)および事務局から選出された職員 3 名以上から構成されている。本学の教育研究成果を一般社会に還元するため、一般市民対象の公開講座を毎年開講している(資料 9-5)。国際交流に関しては、「国際化および国際交流に関する基本方針」(資料 9-6)に基づき、国際交流センターを設置し(資料 9-7)、国際交流委員会を組織(資料 9-8)し、国際交流事業を計画的に推進している。

以上述べた如く、本学の社会貢献活動や国際交流の方針を明確にし、その体制を構築してきた。そのための点検検証は各委員会において実施し、予算措置を伴う改善策の具体化については、大学運営協議会の審議を経て決定される。

点検・評価項目②: 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1: 学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2: 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3: 地域交流、国際交流事業への参加

### 1. 大学全体

本学は、主に「健康・医療・福祉」におけるコメディカル分野および教育分野の人材育成を行っており、これらの教育研究成果を社会に還元するため、学外組織とも連携を取りながら社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。具体的な活動については、地域貢献委員会 地域貢献部会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センターを中心に、地域社会・外部組織と連携したプロジェクトを企画運営し、取り組んでいる。主な取り組みは以下のとおり

である。

### 1) 地域貢献活動

地域貢献委員会地域貢献部会は平成 23 年度より年 1 回の頻度で全学共同による公開講座を開催し、継続してきた。平成 28 年度は「健康管理のための栄養・運動・薬 ～専門職からの提言」、平成 29 年度は「地域社会への医療貢献にむけて～健大の取り組み～」を土曜日に開催した。更に各学科においても学科の特性を活かした「健康・医療・福祉・教育」分野の教育研究成果を広く地域社会に還元すべく、公開講座や研修会、講習会を実施している。年度内に行われた全ての地域連携・地域貢献事業を報告書として取りまとめ、県内の図書館、公民館等に発送し地域社会に本学の教育研究成果を発信している(資料 9-9)。

一方、地域貢献委員会高大連携部会では、平成 21 年度より始めた高大連携事業を、同法人系列高校である高崎健康福祉大学高崎高校(以下、健大高崎高校)とともに取組み、現在も継続している(資料 9-10、9-11)。健大高崎高校の生徒に自分の進路をよく考える機会を提供する目的で、全学科で協力し高大連携事業を実施している。この企画は、進路選択のミスマッチ解消の一つの手段となっており、参加した高校生からも有意義であったというコメントが寄せられている。この取り組みでは、大学側も大学生を補助として任用している。大学生にとっては指導を通して自己研鑽する機会となり、高校生にとっては技術的なサポートだけでなく、大学生活についてもアドバイスを受ける事ができ、大学・高校双方にとって大きな教育的効果があると考えられる。

また、県内外の高校・中学校・小学校・幼稚園等への出張模擬授業も各学科で実施している(資料 9-12)。担当教員の出張模擬授業により、専門的な授業に触れる機会を通じて、学問への興味・関心を深め、大学進学等の進路選択に役立っている。

更に、地域の中・高校生を対象とした理数系実験講座を開講し、地域社会との積極的な交流を図っている。

### 2) ボランティア・市民活動支援センター

本学は社会貢献・社会連携活動の拠点としてボランティア・市民活動支援センターを有する。ボランティア・市民活動支援センターの運営は、全学科の教員で構成される運営委員会が中心となり、活動の企画や協議を行っている。業務の中核となる依頼施設・団体とのコーディネートや各種業務の実施は事務局職員が担当している。

高崎市内外の福祉施設や病院、団体などから本学の医療・福祉・教育など専門性を活かした学生へのボランティア依頼が増加している。ボランティアの活動内容は、災害復興支援ボランティア、企業との連携、古本回収プロジェクト、西日本豪雨災害緊急支援募金等、多岐にわたっている。ボランティア活動のフィールドも、高齢者施設、障害者施設だけでなく、病院、幼稚園、保育園等幅広い。平成 28 年度から 30 年度において、数多くのボランティアのコーディネート実績をあげており、平成 28 年度は活動実績 294 件で応募人数 1776 名、平成 29 年度は活動実績 266 件で応募人数 1361 名、平成 30 年度は 7 月までで活動実績 124 件で応募人数 646 名である(資料 9-13、9-14、9-15)。ボランティア・市民活動支援センターに届いたボランティア依頼はメールマガジンで全学生に紹介して情報を共有している。平成 26 年度からは学生スタッフを新たに加える取組を行い、平成 26 年 9 号館新設時に 1 階にボランティアに関する専用窓口、事務室(スタッフ 3 人対制)および学生の活動拠点を設置したことも奏功している。

学生が積極的にボランティア・市民活動に参加することによって、実社会と接点を持ち、学問の深化、市民意識の醸成、他者への理解を図ることができ、効果的な教育活動を推進していくことが可能となっている。これらのボランティア活動の経験や成果について、作成した実践報告書を教員が評価し、「ボランティア市民活動論」の成績評価の20%の対象とする等、教育活動への推進に役立っている。更に、ボランティア活動をとおしての主体性の確立と、対人との係わりの中で培う豊かな経験によって、病院実習、施設実習、教育実習等へ行く際の実習前教育・就職活動等において大きな教育的効果があると考えられる。ボランティア活動は、専門性の事前勉強のみならず、学生として社会にチャレンジし、社会のニーズを把握するため、学生が地域と共に学び育つ有意義な教育となっている。

本学には7学科の専門領域があり、今後はその領域の広さを活かした他職種連携教育などにもボランティアを活用することができる。活動フィールドも専門スタッフも潤沢である本学の環境を活かした教育活動を推進していくことが期待される。

### 3) 子ども・家族支援センター

本学は子どもと家族の健康を支援するため、平成17年に子ども・家族支援センターを設立し、親が抱える子育ての不安を解消し、地域における育児相談、発達障害児に関する相談、成長段階それぞれの家族の支援や相談体制を整えている。具体的な活動は以下のとおりである(資料9-16)。

親子ふれあい教室は、月曜日から木曜日まで開催し、0歳児から未就学児の親子グループを対象としている。季節の歌、親子体操、製作活動等を行い、その場に小児科医、児童精神科医、精神保健福祉士、薬剤師、栄養士、保育士、看護師、助産師等が担当日に参加し、ランチの時にミニレクチャーを行い、親からの相談に対応している。相談内容としては、子育てに関すること、予防接種や流行している感染症のこと、薬のこと、簡単なおやつ作りのことなどが挙げられる。参加延べ人数は平成28年度661人、平成29年度448人、平成30年8月までで170人である。その他、本学教員によるヨガ教室、外部講師によるベビーフラダンス教室も開催している。群馬県においては外国籍の方々が多いことから、ホームページ上で、英語のサイトを再編成してセンター利用が可能であるが、平成28～30年度の相談はなかった。地域住民の健康維持・促進を目的とした脳いきいき教室も開催している。また、教員による玉村町及び地域住民に向けた相談援助、その他市町村への援助活動として、保育所等における発達障害の子どもへの支援および現場保育士に向けた支援を行っている。平成29年度にはこれらの活動報告をまとめ、「10周年記念誌」を発刊し、県内関係団体に配布した。今後子ども・家族支援センターの活動をこれまで以上に発展させていくためには、センターの活動に賛同する教員が増え、保健・医療・福祉・教育に関係する専門の知識を駆使して、安心して子育てができ、老後も過ごすことができるよう地域住民の健康増進の一端を担っていけるようにしていく。

一方、子ども家族支援センターは、子ども教育学科3年生の「保育方法論」の授業において、学生が親子の関わりに直に触れ、子育て支援を体験できる場を提供している。子育ての経験のない大学生が、机上で学んだ保育や託児を実際に体験し、子育て中の母親と関わることによって、学生の自発的な問題を発見し、現実的な意識が芽生えている。子ども家族支援センターでの体験は、保育士・幼稚園教諭を目指す学生の教育活動の推進に重要な役割を果たしている。

#### 4) その他

上記取り組みの他、本学は平成 29 年 1 月 5 日玉村町と、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の更新等の各分野における連携協定を結び、健康増進事業として「地域在住特定保健指導対象者への多職種協働・官学連携による運動・栄養評価および指導の効果検証」を実施、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいる。(資料 9-17)。また、地域貢献事業の一環として、専門職対象の講座も開講しており、薬剤師会の生涯セミナーを年 2 回開催し、薬剤師の一層の資質向上を目指している(資料 9-18)。

本学では、平成 21 年 4 月より導入された教員免許更新制の趣旨を踏まえ、この更新に必要な講習を申請、文部科学省より認定を受け、教員免許状更新講習を開設している。多くの参加者が受講している(資料 9-19)。

また、地域企業との産学連携として、食品スーパーの惣菜部門との共同研究による健康志向弁当の開発などの実績もある。禁煙、児童・生徒への食育指導などの健康づくり関連事業への参画、さらには、本学教職員の関連する各種学会開催等、社会貢献事業を活発に実施している。また、IT パスポートの CBT、実用英語検定試験、保育士試験等の各種検定試験会場としても地域に開放している(資料 9-20)。

## 2. 国際化に向けた教育と国際交流活動

本学では医療・福祉分野の国際化に対応し大学教育および学生の国際化を促進する目的で国際交流センターを平成 22 年に開設、平成 26 年には 9 号館 1 階に移転した。平成 24 年には国際交流委員会を学内に発足させ、以来、同様の専門分野を持つ海外協力校を漸次増加させ、KIP(Kendai International Program)－学生の相互派遣(単位認定あり)、教員の相互視察、教員の共同研究等のプログラム－を中心に大学の国際化を推進してきた。以下に現在実施中の主な取り組みについて記す。

### 1) 海外の大学との連携

大学の国際化として、平成 23 年から現在までに 6 カ国 1 福祉施設 7 教育機関と学術交流協定(MOU)を締結しており(資料 9-21)、交流実績は、国内の保健・医療・福祉系の大学の中では際立っている。

以下に挙げた 6 大学は、本学同様医療・福祉系の学部学科を有しており、学部学科単位での学生交流が実現している。具体的には、大学との学術協定を結び、これらの国との交換留学を実施してきた。お互いの大学の授業に参加し、教育の違いを経験したり、医療施設を視察して医療事情についての見聞を深めたりするほか、様々な地域社会との交流プログラムを取り入れている。本学の学生と招致された外国人学生らは、共に相互の理解を深め、将来に続く友情を育んでいる。

- ・ドイツ、フレセニウス大学:学生の相互派遣・相互受入れ
- ・ベトナム、ホーチミン医科薬科大学:学生の相互派遣・相互受入れ・教員の研究交流
- ・インドネシア、ステカス大学:学生の相互派遣・相互受入れ
- ・フィンランド、ヤムク大学:学生の相互派遣・相互受入れ・教員の研究交流
- ・ドイツ フランクフルト応用科学大学:学生の相互派遣・相互受入れ
- ・タイ タマサート大学:学生の相互派遣・相互受入れ

外国語教育に関する海外研修として、オーストラリア・シドニー大学英語教育センターと提携することで、英語学習に加え、ホームステイとシドニー大学学生との交流が実現した(資料 9-22)。さらに、オーストラリアの高齢者施設であるアングリカン・リタイアメント・ビレッジとの協定は、施設訪問や利用者との交流にとどまらず、高齢者支援(介護、看護、リハビリ、栄養、服薬、福祉体制など)に関する共同研究の道を開いた。また、双方の学術交流として開始したインドネシアのステカス大学、ドイツのフレセニウス大学(資料 9-23)、ベトナムのホーチミン医科薬科大学(資料 9-24)、フィンランドのヤムク大学(資料 9-25)との学生相互派遣プログラムは、回数を重ねるごとに施設見学や講義内容等の改善を図り、参加学生も多い。

## 2) 学生の受け入れ

海外大学からの短期留学生の受け入れは、平成 28 年度 49 名、平成 29 年度 48 名、平成 30 年度 53 名の実績がある(資料 9-26)。しかし、正規外国人留学生の受け入れに関しては、受け入れ実績は極めて少ない。これは医療福祉系の国家試験合格が外国人留学生にとって困難であるという事実を反映したもので、受け入れ態勢や優遇措置を整備はしているものの、正規学生としての志願者数は少ない。

## 3) 留学促進

短期留学に関しては、平成 28 年度 101 名、平成 29 年度 73 名、平成 30 年度 74 名の実績がある(資料 9-26)。参加学生のアンケート(資料 9-27)の満足度も高く、留学をとおして語学の必要性を強く感じ更に上達させたい、異文化交流をとおした充実した経験を得られたとの声が寄せられている。

正規生を含め 1 学期間以上の長期留学となると、実績は極めて限られたものとなる。これは現行のカリキュラムでは 1 学期間以上の留学をすると自動的に留年となってしまうため、指定科目ゆえ実習の多い本学のカリキュラム構成では有効な解決策が見当たらない。とはいえ、夏や春の長期休業を利用した 1 ヶ月以上の留学や、休学制度を利用した 1 学期間以上の留学、海外の大学院にチャレンジする者もあり、大学として国際交流センターを中心にサポートしている(資料 9-22)

点検・評価項目③: 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、社会との連携と協力を配慮した方針を定めており、その方針に基づき、地域貢献委員会地域貢献部会を中心とした市民公開講座の開催などの活動を通して教育研究の成果を広く社会に還元している。更に、ボランティア・市民活動支援センター及び子ども・家族支援センターを拠点とした本学独自の取り組みも展開していることから、同基準をおおむね充足している。

適切な根拠に基づく点検・評価の取り組みとしては、地域貢献委員会、ボランティア市民活動支援センター、子ども・家族支援センターの部署ごとに、その年度の結果を活動報告として自己点検・評価シートに記載し、内部質保障機関である大学運営協議会に提出している。当該年度の



活動を評価し、改善すべき内容を明らかとし、次年度は前年度の活動報告による計画を立案、必要であれば予算請求、実施していく検証・改善サイクルを回して、本学の社会連携・社会貢献の向上に繋げている。

### 1. 大学全体

ボランティア・市民活動支援センターおよび子ども・家族支援センターでは、研究成果を広く社会に還元する活動を実施しており、地域において効果を上げている。

公開講座は、医療系総合大学の特色を生かし、地域社会のニーズに合った講座を開講しているため、地域住民の関心が高く、受講者の中には何度も参加するリピーターもみられる。また、公開講座開催後にはアンケートを実施し、参加者からの意見を次回の開催に反映させ、地域社会のニーズに合った講座を開催するよう努めている。講座開講にあたっては、マニュアルが整備されているため、委員会内では分担が変わっても混乱することなく迅速に進めることができている。

ボランティア・市民活動支援センターおよび子ども・家族支援センターでは、定期的に委員会を開催し、センターの取り組みが円滑に行われるよう努めている。年度終わりには当該年度の活動を評価し、大学運営協議会に報告する。また、年度初めには、その年の目標・事業計画を立案、予算が必要な新規事業であれば、予算を申請し、改善・向上に向けた取り組みを行う。

### 2. 国際交流

国際交流に関しては、医療・福祉系の大学での大学および学生の国際化を目指した活動は事例がまだ少ない中で、本学の取組みは高く評価できる。ドイツ、ベトナム、インドネシア、フィンランド、タイの大学との学生相互派遣・相互受入れの実績(資料 9-22)は、本学の特色と言える。お互いの国の教育内容や医療事情を知ることができることに加え、学生間交流が進むことで、毎年参加学生の満足度が極めて高い(資料 9-23)。これらの大学とは教員間の共同研究に着手した。

連携大学との学生相互派遣・相互受入れは教育効果、参加者の満足度ともに高く、今後も続けて実施していく。今後は更に連携大学を新たに開拓し、より多くの地域の学生たちと交流できるプログラムに加え、同じテーマで研究発展を行うようなプロジェクト型のプログラムを構築していく。教員間の共同研究も進みつつあるので、更に充実させたい。

#### (2)長所・特色

本学は2016(平成28)年度に受審した際も、ボランティア・市民活動支援センターの取組が、特に優れているとして報告書に記されており、当時の取組に加えて更にマッチングや学生スタッフの活動が深化していることから、ひきつづき長所であると捉えている。

また、子ども家族支援センターの取組も玉村町との協定に基づく活動を始めるなど、活発な活動を行っており、今後は他の市区町村への情報提供なども期待できる。

国際交流については黎明期であったころから比べると大変活発な活動を実施しており、現在在籍している留学生との交流なども今後期待できる。

#### (3)問題点

国際交流において、長期留学が在学期間中出来ない点が大きな課題となっている。特に資格取得を目的とする学科においては、正課として長期休暇期間に学外実習が企画されており、それら学外実習科目の履修・修得なしには国家試験受験資格を得ることが出来ないため、まとまった期間での留学は事実上不可能となっている。

#### (4) 全体のまとめ

##### 1. 大学全体

本学は健康・医療・福祉・教育の高度専門職の養成校であることから、各学科は専門職向けの卒業研修養成・セミナー等の開催を行っているが、一般市民参加型公開講座の回数が少ない。地域貢献委員会が企画・運営する公開講座は全学共同によるもので、各学部・学科の特色を活かした単独での公開講座の開催を推進していく必要がある。また、受講者名簿の管理・活用・開催告知など、公開講座開催にかかわる業務の集約化等、開催支援体制を構築する必要がある。

本学での高大連携は同法人系列校を対象とした事業が主としており、近隣の他校との取組みは十分に発展できていない。今後、こうした取組みをどのように他校へ拡充するか、群馬県全体の高大連携事業の状況を把握して検討していく必要がある。

地域貢献委員会は学科所属の教員が委員を兼務して運営しているため、その活動頻度および内容にどうしても制限ができてしまう。地域連携・地域貢献活動を今後より活発にするためには、組織体制を整備する必要がある。今後も学内の教員の内的資源を地域に有効に還元する責務があると考えられる。

高大連携事業に関しては、同法人系列校だけでなく他校への拡充を検討した場合、群馬県の高大連携事業の様子も調査し、連携を図る。

##### 2. 国際交流

正規外国人留学生の入学者が少ない。本学は健康・福祉・教育の専門職の国家試験等合格を目指すため、外国人がこうした資格取得することに難しい点もある。外国人と一緒に学ぶことによる教育効果や、本学の教育を広く海外の学生にも提供し国際化を進展するという視点もある。したがって、資格取得を目指す外国人学生の受入れよりも、短期の相互派遣による異文化交流の活性化が現実的と考えられ、その支援体制を充実する必要がある。学生時代に国際的環境に触れる機会を提供することは、大学の責務・使命と言える。今後も国際交流をとおして教育の質の向上と人材育成に尽力したい。

外国人留学生の受け入れ促進や本学学生の長期留学支援については、医療・健康・福祉・教育の専門資格取得との絡みもあり、克服すべき課題も多いが、受け入れ・派遣可能な学科を中心として、実績の積み上げを図る。留学生に対する就学・生活支援(奨学金の支給、日本語指導、学習相談等については改善が進みつつある)の更なる充実を図るとともに、提携大学への派遣を進展させ、長期留学にかかわる問題を解決する。

英語コミュニケーション力を伸ばしたい学生への支援はある程度進んできている。国際交流センターが中心となり、グローバルカフェを毎週開催するなど、積極的な語学教育の推進と、支援体制の構築を始めている。学生・教員の語学力向上のためのシステムを構築し多くの学生・教職員に対応できるように充実していく。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

常務理事会において中期5ヵ年計画の中で予算とともに管理運営方針を起案し、理事会において決定し、年3回行われる学園全体集会の中で教職員に理事長より示されている(資料10-1-1、10-1-2)。

点検・評価項目②: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1: 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2: 適切な危機管理対策の実施

学長選考及び学部長・研究科長等は、「高崎健康福祉大学学長選考規程」「高崎健康福祉大学学部長及び学科長選考規程」「高崎健康福祉大学大学院研究科長及び専攻長選考規程」に基づき選考される(資料10-1-3、10-1-4、10-1-5)。学長は学長候補者推薦委員会が学長候補を選出し、委員長から理事長に報告し、理事長は理事会に諮り、学長を任命する。学部長、研究科長は大学運営協議会において選考し、理事長が任命する(資料10-1-6)。

学長、学部長、研究科長及び理事(学務担当)等の権限と責任は以下のように規定している。学長は、大学における教育研究活動の総責任を負う教学組織の最高責任者であり、寄附行為第7条1項1号により必ず学務担当の理事となる(資料10-1-7)。学長の職務は校務を掌り、所属教育職員を統轄すると規定しているが同時に理事として法人全体の経営にも責任を負っている。学部長は、学部の校務を掌り、各学科長及び所属教員を統括すると規定し、学部に関わる審議事項を審議する各学部教授会を招集し、その議長となり学部運営を円滑に執り行う役割を担う。学科長は学科の校務を掌り、所属教員を統括すると規定し学科に係る審議事項を審議する学科会議を招集しその議長となり学科運営を円滑に行

う役割を担う。研究科長は研究科の校務を掌り、各専攻長及び所属教員を統括すると規定し、研究科に関わる審議事項を審議する各研究科委員会及び研究科運営委員会を招集し、その議長となり研究科運営を円滑に執り行う役割を担う。また学部長、学科長、研究科長、専攻長は共に大学運営協議会メンバーとして全学的な意思決定にも加わっている。

管理運営については学校法人高崎健康福祉大学組織規程において、学校法人高崎健康福祉大学及び法人が設置する高崎健康福祉大学・大学院、高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園の事務組織、職制、職務、職務権限及び事務分掌について定め、その管理運営の適正を期すると定めている（資料 10-1-8）。

大学運営の意思決定プロセスとしては、高崎健康福祉大学教授会規程に基づき各学部ごとに教授会を開催し、大学を運営するための審議事項を審議し、学長が決定する（資料 10-1-9【ウェブ】）。さらに大学全体の運営に係る重要事項は、2 ヶ月に 1 度開催の大学運営協議会で審議している。具体的な審議事項としては、①各学部教授会の審議事項のうち理事会の承認を要する事項、②教員の昇格人事に係る事項、③全学的な教学マネジメント体制に係る事項、④内部質保証、⑤その他大学運営上の課題、⑥その他理事会から依頼された事項である。

教学組織として大学は教授会、大学院は研究科委員会、さらに大学、大学院全体の運営に係る重要事項を審議する大学運営協議会が設置されている（資料 10-1-10）。法人組織としては理事会の他に常務理事会を置き法人全体の円滑な管理運営を実施している（資料 10-1-11）。このような教学組織と法人組織の権限と責任については規程で明確にしている。

大学の管理運営に関する基本的な規程は私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づいて寄付行為、学則をはじめとする諸規程を整備しており、毎年総務部総務課において見直しを行ない、必要に応じて新たな規程を制定、または既存の規程を改廃している。

点検・評価項目③: 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1: 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

年度予算の編成にあたっては予算編成方針に基づき経常的に必要な予算と、法人、大学、高校、幼稚園などの各部門、部署の事業計画に基づく予算要望書を 1 月下旬までに取りまとめ、2 月上旬にヒヤリング及び査定を行う。同時に総務課では人件費の積算を行い、経理課においては各校種ごとの収入及び経常支出を積算し原案を作成する。まとめられた原案は常務理事会において審議、修正をし、3 月に行われる評議員会、理事会において最終決定される（資料 10-1-12）。

予算の執行にあたっては給与規程、旅費規程、学校法人高崎健康福祉大学経理規程、高崎健康福祉大学研究費規程等に基づき適切に執行している（資料 10-1-13、10-1-14、10-1-15、10-1-16）。

決算の監査については監査法人による外部監査と法人の非常勤監事 2 人による内部監査を実施している（5 ヶ年連続財務計算書類、資料 10-1-17、10-1-18、10-1-19）。

予算編成時にもその効果を審議するが、予算執行時においても稟議の際に再度その適切性、効果を検証しながら予算執行の承認をしている。

予算執行後の決算報告については、事業報告書および秋に発行している健大通信にて広く社会に報告している。

点検・評価項目④: 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1: 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づき、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、健康福祉学部一学部から開学したため健康福祉学部事務局に総務部(総務課、経理課、情報システム管理課)、教学部(教務課、学生課)を配置し、大学本部機能を持たせており、総務部については法人事務局を兼務している。その他の3学部(薬学部、保健医療学部、人間発達学部)事務室、並びにCSC、入試広報センター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センター、子ども・家族支援センター、学習支援センター、図書館にそれぞれ事務職員を配置し、各部署と常時連携を取りあっている。

各部署の構成と主な業務内容については学校法人高崎健康福祉大学組織規程において明確にされており、各部署がその目的と使命に沿って職務を遂行することで組織が一体となって力を発揮できるよう企図されている。また、全委員会に事務組織から職員が参画し、教員との意思疎通を図り密接な連携・協力体制を形成している。

人員の配置は職員個々の能力及び適性をもとに、年度末に実施される人事考課の自己評価の際に提出される本人の配属先希望も考慮し決定されるが、部署ごとの人数、年齢構成、経験年数等のバランスを考えながら逐次配置替えも実施している。

事務職員の人材育成とモチベーションの向上を目的に、人事考課制度を平成13年大学開学時から導入している。評価対象期間(1年単位)について、業務の成果と行動を本人が自己評価し、直属の上司が再評価する「自己評価票」は、職員の業務達成の満足度と次年度への問題意識を涵養し、キャリアの育成及び業務意欲の喚起に貢献している。また、この評価の妥当性を計るために直属の上司を部下が逆評価する「上司評価」も実施している。

この人事考課に加えて年2回、短期の業務達成度を測る人事考課を行い賞与支給の参考にしていく。

これらの人事考課を総合的に考慮して、職員の昇格及び昇給の重要な資料としているが、規程は整備していない。

点検・評価項目⑤: 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資

質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1: 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

大学を取り巻く社会環境の変化や大学入学者の多様化、大学のグローバル化、業務内容の高度化・複雑化する中で事務機能も対応していかなければならない。平成 29 年度より大学設置基準にスタッフ・ディベロップメント (SD) の義務化が追加されたこともあり、大学教職員としての資質・能力向上はもとより、事務職員の一般的な事務処理能力の向上と専門知識の習得が必要となり、スタッフ・ディベロップメント (SD) を行うことが必要不可欠となっている。本学ではそれぞれの部署で必要に応じて学外研修への参加を促している。

初任者には部署単位での OJT 以外に学外で実施している電話対応研修やビジネスマナー研修に参加させるなど、Off-JT も充実させている。

中間管理職やベテラン職員には、主に独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)、日本私立大学協会 (APUJ) 主催の研修に参加している。その他、各種団体の研修等、必要に応じて参加している。

各種研修会に積極的に参加することで、最新の情報を収集し、個人の能力開発・資質向上に努めている。研修会参加後は、復命書をもって職員管理職への報告と学内関係者には学内イントラネットや部署単位で情報提供を行っており、研修参加者のみの経験だけにとどめない様、学内共有に努めている。

また、有志による学内勉強会を平成 28 年度より毎年複数回実施している (資料 10-1-20)。

勉強会では平成 28、29 年度は各部署の職員が講師となって、平成 30 年度は SD 研修チームが学内で発足したため、教員の専門性を活かしたテーマ設定で行っている。

SD 研修チームが平成 29 年度に発足してからは一般職員を対象とした研修を年に 1 回実施、中間管理職を対象とした研修も年に 1 回実施している。それぞれグループワークを取り入れるなどしていることで、普段部署を超えて話す機会の少ない関係者間での意見交換が新鮮でもあり、参加者の満足度も高く、大変好評であった (資料 10-1-21)。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 監査プロセスの適切性

評価の視点 3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

学校教育法第百九条 1 項において大学は「自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする」とあり、また、同条 2 項には大学は「政令で定める期間ごとに認証評価機関の評価を受けるものとする」と定めている。本学はこの条令に従って平成 21 年度に認証評価機関である公益財団法人大学基準協会 (以下、大学基準協会) による認証評価を受け、その結果、平成 22 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間「本協会の基準に適合している」との評定を受けた。さらに、平成 28 年度に 2 回目の認証評価を大学基準協会において評価を受け、その結果平成 29 年 4 月から平成 36 年 3 月までの期間「本協会の基準に

適合している」との評価を受けた。大学基準協会の評価結果は、本学の自己点検・評価報告書とともに併せてホームページ上にアップして公表した（資料 10-1-22【ウェブ】）。

また、学則第 2 条で「教育研究活動の状況について自ら評価を行う」と規定しており、大学院についてもその学則第 2 条で「教育研究の状況について自ら点検および評価を行う」と定めている。また、高崎健康福祉大学自己点検・評価規則を定め、その第 7 条で「学長は、報告書を公表するものとする」としており、教学関係および運営・財務等の多項目に渡る点検・評価を定期的に行い、公表することになっている（資料 10-1-23）。実際、大学運営に係る 14 の委員会の一つに各学科教員と事務職員から成る FD・自己点検委員会が組織されており、その活動は「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に則り、大学基準協会の基準項目に準拠して 10 項目の点検評価を行っている（資料 10-1-24）。

本学の内部質保証システムは、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」に従い運用している（資料 10-1-25）。

本学の内部質保証システムにおける全学的課題については、大学運営協議会、FD・自己点検委員会、教授会・大学院研究科委員会、各種委員会で、学部・大学院研究科内における運営上の諸課題は学部長・研究科長、学部教授会・研究科委員会、各学部委員会でそれぞれ PDCA サイクルを機能させている。いずれにおいても最終責任は学長にある。

内部質保証の運営主体は、学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長等から成る大学運営協議会である。大学運営協議会はその規程にあるように学則に係ること、教員の人事に係ること、文部科学省からの通達に係ることなど大学運営において教学関係、教員人事案件等全学的課題について審議する会議体であり、学長が議長となって学長主導の下に審議される。大学運営協議会における学長の決定事項は、大学院研究科委員会および学部教授会に通達、または再審議を求めることになっている。

FD・自己点検委員会は、自己点検・評価に関する定期的な実務を担当し、自己点検・評価報告書の作成、外部認証機関との対応と学内への連絡・調整および FD の企画運営を任務としている。

本学の自己点検・評価の日常的業務は、大学院研究科各専攻、学部各学科、各センター、学内の各委員会、および事務組織の各部署が担う体制にしている。各委員会はそれぞれ特有の課題および学長からの指示事項について、全学的観点から課題の明確化と解決の方策を検討し、必要な部署あるいは会議体に提案する。

学部特有の諸課題については、当該学部の各委員会を中心に検討することにしており、最終的には当該学部の教授会で審議し学長が決定する。大学院各研究科も同様の手続きで質保証に努めている。

構成員のコンプライアンス意識の徹底（法令遵守、モラル）については、就業規則に記載されている。また、学園の全教職員を対象とする年 3 回の全体集会にて、理事長が説示し意識の高揚を図っている。

このような PDCA サイクルは教育研究上の課題ごとに各種委員会や学部・学科が連携して機能しており、大学全体に係る課題については大学運営協議会を運営主体として教授会や研究科委員会等との協議を通してサイクルを回す体制になっている。

さらに、自己点検・評価に関する客観性・妥当性を高めるために、自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」）を平成 27 年度より設置した。複数の学

外有識者から成る外部評価委員会は本学の自己点検・評価報告書に基づき、本学の管理運営、教育研究等に関する評価を行い、結果を取りまとめて大学運営協議会に報告する。大学運営協議会は自己点検・評価報告書と外部評価結果を取りまとめ、学長はこれを公表することになっている。同時に、大学運営協議会は自己点検・評価で明らかになった問題点について、各部局に改善意見を提示し、各部局は改善目標・計画をたてて、実施していくシステムを整備した。以下にその連環図を示す。

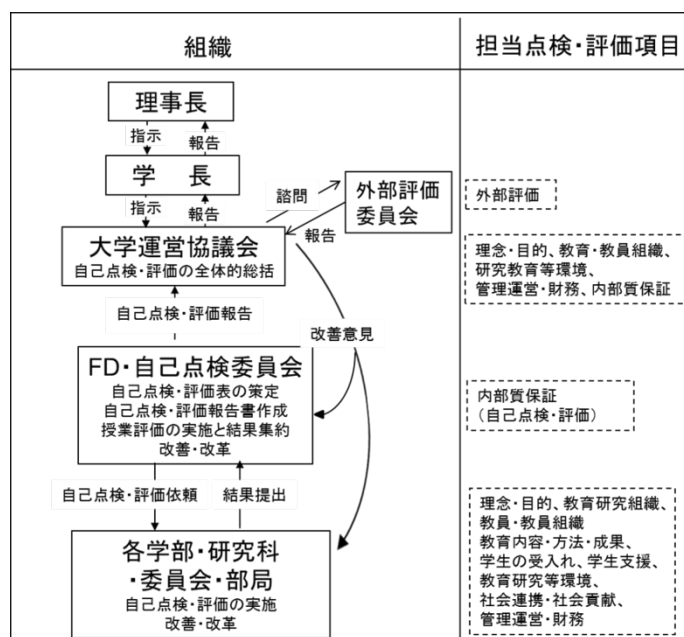


図.10-1-1 高崎健康福祉大学自己点検・評価体制

本学の教育研究に係る内部質保証システムは、大学運営協議会を運営主体として学長のリーダーシップのもとで有効に機能している（図）。FD・自己点検委員会はその規程において自己点検・評価に関する定期的実務を担当している。また、内部質保証システムの効果的で機能的運営のために「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を制定して全教職員に周知の徹底を図っている。

さらに「私学のミッションは永続性にある」との観点から、全体集會にて学園の置かれている厳しい環境と改革の必要性および将来構想について理事長が講話している。本学は、理事長が学長を兼務していることから全体集會での講話の多くを大学運営関連に充てており、健大精神「自利利他」の解釈を初め、教学関係に係る重点事項と関係教職員の責務の重大性の再認識を求めている。

文部科学省からは人間発達学部教員の年齢構成の偏りが指摘されている。これについて、大学運営協議会では、学部教授会では対応策を検討するよう指示を出し、現在学部にて若手教員を採用するなど対応を進めている。

大学基準協会からは、大学院および編入学の定員確保、ならびに推薦入学試験の定員内訳の問題を指摘されている。これについても同様に、大学運営協議会にて関係部署・委員会に指示を出し、定員の見直しや、学生募集要項の記載内容の改定などの対応をした。



以上述べたように、本学はその運営において学長のリーダーシップのもとに、大学運営協議会を責任主体として、内部質保証システムを機能させている。

#### (2)長所・特色

本学は大学運営協議会、研究科委員会、教授会、学科会議等でそれぞれの所掌における諸課題を審議、検討して運営に当たっている。教学に係る教務、学生指導、地域貢献等大学運営上必須となる各種委員会は各学科教員と事務方による委員構成でそれぞれ固有の問題について議論し、その結果は教授会で審議されている。

また、平成26年8月に学校教育法の一部改正が実施され、教授会の役割が教育研究に関する事項、また学位の授与等重要事項について学長に意見を述べる審議機関であること、また大学の教育研究に係る事項の決定は学長にあると定められた。本学は理事長が学長を兼務していることから、学長のリーダーシップの下、大学運営に当たってきており今後も学長のリーダーシップが発揮できる体制を維持・発展させていく。

#### (3)問題点

大学の教育研究の高度化・複雑化はますます進んでおり、本学としては今後さらにFD、SDの機会を増やすとともに、学内研修の機会を設けるなど、教職員の更なる資質の向上に努める。また、事務職員を対象とした人事考課制度には昇格基準が規定されておらず、SD研修との関連も明確ではないので改善する。

#### (4)全体のまとめ

本学はその機能を円滑かつ十分に発揮するために明文化された規程に基づき適切な管理運営を行っており、またその実現に向けて適切な事務組織を設置し、SDの実施など職員の育成に努めている。また、大学の使命である人材養成・学術文化の振興、地域貢献を円滑かつ効果的に進めるには教職員の協働は欠かせない。そのためには教職員の情報の共有が第一の条件となる。法人全体集会の際、理事長が学園全体の現状分析や将来構想を示して教職員間における情報の共有を図っている。

## 第10章 大学運営・財務

### 第2節 財務

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1: 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定  
 評価の視点 2: 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現在は平成 26 年度から平成 30 年度までの第 2 次 5 ヶ年中期財政計画（資料 10-2-1）の最終年度にあたり、過去 4 年間の目標値と決算との差異を分析・評価し、第 3 次 5 ヶ年中期財政計画を策定する予定である（資料 10-2-2）。年度割比率としては①人件費比率②人件費依存率③教育研究経費比率④管理経費比率⑤借入金等利息経費⑥事業活動収支差額比率⑦事業活動支出比率⑧学生生徒等納付金比率⑨寄付金比率⑩補助金比率の 10 項目に目標を定めている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
 評価の視点 2: 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
 評価の視点 3: 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立を図るためには限られた予算の有効な運用が求められる。その指標として「5 ヶ年中期財政計画」に基づいた適切な予算計画と管理を行う必要がある。平成 21 年度から平成 25 年度までの第 1 次 5 ヶ年計画は、大学の理学療法学科の増設に伴う校舎の改築、短期大学の廃止と人間発達学部の設置に伴う校舎の増築等を柱とし計画され実行された（資料 10-2-3）。平成 26 年度から平成 30 年度までの第 2 次 5 ヶ年中期財政計画においては大学の実習施設としてまた社会貢献としての健大クリニックの建設、学園創立 80 周年記念事業として記念誌の発行、記念式典の実施等を柱に財政計画を立案した。外部資金の受入れ状況は次のとおりである。

表.10-2-1 外部資金の受入れ状況（平成 25 年度～29 年度）

年 度	科学研究費補助金		受託研究費		共同研究費	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 25 年度	27	44,443,000 円	14	11,835,000 円	3	6,339,265 円
平成 26 年度	32	44,330,000 円	16	14,362,000 円	1	5,000,000 円

平成 27 年度	33	50,375,000 円	15	11,787,600 円	4	8,800,000 円
平成 28 年度	34	42,120,000 円	16	11,307,856 円	6	15,708,297 円
平成 29 年度	33	50,700,000 円	12	6,023,547 円	5	20,865,000 円

外部資金の獲得については積極的に支援をしており、毎年度科学研究費助成事業公募要領等の説明並びに科学研究費助成事業資金獲得に関する説明会を実施し、公募の促進と研究費の適正執行をサポートしている。その他の競争的資金についても研究支援体制を整えながら教員への情報提供を進め積極的な外部資金獲得による研究を促進している。

財務比率については平成 25 年度～29 年度の 5 ヶ年における大学単独と学校法人全体の資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに学校法人全体の「貸借対照表関係比率」を基に説明する。

#### 1. 事業活動収支計算書関係比率について

人件費比率は人件費の経常収入に対する割合を示す重要な比率であり、この比率が高くなると経常支出全体を大きく膨張させ経常収支の悪化を招きやすい。本学は大学単独では全国平均を下回っているが法人全体では全国平均並で推移しており安定している。教育研究経費比率は大学単独でも法人全体でも全国平均よりやや下回っているが、この比率が高くなりすぎると経常収支の均衡を崩す要因の一つともなるので許容範囲といえる。管理経費比率も全国平均並でその他の比率についても全国平均並で推移しており経営状態としても安定している。また、人件費の性格上一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易でないので特に注意が必要である。

#### 2. 貸借対照表関係比率について

固定資産構成比率は全国平均よりやや下回っているため問題ない。また固定負債構成比率は全国平均を大きく下回っており流動負債構成比率は全国平均並である。学校法人の資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標である自己資金構成比率は全国平均を大きく上回り財政的に安定しているといえる。その他の貸借対照表関係比率についても全国平均並に安定して推移している。

### (2)長所・特色

事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率とも適正に推移しており教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確保している。

外部資金の獲得については、積極的な支援の効果が表れ、同規模校に比べて件数、金額とも充実しており、その管理・執行も適切に行われている。

### (3)問題点

予算執行後におけるその適切性、効果を検証する仕組みの確立が必要と考える。

### (4)全体のまとめ

本学は教育研究を支援し、それを維持・向上させるために「5 年中期財政計画」に基づき必要かつ十分な財政的基盤を確立し財務を適切に行っている。

## 終章

この度作成した平成 30 年度版の点検・評価報告書は、本学で策定した自己点検・評価規則に則り、3 年・3 年・1 年のサイクルで作成する点検・評価報告書である。本学の自己点検・評価作業は毎年実施していたが、今回のように報告書を作成するまでの作業は実施してこなかった。平成 28 年度に受審した大学評価において、公益財団法人大学基準協会より示された改善点を意識し、改善に向けた作業の中で策定、正式に作業として確定して初めての報告書となる。

全学的に内部質保証を推進する部署はこの報告書を作成する期間中に発足せず、従前の実施方法を踏襲する形をとっているが、大学運営協議会という内部質保証の責任主体において全学的に推進する動きが活発化したことは大変評価できると考える。

理念・目的や各基準に対する大学としての方針については、適切に構成員に周知されており、「健大精神」＝「自利利他」についても大学教職員は元より学生にも浸透している。特に、2019 年度より改正した学則条文に「自利利他」を明記したことは、これまで以上の浸透が期待できる。

各基準においても、それぞれの部署にて内部質保証システムに則り PDCA サイクルを意識した活動の見直し・点検・企画といった業務を行っており、学生の学習成果の可視化に向けた指標開発も鋭意進行中である。

以上述べたように、本学は社会に認められる努力をし、それが評価され、平成 20 年の 1 学部 3 学科から 4 学部 7 学科 3 研究科の体制へと飛躍でき、専門資格を有する卒業生も輩出してきた。今後は、こうした活動を内部質保証の仕組みを適切に機能させ、教職員一丸となる中で、更なる飛躍を目指したいと考える。

本学の自己点検・評価活動は、平成 20 年度の認証評価を契機に、本格化した。その後も、その活動はたゆむことなく継続され、今日に至っている。その活動の成果であるこの報告書を、今後の大学の将来構想の検討に貴重な指針として生かすとともに、教育・研究・社会貢献の諸活動の豊富な成果を生み出すための原点として活用していただくことを期待する。

平成 31 年 3 月  
高崎健康福祉大学 FD・自己点検委員会